

平成18年第2回(6月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(6月8日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
行政報告.....	5
議会運営委員会委員長報告.....	7
報告第4号～報告第6号の上程、説明、質疑.....	13
議案第60号～議案第64号の上程、説明、質疑、採決.....	15
議案第65号～議案第66号の上程、説明.....	25
議案第67号の上程、説明.....	30
議案第68号～議案第70号及び議案第72号の上程、説明.....	31
県知事提出議案第1号及び議案第71号の上程、説明.....	33
散会宣告.....	36

第2号(6月12日)

議事日程.....	37
本日の会議に付した事件.....	37
出席議員.....	37
欠席議員.....	37
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	37
職務のため出席した者の職氏名.....	38
開議宣告.....	39
議事日程説明.....	39
一般質問.....	39

内 田 勝 行 君.....	3 9
飯 田 正 志 君.....	4 1
飯 田 宣 夫 君.....	4 5
杉 山 誠 君.....	5 2
小 森 勝 彦 君.....	5 9
森 良 雄 君.....	7 3
三 須 重 治 君.....	8 8
小 野 忠 宏 君.....	9 0
木 村 建 一 君.....	9 6
散会宣告.....	1 1 0

第 3 号 (6月13日)

議事日程.....	1 1 1
本日の会議に付した事件.....	1 1 1
出席議員.....	1 1 1
欠席議員.....	1 1 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 1
職務のため出席した者の職氏名.....	1 1 2
開議宣告.....	1 1 3
議事日程説明.....	1 1 3
一般質問.....	1 1 3
室 野 英 子 君.....	1 1 3
関 邦 夫 君.....	1 1 8
加 藤 章 君.....	1 2 8
木 内 一 郎 君.....	1 3 1
酒 井 勲 一 君.....	1 3 4
堀 江 昭 二 君.....	1 4 0
鈴 木 基 文 君.....	1 4 5
大 川 孝 君.....	1 4 9
散会宣告.....	1 5 3

第 4 号 (6月14日)

議事日程.....	1 5 5
本日の会議に付した事件.....	1 5 5
出席議員.....	1 5 5

欠席議員.....	1 5 6
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 6
職務のため出席した者の職氏名.....	1 5 6
開議宣告.....	1 5 7
議事日程説明.....	1 5 7
議案第 6 5 号～議案第 6 6 号の質疑、委員会付託.....	1 5 7
議案第 6 7 号の質疑、委員会付託.....	1 5 7
議案第 6 8 号～議案第 7 0 号の質疑、委員会付託.....	1 5 9
県知事提出議案第 1 号～議案第 7 1 号の質疑、委員会付託.....	1 6 4
議案第 7 2 号の質疑、委員会付託.....	1 6 7
散会宣告.....	1 6 7

第 5 号 (6 月 2 2 日)

議事日程.....	1 6 9
本日の会議に付した事件.....	1 6 9
出席議員.....	1 6 9
欠席議員.....	1 7 0
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7 0
職務のため出席した者の職氏名.....	1 7 0
開議宣告.....	1 7 1
議事日程説明.....	1 7 1
議案第 6 5 号～議案第 6 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 7 1
議案第 6 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 7 3
議案第 6 8 号～議案第 7 2 号及び県知事提出議案第 1 号の委員長報告、質疑、 討論、採決.....	1 7 4
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 0
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 1
議員派遣について.....	1 8 3
日程の追加.....	1 8 4
議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 4
閉会宣告.....	1 8 6
署名議員.....	1 8 7

平成 18 年第 2 回（ 6 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 1 号 6 月 8 日 ）

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日、24番、高田議員さんの方から今定例会の欠席の通知が来ておりますので、お知らせをいたします。

それでは、ただいまから、平成18年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は、24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めています。

なお、土肥支所長につきましては、公務のため、本日は欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名をいたします。2番、鈴木基文議員、3番、小森勝彦議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月22日までの15日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの15日間に決定をいたしました。

諸般の報告

議長（遠藤正寿君） それでは、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告につきましては、特に指摘事項はありませんでした。そのほか、議長の会議・出張等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

行政報告

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

初めに、市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） おはようございます。

行政報告を行います。

平成18年6月議会に先立ち、関係する諸議案を提出するとともに、行政報告を申し上げ、議員各位を初めとする市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

伊豆市発足後3年目を迎えましたが、今、国及び地方の行政が大きく変化しようとしております。この流れに迅速・的確に対応してこそ、伊豆市が時代の潮流に乗ることができるものと確信いたします。

さて、国の経済財政諮問会議では、「骨太の方針2006」の取りまとめに向けて、国・地方を通じた財政健全化、地方行財政制度の改革への議論が行われているところです。

本来、教育、福祉、警察、消防など、住民に最も身近な行政サービスを適切に提供していくことが、地方行政に求められている役割であり、地方分権改革は、そのためのサービスの担い手である地方の自主性・自立性を高めるためのものです。

これまで、地方公共団体はこのような認識に立って、徹底した事務事業の見直し、職員定数の削減などの行革努力を続けてきました。しかし、今回の経済財政諮問会議での議論は、住民サービスのあるべき水準や国と地方の役割分担などの議論が全くなされないまま、住民サービスの提供のために必要な財源を確保している地方交付税の削減だけが先行し、国の財政再建のみを優先した不合理な議論と言わざるを得ません。

このような中、静岡県市長会では、静岡県自治体代表者会議及び静岡県地方分権推進連盟の関係団体、さらには議員の皆様方と一体となって、真の地方分権推進のための地方行財政改革が実現されるよう、過日、東京の九段会館で行われた地方自治危機突破の緊急の全国決起大会を受けて、静岡県大会を開催すべく近く呼びかけを行っていく考えです。

今回の焦点は、まず、1、地方交付税等の一般財源総額の確保、2、国と地方の役割分担に見合った地方税財源の確保、3、地方改革案に沿った国庫補助負担金の廃止、4、公営企業金融公庫廃止後も公共施設整備が円滑に実施できるよう、長期受け入れの資金を安定的に供給できる調達機能の確保等を盛り込んだ内容となっており、大会の開催を通じて、国に対して静岡県として強く要望していく構えです。

さて、この大きな行財政改革のうねりの中で、伊豆市においては集中改革プラン並びに総合計画が策定され、実施段階に移しているところであります。合併3年目を迎え、行政組織の改革にあわせて、職員ともども資質の向上に努め、各自、職員としての自覚を持った行動

をとるよう努力いたします。

ここで、医療機関の問題として、伊豆保健医療センターにおける医師確保の対策について、昨年開かれた財団法人田方医療対策協会の理事会において、平成16年度は内科医の不足により診療に多大な影響が生じたことから、医師確保策について提起がなされました。

医師不足は伊豆保健医療センターに限ったことではなく、全国の地域医療を担っている病院などでは深刻な問題となっております。

このような状況のもと、健全な財政運営を踏まえた中で、どのような方策が有効であり、可能であるか、ことしの4月より、2市1町それぞれ1名の専任職員により調査研究を開始したところであります。その選択肢の一つとして、伊豆保健医療センターの一部事務組合化についても検討がなされており、現在、調査研究段階であります。

今後、調査研究が進む中で方向性が明確化されてくるものと考えています。よろしくお願いいたします。

次に、イベント報告といたしまして、過日行われました伊豆サイクルフェスティバルでは、自動車専用道の伊豆スカイラインを使った自転車レースが昨年に引き続き開催され、全国6カ所を転戦するツアー・オブ・ジャパン「伊豆ステージ」として定着しつつありますが、サイクルメッカ伊豆の名のとおり、伊豆地域がサイクルスポーツの聖地になることを願っております。

なお、本年10月28日からは、第19回全国健康福祉祭しずおか大会「ねんりんピック静岡2006」が開催されます。10月28日には、静岡スタジアム「エコパ」にて総合開会式が行われた後、29、30日の両日、天城ふるさと広場を会場にゲートボール競技が開催されます。

現在までの状況では、180チーム、約1,400名、審判団を含め約1,600名が市内21施設に宿泊する予定であります。この県を挙げての祭典に、市民全員がお迎えをする気持ちで臨んでいただきたいと思います。また、同時期に地籍調査全国大会が伊豆市で開催されます。さらに、このねんりんピックと同時に開催を予定しております伊豆市ウエルネス事業の一環でありますTO-JI博や修善寺温泉花かざりまつりも、あわせて伊豆市の魅力として紹介できるよう、よろしくお願いいたします。

終わりに、3月定例会では、議員各位にご承認をいただき、平成18年度予算を編成いたしました。静岡県では道路整備や環境整備に格別のご配慮をいただき、日向や矢熊地区における県道の重点整備及び天城北道路アクセス道路整備も現実のものとなっております。また、新火葬場建設においても、合併特例債予定事業として進んでいることとあわせ、これらは合併効果であると信ずるところであります。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中で、行政改革集中プランのもと、すべての面においてむだを省き、効率のよい予算執行をすることができるよう、職員ともども努力し、より効率的な行政運営と市民サービスの提供に努めてまいりますので、議員並びに市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで行政報告を終わります。

議会運営委員会委員長報告

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員長より報告を行います。

議会運営委員会委員長、堀江議員。

〔議会運営委員長 堀江昭二君登壇〕

議会運営委員長（堀江昭二君） 議会運営委員会委員長の報告をいたします。

ただいま議長から報告を求められました「平成18年第1回伊豆市議会定例会（第3日目及び最終日）における森良雄議員の不穏当発言の対応」に関する、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この件は、去る3月16日開催の3月定例会最終日に、市長から、森良雄議員の発言の中で「不穏当発言」があったとして、議長に申し出がありました。ついては、議会運営委員会の権限であります調査権「議会の秩序の取り扱い」事項に該当するため、議長から議会運営委員会に諮問されたものであります。

なお、その日の休憩中に議会運営委員会を開き審査しましたが、結論が出ず、また慎重に対応すべきことから、閉会中の継続審査とすることとなりました。このことにつきましては本会議の中で報告いたしましたので、全議員ご承知のことと思います。

次に、調査項目は、1点目が、森良雄議員の発言に対する「不穏当発言」に対する市長からの申し出について。

2点目が、同定例会3月13日（3日目）の森良雄議員の「随意契約」に係る一般質問内容に関するものであります。以上の2点でございます。

それでは、審査の詳細について説明させていただきます。

まず、1点目の森良雄議員の「不穏当発言」に対する市長からの申し出についてであります。念のため、申し入れ内容を読み上げます。

森良雄氏個人がだれを告訴しようと、森良雄氏個人のご判断によるものであります。個人が個人を告訴することは、議会とは直接的には何ら関係ないものと考えます。したがって、当議会において、森氏の「大城伸彦個人を告訴する」云々という発言は、議会における市長のイメージを悪化させようとする極めて不適切な発言と考えます。

つきましては、陳謝と、このことに関連した本定例会における発言について、議事録からの削除をお願いします。

伊豆市議会議長 遠藤正寿殿。

平成18年3月16日。

伊豆市長 大城伸彦。

以上が市長からの申し出でございます。

当委員会は、この申し出に係る森議員の発言箇所の会議録の反訳を議長に依頼し、事務局が反訳した会議録をもとに発言内容を検証したものであります。

発言内容であります。総務委員会付託案件の「委員長報告」に対する再質問の中で、次のように取り交わされました。

議長から、「議案に対して委員長に質問してください」というたび重なる注意にもかかわらず、森議員は、「質問を続けます」と言って、「弁護士訴訟費用をこの予算の中で出すのか、出さないのか。全然答えが出ていない。今、伊豆市で起こされている住民訴訟を皆さんどういうふうにお考えですか。

住民訴訟というのは、訴訟の形態なんです。訴訟の内容は示しておりません。

この訴訟は、伊豆市民が大城伸彦氏を被告として静岡地方裁判所に提訴したものです。

訴訟名は、平成17年（行ウ）第29号損害賠償請求権等行使請求事件というものです。

原告が、伊豆市にかわり被告に損害賠償を求めるものです。被告は伊豆市ではありません。

原告は、伊豆市にかわり代位請求しているのです。伊豆市は、この訴訟の当事者ではありません。通常4号請求といえます。

住民訴訟の4号請求とは、被告は、私という字を使う私人たる個人なんです。控訴費用を負担することはできません」。

以上のように、全く委員長報告に対する質疑ではなく、関係ない発言を続けられました。

次に、地方自治法第242条の2、住民訴訟の4号請求の件でございますが、住民訴訟の4号請求は、平成14年3月に地方自治法が改正され、弁護士訴訟費用についても改正となっております。

変更点でございますが、改正前には住民訴訟の相手方が個人でしたが、改正後は請求対象が普通地方公共団体の執行機関または職員に対して求める請求と変わったことから、当然その費用は普通地方公共団体が負担することとなりました。

よって、発言内容にあります「この訴訟は、伊豆市民が大城伸彦氏を被告として静岡地方裁判所に提訴したものです」という表現は、明らかに誤りであります。発言内容は、大城伸彦氏個人を指しており、当委員会としては、誤った法律解釈に基づく一連の発言は「大変不適切な発言であった」との見解で一致しました。

また、議題外である議員個人の住民訴訟に係る発言は、会議の本質から逸脱し、個人の見解を述べているものとの判断となりました。

なお、市長から申し出のあった「陳謝」についても、その意思がないことが確認されました。

以上が1点目の住民訴訟にかかわる結果でございます。

次に、2点目の平成18年第1回定例会3月13日（3日目）の森良雄議員からの「随意契約」に係る一般質問の対応についての調査結果を報告します。

これは、市長から、森議員の一般質問の中で「土肥のT機器店からは、見積り額を競合相

手に教えられ、1,000円違いで相手に取られた云々」の発言は、「市民に誤解と不信感を与えるような発言であり、根拠を明白にさせていただき、根拠が示せないなら本会議で陳謝を求める」という市長からの依頼があり、継続審査となりました。

まず、事務局が反訳した会議録により発言内容を確認しました。

一般質問において、まず1回目に森議員から、「土肥のT機器店からは、見積り額を競合相手に教えられ、1,000円違いで相手に取られたと苦情を寄せられています。この事実をご承知でしょうか、お聞きしたい」との質問がありました。

市長からの答弁として、「まず、随意契約について、土肥のT機器店からの苦情については、私は聞いておりませんし、また報告も来ておりません」との答弁がありました。

森議員からの2回目の質問では、「うちが取れるのに、価格が洩れている、こういう訴えはあるんです。土肥だけのケースではありません。私が随意契約を取り上げるようになったのは、こういう市民からの指摘なのです」との質問がありました。

これに対する市長の答弁は、「その随意契約についてですが、そのいろんな事実関係があるというんですけれどもその事実関係を示す証拠を示していただかないと私はよくわかりません。

こういう報告も上がっていませんし、そういうことがあったという話はそういう噂みたいなもの、真偽のほどはわかりませんが、よくよくある話であります。

いわゆる国会等というガセネタというやつが、あるいは取ろうと思ってがんばったけれども不幸にも運悪く取られたというようなこともあって、ややそういうご発言になっているかと思えます。

随意契約については森議員から住民審査の請求を受けておりますし、その中ではっきりさせていきたいとそんなふうに考えております」という答弁がありました。

さらに、3回目の森議員からの質問は、「ガセネタというお話がありましたけれども市長は土肥の業者から抗議のお手紙をいただいたことはございませんか。ぜんぜん知らない話ではないと思います」。

以上が「随意契約」の一般質問の状況でした。

次に、議会運営委員会の調査権に基づき、森議員と当局に参考人として出席を求めました。まず、当局側の結果報告をいたします。

1、3月議会会期中に、「土肥のT機器店とはどの事業所であるか」と当局側から森議員に問い合わせたところ、「某機器店」であるとのことでありました。

2、T機器店との契約状況を調査しましたが、平成16年10月に、業務委託契約「土肥市営住宅用設備点検」1件に見積聴取をしており、事務は土肥支所事業課で行っております。

その件の契約までの経過は、16年度の市営住宅の消火器点検業務委託（消火器27本、年2回点検）を郵便入札方式により行ったもので、2社の見積書を依頼し、決定したものです。

見積り額は、T機器店3万340円、S株式会社2万8,350円で、S株式会社に決定したものと

であり、ちなみに差額は1,990円でありました。

当時の担当者に確認したところ、郵便入札により、課長立ち会いのもと、同時開封し、安値であるS株式会社に決定したもので、森議員の言われることは事実ではないこと。

また、この契約等に対する苦情も市長及び土肥支所において受けていないとの説明でありました。

次に、当事者である森議員に参考人として発言趣旨を確認するために、当委員会に出席を求めました、「2回の出席拒否」の件についてご報告いたします。

まず、この出席依頼の法的根拠であります。これは地方自治法第109条第4項、109条の2第4項並びに伊豆市議会会議規則第110条第1項の規定、「委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる」によるものであり、議会並びに委員会運営上、大変重要な意味を持つものであると考えます。

1回目の通知は、平成18年4月6日付で、平成18年第1回定例会における森良雄議員の発言に係る継続審査課題の審査のためとあわせて、「当日は、「土肥のT機器店からは、見積り額を競合相手に教えられ、1,000円違いで相手に取られた」との森議員の発言について、「事実を示す証拠」を持参してください」ということで出席を求めました。

しかしながら、森議員から事務局へ欠席するとの連絡があったことから、私が電話で本人に確認したところ、会議の日程が当事者の都合を聞かない一方的な開催であること。会議録の抄本がないと発言内容の検証ができない。なお、テープによる聴取は面倒であるということから、応じられないとのことで出席を拒否されました。

「見積り額を競合相手に教えられたという件に関する証拠」の提出については、議事録の提供後とするとの回答がされました。

このことから、4月17日に議会運営委員会を開催し、森議員の欠席理由等を報告、協議し、再度、会議録の抄本の公開を条件に、証拠の提出並びに委員会への出席の依頼を再度通知することが決定しました。

なお、あわせて森議員の都合のよい日を事務局に連絡するよう記載することをつけ加えました。

次に、2回目は、平成18年4月20日付で出席要請の通知をしました。

内容は、「去る平成18年4月10日開催した議会運営委員会で、森議員から出席要請に応じられない申し入れがあり、協議した結果、森議員からの条件をかんがみ、議会運営委員会として森議員に関する継続審査の進捗を図るため、「調整中の会議録（抜粋）」を議会事務局に作成させ、会議当日、内容をご確認いただいた後、委員会として森議員からご意見をお聞きすることに決定したこと。

さらに、次回開催日について、平成18年5月19日までの期間のうち、1日都合のよい日を早急に議会事務局の方へ連絡していただき、調整後、改めて通知させていただくこと。

なお、再度、次回の議会運営委員会への出席を求めるとともに、当日には証拠の提出を求めるものです」という内容で通知しました。

しかしながら、2回目の出席要求に対しても出席拒否でありました。

通知後、4月24日に森議員が事務局へ来庁された折、平成18年4月20日付で通知した「議会運営委員会への出席依頼」について、事務局が議会運営委員会からの要請に基づき意見聴取を行った内容を報告いたします。

まず、4月20日付の通知について確認をしたところ、「受理をしている」とのこと。

また、「都合がよい日の連絡並びに出席の件」については、「委員長からの出席要求は大変失礼であり、呼び出しの理由、根拠が不明である」とのこと。

なお、事務局から森議員に出席をお願いするに至った経過及びご理解をしていただくためのもろもろのルールについての説明をし、それに対する森議員の意見を求めました。

その内容等について報告します。

まず、「出席をお願いした経過について」であります。さきの3月16日開催の本会議における森議員の発言に伴い、休憩をとり議会運営委員会を開催した結果、「森議員の発言内容の確認」が議会運営委員会の閉会中の継続審査案件となり、調査結果は次期定例会に報告予定とする旨が報告されたことを説明した。

その審査のために、森議員に参考人として出席をお願いしたこと。

次に、「出席について」は、事務局から招集の根拠法令について資料を渡し説明を始めたが、「出席義務はない」と一蹴され、結果的に説明は拒否された。

森議員から、「私は委員会に出席するつもりはないことを事務局から委員長に伝えてほしい」と申し渡された。

また、出席条件として示された「会議録の作成」については、「継続審査の進捗を図るため、「調整中の会議録（抜粋）」で確認をしていただき、ご意見をお聞きすることになっている」ことの件についても、あくまでも早く会議録を作成することのみを求められ、「調整中の会議録（抜粋）」で確認並びに他の議員と同様にテープの聴取による発言内容の確認については、拒否をされた。

最後に、「土肥のT機器店についての証拠の提出」についてであります。この件について尋ねたところ、「証拠を提出すれば、自治法の100条調査を議会として実施してくれるのか」との森議員の質問に対し、「証拠として提出していただいた資料を検証し、議会の方針が決まっていくものと思います」。

なお、「証拠として認められない場合は、森議員の発言が適切でなかったことになると思います」と申し伝えた。

以上のとおりでありました。

さらに、3回目の出席依頼をした結果であります。6月5日開催の議会運営委員会への3回目の出席依頼を5月26日付で行いました。

その際、第1回目の欠席確認の折、森議員から、「見積り額を競合相手に教えられたという件に関する証拠」の提出については、「議事録の提供後」とするとの条件提示に基づき、今回会議録を同封し、「証拠の提出」とあわせて「出席依頼」の通知をいたしました。

その結果、5月30日に森議員が事務局に来庁された折、事務局長から森議員に確認したところ、「その件については答える気がないこと。審査の手続が誤っていないか。議運がどのような権限で審査、出席依頼をしているのかわからない」と言われたとのことでありました。

この件については、委員会出席要求に係る根拠について、通知文並びに口頭で既に森議員に説明をしてあるところでございます。

にもかかわらず、さらに今回の通知にも、根拠法令等として「地方自治法第109条第4項（常任委員会）、109条の2第4項（議会運営委員会）並びに伊豆市議会会議規則第110条第1項の規定による」と明記してありましたが、欠席されたということは、罰則規定はないものの、議員としての資質を欠く結果となっております。

以上、3回にわたる出席要求に対して森議員は「欠席」であったと同時に、「証拠」の提出もありませんでした。

ただいまご報告したとおり、委員会への森議員の出席拒否理由を勘案いたしますと、「土肥のT機器店からは、見積り額を競合相手に教えられ、1,000円違いで相手に取られた、と苦情」の関係については、当局の言う「根拠を示す確たる証拠」は示せないためと解し、委員会としては「事実とは異なることであると確認せざるを得ない」との判断となりました。

こうした審査経過を総括いたしますと、これらの一連の発言は伊豆市議会会議規則、委員会条例並びに申し合わせ事項等、法規に基づいて運営されている伊豆市議会の運営を著しく損なうものであること。

また、伊豆市議会議員としてモラルに欠ける発言、行動であり、今後のスムーズな議会並びに委員会運営に支障を来すものであること。

さらに、このような発言は、森議員が常に主張されているコンプライアンスに反する行為と言わざるを得ないとの結論に至りました。

よって、今後は森議員が常日ごろ発言されておりますコンプライアンス「法令遵守」並びにモラルをみずから徹底されるよう、申し入れるものであります。

最後に、議会運営委員会といたしましては、今後は伊豆市議会議員として品位ある行動、発言をされるよう本議会において求めて、委員長報告を終わります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

森君。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） ただいま委員長報告がありましたけれども、議会運営委員会って何をやる場所なんですか。内容を聞いていると、私の発言を問題視しているだけだ。そこか

ら、議長及び議会運営委員長にお聞きしたい。議運というのは何をやる場所なんだ。

議長（遠藤正寿君） 森議員、ただいまの報告に対しての質問をお願いします。

10番（森 良雄君） それと、参考人という名前が出ておりましたが、参考人という名前が出たからには、それなりの手続が必要だと思うんですが、議長及び委員長、参考人招致のための手続をどのように理解しておりますか。

私は、再三、議運からの連絡状に対し、「失礼だ。失礼だ」と言っておる。議長及び委員長、議長も当然議運に出席しているんですから、これは承知しているはず。参考人を呼び出すための手続があるはずだ。このような失礼な文書に対して私は応じる考えは全くない。

市長がどのような考えで議運に申し入れたかは承知しないが、まずその申し入れ書を見せていただきたい。それすらない。

私は再三、「議事録を見たい」と言っている。出たのは、つい先日じゃないですか。

本件については、当然告発されるのでしょうか。ここでどうこう言っても問題解決はないでしょうから、裁判の席上でしっかりやってもらいたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員、委員長に対する質問はどういう趣旨だが、もう一度。もう一回、委員長に何を聞きたいか。これ質疑ですから。

10番（森 良雄君） 委員長及び議長、参考人を呼び出すための手続はどうなっているんだ。それに尽きる。

議長（遠藤正寿君） あなたに招集のお願いしたのは地方自治法の中で、委員長の報告があったように思いますが、委員長、では答弁願います。

議会運営委員長（堀江昭二君） 今、報告の中にもありましたように、これは地方自治法の第109条第4項、それから第109条の2第4項によって、いろんなわからないことがある場合には、委員ではない議員もその出席を求め意見を聞くということができるということでありますので、それによって出席を求めています。

議長（遠藤正寿君） これで終わります。

報告第4号～報告第6号の上程、説明、質疑

議長（遠藤正寿君） それでは次に、日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）から日程第8、報告第6号 平成17年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越しの報告についての3件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第4号から第6号までの3議案の提案理由を申し上げます。

まず、報告第4号 専決処分の報告につきましては、交通事故に伴う和解及び損害賠償の

額の決定によるものであります。

また、報告第5号及び第6号につきましては、平成17年度一般会計予算の継続費精算報告及び継続費繰越しの報告に関するものであります。3月の定例会において各会計の最終補正で議決をいただいたもので、新年度最初の議会で報告するものであります。

それぞれ議案の詳細につきましては担当部・局長に説明させますので、よろしくご審議の上、受理いただきますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

報告第4号については、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、報告第4号 専決処分の報告について説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定についてということでございまして、これは、下にございますが、事故発生日、場所、平成18年3月13日、伊豆市の月ヶ瀬バス停付近で起きた事故でございます。

事故の概要につきましては、火災現場に消防方面隊第8分団の消防車両が急行していたところの事故でございます。相手方のあることとございますが、相手との和解、それから損害賠償の額が決定いたしました。損害賠償の額、13万1,281円ということで決定したということで、専決をさせていただいて、議会に報告をいたすものであります。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 次に、報告第5号と6号については、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 報告第5号 平成17年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告書を調製いたしましたので、報告いたします。

議案は4ページですが、1枚めくりまして5ページで説明いたします。

表の左側をごらんください。

継続費は、10款教育費、2項小学校費、事業名は土肥小学校体育館建設事業です。平成16年から17年度の2年間の継続費で、継続費の総額は、最下欄に計とございますが、2億8,930万円、それに対しまして、決算とも言うべき実績欄の支出済額が2億7,905万9,000円、差し引き1,024万1,000円となりました。財源は、国県支出金が2年間で1億1,908万円、地方債が1億2,730万円で、計画、実績とも同額で変わりません。16年度と17年度の年割額は表のとおりでございます。

土肥小学校体育館は、鉄筋コンクリート造2階建て、1階が駐車場、2階が体育館で、お

かげをもちまして昨年 8 月に完成しております。

以上で、報告第 5 号の説明を終わります。

続きまして、報告第 6 号 平成17年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越計算書を調製いたしましたので、報告いたします。

議案は 6 ページですが、1 枚めくりまして 7 ページで報告をいたします。

継続費は、10 款教育費、2 項小学校費、事業名は修善寺東小学校体育館建設事業で、継続費の総額は 2 億 8,180 万円です。17 年度の予算計上額は 1 億 1,810 万 5,000 円に対し、支出済額が 1 億 674 万 9,000 円ですので、予算計上額から支出済額を差し引いた残額が 1,135 万 6,000 円となります。この残額は、翌年度である本年度 18 年度の繰越額となるものです。

修善寺東小体育館は、鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積が 1,084.5 平方メートルで、子供たちが夏休み中でありましてこの 8 月末に完成を目指しております。

以上で、報告第 6 号の説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

古見君。

11 番（古見梅子君） 土肥小学校体育館の件なんです、前議会だったと思うんです。前々回だったでしょうか。土肥小学校で工事の見積もり以上に出たことで、700 万円ぐらいの、超分ちょっとはつきりしませんけれども、その見積もりオーバーしたんだけど、これを見ますと、1,000 万円以上残ったということで解釈してよろしいんでしょうか。そうすると、そのときの見積もりはオーバーしたけれども、実際には余ったということですね、それ以上に。そういうことでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 結果的にはそういうことになります。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

11 番（古見梅子君） はい。

議長（遠藤正寿君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） それでは、これで質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 3 件の報告について、受理することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、本 3 件は受理をいたしました。

議案第 60 号～議案第 64 号の上程、説明、質疑、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第9、議案第60号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例の一部改正）から日程第14、議案第64号 専決処分の報告及びその承認について（平成18年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第1回））までの5議案、1報告を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第60号から議案第64号及び報告第7号までの6議案の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、条例、補正予算の専決処分の報告及び承認に関するものであります。いずれの議案も4月1日から施行されるもので、地方自治法の規定により、議会を開催する時間もなく、専決処分をいたしました。

それぞれ議案の詳細については担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第60号、議案第62号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、私の方から2条例につきまして説明申し上げます。

ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第60号、税条例の一部改正条例でございます。

これは、3月31日に地方税法が改正されたことによります税条例の改正でございます、11ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正でございますが、主には個人市民税の改正、それから固定資産税の改正、それからたばこ税の改正というのが主たるものでございます。

税条例の改正につきましては、非常に読み下しにくい条例でございます、28ページ以降、新旧対照表をつけてございます。改正の趣旨の概要のみを報告させていただくという形をお願いしたいと思います。

まず、改正でございますが、個人住民税の主な改正点でございます。これは、国の三位一体改革、この一環としまして、所得税から個人住民税への税源移譲を行うための地方税の改正に伴いまして改正を行うものでございます。

まず、国税であります所得税、この税率が平成20年度より改正されまして、所得税が段階的に減少するというので、その分その財源が移譲されるということになります。それに伴いまして、住民税であります税率を改正するというものでございます。現在、住民税につきましては、所得に応じて3段階に分かれて、それぞれの税率で課税されておりますけれども、

これを来年度課税から一律10%にするという改正でございます。

また、この改正によりまして、所得税が減少するわけでございますけれども、この所得税で控除し切れない金額というのが出てまいります。これを調整するために新たに調整控除、もう一つ住宅借入金の特別税控除枠というのを住民税の方に新たに設けるといことで、所得税で控除できなかった分を市民税の方で控除分を調整するという制度を新たに作るものがございます。

それから、個人住民税の改正点の2点目としまして、定率減税、これが本年度で廃止をされるということに伴いまして、19年の6月の徴収分から廃止ということになります。これにかかわる改正ということになります。

それから、3点目は、これも20年度より損害保険料控除が廃止されまして、地震保険料控除という形の新しい控除制度ができるということでございます。

ちなみに、今までの長期損害保険料控除、1万円を限度としておりましたけれども、18年度の契約まで今までどおり適用されるという改正になります。

続いて、固定資産税の改正でございます。

固定資産税は3年ごとの評価替えということで、それに伴い、課税標準の計算方法、これを改正するというのが大きな点、それから住宅耐震改修に伴います減額措置、これを新たに設けるという改正でございます。

1点目の課税標準の計算方法でございますが、これは18年、本年度から20年度まで適用するというものでございます。税額につきましては、従前、課税標準額に1.4%を乗じた額でありまして、この額については今までのとおり変わりはありません。計算方法が変わったという形になりますが、宅地の固定資産税、これの課税標準額といいますのは、現在前年度の課税標準額と新たにできた評価額、これを比較してどの割合にあるかというようなことで、負担水準という形で決定をするということでございますが、今回の改正では、この負担水準が低い宅地、これについて上げ幅を大きくするという形での調整でございます。商業地の宅地、これについて、負担割合が60%以下の低い水準にあるものについては、評価額の5%を前年度の標準額に加えて計算するというので、改正となりました。

ちなみに、商業地の平均の宅地でございますが、伊豆市64%という形になりますので、平均的には今年度課税標準額を据え置くという形の位置づけになるかと思っております。

それから、住宅用地、これにつきましても住宅用の特例というのがございまして、通常の宅地よりも3分の1あるいは6分の1の評価額を検討しておりますけれども、これも同じように負担水準の著しく低いもの、これらについては、先ほどの評価額に5%を乗じていただくという形の計算方法になるということでございます。宅地につきましては、伊豆市の平均で75%ということでございますので、若干、宅地については、平均以下の負担水準の人は上がるという状況が出てこようかと思っております。

それから、2点目の地震対策に伴います住宅の耐震改修に伴う減額措置ということで、新

たにできるものでございますけれども、これは昭和57年1月1日以前に建築された建物ということになります。減額措置として、改修にかかわる固定資産税額の2分の1というようなことで、これを実施する年度によって3年、2年、1年と、早く改修するほど減額措置が、最大3年でございますが、受けられるという制度になっております。

最後でございます。

市町村のたばこ税の税率、これが1,000本当たり2,977円を3,298円ということで、1本当たり0.331円値上がりをするということでございます。これは、市へ入るたばこ税の税率でございますが、ちなみに、国、県、市の地方税の合算でいきますと、1本当たり0.852円の引き上げという形になります。

以上、改正の概要でございます。

新旧対照表をつけてございますけれども、ごらんいただいて、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

すみません、もう1点ございました。議案第62号、80ページでございます。

伊豆市の消防団員等公務災害補償条例の一部改正条例ということで、専決処分の承認案件でございます。

81ページをごらんいただきたいと思っております。

この条例でございますが、本年3月27日付にて、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令ということで公布されまして、これが4月1日より施行され、公布されました。これによりまして、伊豆市の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を改正する必要性が生じたので、条例の中の補償基礎額及び介護補償額、これらを引き下げる改定を行うものでございます。それぞれの額の引き下げの改定でございますので、減額する条例でございますので、不利益不遡及の原則によりまして専決をさせていただくというものでございます。

また、この改正にあわせまして、第8条の「監獄」を「刑事施設」に改めるという形で、これは刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の改正に基づく用語の改正でございまして、あわせて専決処分により改正をいたすものであります。

以上、ご承認いただきますよう、報告いたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、議案第61号、議案第64号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、議案第61号の伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

新旧対照表により説明をいたしますので、資料の70ページをお願いいたします。

まず、第1条関係でございますが、第2条第3項及び第14条第1項では、介護納付金に要する費用を充てるため賦課している介護納付金賦課額の限度額を「8万円」から「9万円」に引き上げるものでございます。

次に、72ページの附則第4項から第7項を加える改正については、平成16年度税制改正に伴い、65歳以上の年金受給者の国民健康保険税所得割基礎額が増加することから、所得割額の算定基礎及び軽減基準所得から、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除するものであります。

次に、75ページ、76ページの附則第16項及び附則第17項を加える改正でございますが、外国での配当及び利子所得等が個人住民税において分離課税されているため、これを国民健康保険税課税所得に加えるための改正でございます。

次に、77ページの第2条関係でございますが、附則第8項から附則第15項は、地方税法における個人住民税の市町村分適用条項が改正されたことにより、国民健康保険税条例の改正に必要が生じたための改正でございます。

次に、議案第64号について説明をさせていただきます。

資料は89ページをお願いいたします。

平成17年度の伊豆市老人保健特別会計におきまして、歳入が歳出に不足を生じたので、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべく、必要な資金を平成18年度老人保健特別会計予算において充用し、平成17年度での不足額を補てんするため、補正予算額の専決処分をしたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、国庫負担金及び県負担金の精算予定額を下回った概算プランによるものでありまして、平成17年度老人保健特別会計において最終支払いとなる2月診療分の支出額に対し収入額が不足することから、地方自治法施行令第116条の2に基づき繰上充用を行ったものでございます。

歳出総額より歳入総額を差し引いた不足額は2,932万6,608円となります。したがって、歳入補正の財源といたしましては、92、93ページの2款1項1目医療費負担金の精算による追加交付となる2節過年度分として2,932万7,000円を計上し、歳出につきましては、次ページの3款1項1目の前年度繰上充用金の2節補償補填及び賠償金として2,932万7,000円を計上いたしまして、歳入歳出予算額を41億2,062万7,000円とする補正を行いましたので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第63号について、土木部長。

〔土木部長 鈴木幸司君登壇〕

土木部長（鈴木幸司君） それでは、86ページ、主に87ページをお願いしたいと思います。

専決の報告をさせていただきます。

本路線は、伊豆縦貫道路の大平ハーフインターのおりた地点から、県道修善寺天城湯ヶ島線に通じる延長約500メートルの道路であります。

昨年は、主にピヤーといいまして、川の中ほどへ建てる橋脚1基と用地補償が主でございました。そのうち、用地補償の概要を申しますと、20件16人が該当でございました。そのうち、3件2名の方の用地が、3月いっぱい頑張ったわけですができなかつたというこ

とで、923万円の繰り越しをお願いするものです。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、続きまして報告第7号については、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、報告第7号、繰越明許費の報告についてをご説明させていただきます。

先ほど、議案第63号の一般会計の補正予算につきましては専決ということをお願いしてございますが、これも含む形での繰越計算書の報告となります。

ページは9ページでございます。

地方自治法第213条第2項及び地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、今回やむを得ない理由によりまして、ここに羅列してございます7本の事業につきまして繰り越しというものでございます。

まず、上からいきますと、火葬場の敷地造成工事、翌年度繰越額は7,800万円、財源的には7,410万円の合併特例債、一般財源が390万円ということでございます。

2番目は、新山村振興等農林漁業特別対策事業、繰越額が9,282万4,000円、国県支出金が6,300万円、一般財源2,982万4,000円。

それから、市道33366号線整備事業として、繰越額345万円、一般財源345万円でございます。

続きまして、天城北道路関連事業、先ほど申し上げましたように、翌年度繰越額が923万円、合併特例債870万円、53万円の一般財源ということでございます。

続きまして、その下の農業用施設災害復旧事業1,090万円、国県支出金が394万9,000円、一般財源695万1,000円。

続きまして、林道災害復旧事業441万5,000円、国県支出金318万5,000円、災害復旧事業債50万円、それから一般財源が73万円。

それから、道路橋梁災害復旧事業9,978万5,000円、国県支出金が5,900万円、地方債、災害復旧事業債でございますが2,610万円、一般財源として1,468万5,000円。

計7本、繰越額が2億9,860万4,000円、国県支出金が1億2,913万4,000円、地方債が1億940万円、一般財源として6,007万円ということで、以上の事業につきまして繰り越しをさせていただきますというものでございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木村議員。

26番（木村建一君） とりあえず、1つだけお伺いします。

消防団員の公務災害における補償額が下がったという、政省令をもって下がったという説明がありましたが、上位法に基づいてということは伊豆市にとってもわかります。そういう

前提条件のもとで具体的にお尋ねしたいのは、伊豆市にとっては、本当に消防団員の方々のそういう苦勞というのは、当然、市長及び助役、それから担当部長ご存じだと思うんですが、災害、もし何か事あったときに、本来は現状よりかぶやすのかなと思ったんですが、減らしましょうということなんですね、専決しましたのは。政省令を受けてどのようにその辺は判断をされたのか、もし討議した内容がありましたらお願いします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） この金額について協議をしたことはございません。国の準則に準じて改正をしたということをごさいます、これも金額が上がる場合もありますし、下がる場合もあります。そのもとになるのは人事院勧告、これを基準額にしているというふうに思っています。それによりまして改正をいたすものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

では、次に森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。4点ほど質問させていただきます。

議案第62号、今の質問もありましたけれども、私は常々消防団員と話しするとき、「あなた方の仕事は危険な仕事だから、安全第一でやってくれ」と言っておるんですが、議長さんなんかも同じような意見だと思うんですけれども、これは非常にささいな額なんですよ。据え置くというようなことはできなかったのかどうか、お聞きしたい。

次、第63号及び報告第7号と議案第64号、1つずつやっていきますけれども、この3つは予算に関することなんです。予算に関することを専決でやっていらっしゃる。当然、それなりの事情があったと思うんですけれども、やはり予算審議は議会の重要な仕事です。軽々しく専決でやるべき問題ではないと思いますので、その辺お考えをお聞きしたい。

それと、1つずついきますので、今言ったこと。

議案第63号、ページ86ですね。道路橋梁費、この内容の説明はあったんですけれども、もっと詳しく説明していただきたい。ということは、市民の中から、「あそこどうなっているんだ」と。「何であそこは工事進まないんだ」というような質問がよくあるんですよ。ですから、どこのどういうところが、どういう理由で、こういうふうになったのか、お聞きしたい。

次、報告第7号、9ページ。一通りはご説明あったんですけれども、ここに書いてあることが読まれただけで、中身についてはさっぱりわからない。また、これだけのものが繰り越されたということは、やはりそれなりの理由があったんだと思うんです。やはり、どこが、どういう理由でこうなったのか、しっかり説明していただきたい。できれば書類で、次の議会、来週ですか、でも出してもらおうような、説明書を出していただけないでしょうか。

続いて、議案第64号、やはりこれも予算に関することですので、ぜひこういうものは早目にやる。当然、5月には全協もあったんですから、議会が開けなかったとは私は理解できな

い。こういう事態が発生したら、速やかに議会を開いて議会に上程すべきではないかと思えますけれども。専決についての考え方をひとつ市の方からよろしくお聞きしたいと思います。それと、個々の質問した内容、よろしく頼みます。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず最初に総務部長、62号について。

総務部長（平田秀人君） 先ほどの木村議員と基本的には同じかなと思いますが、据え置くことはできないか、あるいは市独自の上乗せ基準ができないかということであろうかと思えます。

これは、やはり補償あるいは年金にかかわる関係、国の共済に加入というような形の中で進めているものでございます。その基準により改正をするということで、現在のところ市独自のそういう体系を組むということは考えてはおりません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） ただいま森議員の中の軽々しくというお話がございましたが、自治法上、専決については179条の規定によりまして、議決すべき事件における補充的な手段として、市長、いわゆる長の専決処分の権限に対して規定しております。すなわち、この専決処分というのは市長の権限としてございますので、当然3月31日までに、先ほども申し上げましたように、いろんな事由があると思えます。それに伴いまして、どうしてもやりきれないような状況に陥った場合、単年度会計というのは出せるわけですので、単年度会計にできない状況の場合には、市長の裁量として専決処分として繰り越すということができるということでございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それでは、市道21006号線、いわゆる通称嵐山線桂遊通りの工事概要についてご説明いたします。

これは、16年災は道路災害復旧事業ということで災害の査定を受けたわけですが、途中で地すべり事業ということで、また災害査定を受けなおしをしました。

この箇所は1箇所のように見えますけれども、実際は一番下が堤防敷、その次に農林の事業がありまして最後は土木の事業ということで、今までは見えない部分と見えますか、アンカー坑をやってそれがほとんど終わりに近いと思えます。その上に軽量盛土工法を行い、そういった見える事業をどんどん行って、なるべくスピードアップしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） これは、私は専決しちゃいかんということを言っているのではないんですよ。専決処分をしたら直近に議会を開きなさいということをしてたしか言っていると思うんだよね。今、6月ですよ。今は、企画部長、3月31日とおっしゃったでしょう。5月に全協も開いているんです。やろうと思えば、議会開くことできるのではないですか。専決し

ちやいけいとはいっていないんだ。予算、当然、市長の大切な仕事かもしれないですけども、議会は予算を審議するというのが議会の一番大きな仕事なんですよ。その辺もよく考えていただきたい。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

ほかに。

杉山議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山です。

税条例の21条なんですけれども、所得割にかかわるところで、今まで3段階に分かれていたものが100分の6ということで統一されたということなんですけれども、単純に考えると、低所得者の税負担がふえるのではないかとこのように考えてしまうんですけれども、総額的に見るとどうなんでしょうか。要は、700万円超える人の税率は下がって、200万円以下の人の税率が上がるということで、ほかに理由はいろいろ説明をいただいたんですけども、その辺がちょっとよく理解できないものですから、いま一度説明をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 一律に10%にすることによる低所得者への負担が大きくなるのではないかとこのご質問であろうかと思えます。これについて、これを調整すべく、調整控除という形で、負担が大きくならないようにという調整をまずするということが1点でございます。

それから、もう1点は、市民税は高くなるけれども、所得税は低くなるという形で、個人が負担する税金の総額、これは基本的には変わらないという形になっております。モデルで年間の収入で大体1,100万円ぐらいまでの方、これについては、所得税と地方税の総額については変わりございません。1,100万円以上の方については、若干軽減になるというような制度改正でございます。

いずれにしても、この制度を改正するのは平成20年度という形で、本年度は従前どおりの課税が行われるということでご理解いただきたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須です。

87ページですけども、天城北関連、この不調になっている部分というのは、住宅地に関するものか、農地か、どちらですか。

土木部長（鈴木幸司君） 2件とも農地です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第60号から64号までを採決いたします。

まず、議案第60号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって、議案第60号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第61号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって、議案第61号は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第62号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって、議案第62号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第63号と報告第7号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって、議案第63号は原案のとおり承認することに決しました。あわせて、報告第7号も受理をされました。

続きまして、議案第64号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり承認することに決しました。

これより休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

それでは、休憩に入ります。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第65号～議案第66号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第15、議案第65号 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定についてと、日程第16、議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第65号及び議案第66号の提案理由を申し上げます。

まず、議案第65号の提案理由でございますが、平成17年度の決算につきましては、平成18年1月末日をもって営業を停止したため、10カ月間の決算となりました。

伊豆地域における観光産業の低迷状況は、依然として明るさが見えてこない状況にあり、経営環境は大変厳しいものとなっております。

当ふじみ荘の宿泊利用者は9,184人、休憩利用者は2,943人で、営業収益9,419万6,839円を計上したものの、対前年同月比においては478万1,521円の減収となりました。一方、営業費用は9,715万51円となり、うち9,065万1,560円が施設経費、残り649万8,491円が減価償却費となっております。その結果、232万2,233円の欠損となりました。

いずれにいたしましても、築40年の当施設を運営するに当たり、開業以来、好・不況の状況に対応し、歳出削減等を努力してまいりましたが、本年度10カ月における決算で純損失を計上することになってしまいました。当ふじみ荘は旧土肥町の時代より地域の宿舎として愛され続けてきましたが、施設の老朽化は予想以上であり、本年最終の決算となるわけですが、現在売却することを前提に事務を進めております。

本件詳細につきましては企画部長に説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第66号の提案理由を申し上げます。

平成17年度の決算につきましては、平成18年1月末日をもって営業を廃止したため、10カ月間の決算となりました。

国民宿舎は、国民生活の福祉の向上と健康の増進を図ることを目的として整備されたものでありますが、時代のニーズの変化に対応し切れない面もあり、経営環境は大変厳しいものと感じておりました。

そうした状況下等、木太刀荘の宿泊利用者は1万5,608人、宿泊利用率にあっては47%台まで回復しましたが、また休憩利用者も1,157人と前年同月比130.7%と大幅に増加いたしました。事業実績ですが、営業収益1億4,247万4,656円を計上し、前年同月対比は965万1,100円の増となりました。営業費用は1億3,513万4,528円となり、今年度純利益833万4,068円を

計上できました。職員と関係各位の努力、ご理解のたまものと深く感謝申し上げます。

これも、築44年という当施設を経営するに当たり、ここ数年来、歳出削減等を努力すると同時に、いろいろな企画を実行し、多くのリピーターを得て、万全の体制をもっておもてなしをしたことがこの結果を生んだものと思います。

本件につきましても企画部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第65号、議案第66号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、最初に土肥ふじみ荘の事業実績からご報告させていただきます。

102ページをお開きいただきたいと思います。

ふじみ荘における損益計算書でございます。

先ほど、市長申しましたとおり、利用収益においては8,856万4,646円、営業収益、計が9,419万6,839円、それから営業費用でございますが、9,715万51円、ここにおける営業損失が295万3,212円というふうになりました。営業外収支の差し引きをしまして、最終的に経常損失として256万1,684円、なお特別利益、いわゆる固定資産の売却益でございますが、これが23万9,451円ほどございまして、当年度の純損失が232万2,233円ということになりました。

続きまして、103ページをお開きいただきたいと思います。

剰余金の処分の計算でございますが、未処分利益剰余金が前年度より317万1,076円ございました。本年度の純損失を差し引きまして、当年度の未処分利益剰余金が84万8,843円という形になっております。

なお、剰余金の処分については、今年度、純損失ということでございますので、計算書は添付してございません。

続きまして、105ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

資産の部でございますが、有形固定資産が最終的に1億4,916万4,394円、固定資産合計が1億4,918万3,394円ということでございます。

なお、流動資産につきましては、現金預金7,515万5,223円、流動資産の合計が7,722万8,856円、資産合計2億2,641万2,250円という形になりました。

続きまして、106ページの負債でございますが、負債合計につきましては359万4,800円ということになりました。資本合計が1億6,144万1,604円、資本剰余金が2,834万2,227円、そ

の下の利益剰余金が3,303万3,619円、資本の合計が2億2,641万2,250円ということで、先ほどの資産合計と合致するというところでございます。

続きまして、事業報告でございます。

107ページでございますが、宿泊利用者は9,184人ということで、前年同月対比で比較しますと164人の減、休憩利用者については、同じ前年の同月対比をしますと365人の増ということでございます。宿泊利用率については30.5%というふうになっております。

それから、下の職員の数でございますが、17年3月31日現在6人おりましたけれども、経営の悪化が見込まれましたものですから、2人を減らしまして4名で営業をやっておりました。結果として、4名でもこれだけの赤字が出たという状況でございます。

それから、108ページをお開きいただきたいと思っております。

業務量という一番上の表でございますが、これは2月、3月を入れてございません。前年度との比較がこれでごらんいただければというふうに思っております。

土肥ふじみ荘は、いずれにしましても、220万円ほどの赤字という状況でございましたので、ご理解をいただければというふうに思っております。

続きまして、木太刀荘の会計のご報告をさせていただきます。

まず、121ページをお開きいただきたいと思っております。

損益計算書でございます。

宿舎の営業収益のうち、利用収益が1億3,199万9,965円、計1億4,247万4,656円というふうになっております。

それから、宿舎営業費用でございますが、1億1,746万5,443円が宿舎経営費でございます。減価償却費は1,175万3,576円となっております。宿舎営業費用合計が1億3,513万4,528円。

営業利益におきましては、734万128円。経常利益につきましては、833万4,068円という結果になりました。これが当年度の純利益にそのまま移行してございます。

それから、剰余金の計算書は、積立金合計3,487万4,400円ということで、122ページの一番下をごらんいただければと思っております。

それから、123ページ、未処分利益の剰余金の状況でございますが、357万7,685円、それから建設課への積立金の積み立てを入れまして250万円、繰越利益剰余金が107万7,685円という形になります。差し引きでございます。当年度の純利益が833万4,068円ということでございますので、未処分利益剰余金が941万1,753円になるということでございます。

そして、次のページに処分計算書(案)ということで提示させてもらってございますが、未処分利益剰余金が941万1,753円でございますが、本年度廃止ということがございましたものですから、処分をしなかったため、そのまま翌年度の繰越利益剰余金として941万1,753円を計上してございます。

続きまして、125ページの貸借対照表でございますが、有形固定資産合計が4億5,305万1,800円、固定資産合計が投資の額を入れまして5億805万1,800円ということでございます。

それから、次のページの流動資産におきましては、現金預金が1億2,252万9,698円、流動資産合計が貯蔵品、クーポン等を合わせまして1億2,347万4,407円、資産合計が6億3,152万6,207円ということでございます。

続きまして、負債でございますが、負債合計が、127ページの一番下の欄でございますが、294万9,991円。

続きまして、128ページの資本の部でございますが、資本金合計が5億8,429万63円、未処分利益剰余金が、先ほどの処分のところから来ますけれども、941万1,753円、剰余金の合計4,428万6,153円、負債・資本合計が6億3,152万6,207円ということで、資産合計と合致しているという状況でございます。

それでは、事業報告でございます。

宿泊関係でございますが、先ほどのふじみ荘と同じように、同月対比でご説明をしてあります。1,140名増の1万5,608名、それから日帰り利用になりますと、前年同月対比で272名の増で1,157名ということの宿泊、それから休憩利用をいただきました。

それから、次の職員に関する事項につきましては、期首、期末それぞれ書いてございますが、期首の段階では26名、期末では25名ということで営業を実施してまいりました。

あとは、業務量等、それぞれごらんいただければと思います。特に、国民宿舎木太刀荘の利用実績、131ページの下欄でございますが、同期の宿泊利用率は前年と比べますと47.1%ということで、非常に頑張ったなというのがこれに見られるかと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、本特別会計決算につきましては、監査委員から決算審査の意見書が提出されております。ここで、監査委員の意見書の補足説明を求めます。

鈴木代表監査。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） 監査委員の鈴木でございます。日ごろ、監査に対してはいろいろご協力ありがとうございます。

それでは、平成17年度伊豆市特別会計の2件の決算につきまして、決算報告書並びに関係書類の審査いたしましたので、次のとおり結果と意見を報告いたします。

資料139ページになると思いますけれども、ごらんください。

審査の対象、平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算、平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算。

審査の期日、平成18年3月28日。

審査の方法、決算審査に当たって、審査に付された決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び事業報告書について、地方自治法及び関係法規に準拠して作成されているか、また計数が正確であるか等を関係職員の説明を求め、関係帳簿と照合し、総合的に審査を実施いたしました。

審査の結果を申し上げます。

まず、平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿及び証書類を審査したので、次のとおりその結果を報告いたします。

審査の対象、平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計歳入歳出決算関係帳簿、証書類、事業報告書。

審査の結果、平成18年1月31日をもって閉館しました土肥ふじみ荘の企業会計決算につきましては、決算審査を実施した結果、17年度の国民宿舎土肥ふじみ荘の事業会計決算は、計数的に正確であり、内容も妥当なものと認定いたします。

審査意見としまして、昨年度の審査意見書に、施設の老朽化が進んでおり、今後の方針を打ち出すことが意見として述べられております。

平成18年1月末をもって特別会計を閉めるに当たり、決算審査に付された内容を審査した結果、平成17年度の宿泊利用者については9,184人、前年同月対比で9,348人に対して164人の減、また休憩利用者につきましては2,943人と、前年同月対比2,578人に対して365人の増となっております。

こうした状況は、近年は全国的に観光産業が低迷している大変厳しい情勢にあるということをおもひまして、施設の老朽化があり、エレベーター施設がないことや、部屋のつくり等について顧客ニーズに合っていない施設になっていることが考えられます。これは私ども、閉鎖するに当たりまして実際現地を見てきましたところ、担当の方からもいろいろ苦勞のお話を聞いてきました。

このようなことから、当施設の本来の目的であります宿泊利用者の減少に歯どめがかからなかったものと推察されます。

この結果、事業収益は9,482万8,000円に対して事業費用が9,715万円となり、232万2,000円の純損失となりました。

以上のようなことから、市営施設運営委員会の答申にかんがみ、早期に土地と施設をあわせた民間への売却をされることが望ましいと考えられます。

次に、平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿及び証書類を審査したので、次のとおり結果と意見を報告いたします。

審査の対象、平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計歳入歳出決算関係帳簿、証書類、事業報告書。

審査の結果、平成18年1月31日をもって閉館しました国民宿舎木太刀荘の企業会計決算につきましては、決算審査を実施した結果、平成17年度の国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算は、

計数的に正確であり、内容も正当なものと認定いたします。

審査意見としまして、昨年度の決算意見書に、今後の運営についてさらにきめ細かなプランや企画の充実を図り、業績向上に努めるよう述べられておりますが、平成18年1月末をもって特別会計を閉めるに当たりまして、決算審査に付された内容を審査した結果、平成17年度の宿泊利用人数は、営業期間が本年1月までと10カ月であったにもかかわらず、前年同月比1,140人の増、1万5,608人と昨年を大きく上回り、宴会・法事などの利用者についても、前年同月比272人の増、1,157人でありました。

このようなことから、経営状況においては、事業収益1億4,346万9,000円に対して事業費用1億3,513万5,000円となり、平成17年度事業収支は833万4,000円の純利益を計上することになりました。このことは、職員の努力によるものとして評価できると思います。

清算におきまして、最終的処分として剰余金となった現金預金につきましては、一般会計に繰り入れるものとします。

なお、特殊な件ですけれども、伊豆市湯の国会館事業特別会計へ長期貸付金が5,500万円未回収として残っておりますけれども、これは伊豆市の特別会計間の貸借であるということとで考慮した結果、債権放棄するのやむを得ないと判断いたしました。

また、他の資産につきましては、市営施設運営委員会の答申等に沿って処分を進め、議会の議決を経て株式会社パシフィック・アイランディア・リゾートへ売却されました。

今後は、伊豆市が基幹産業である観光振興を図る上で、民間のホテル・旅館経営の発展につながることを期待したいということで、審査の意見は終わります。

なお、特にこの意見書には述べてありませんけれども、湯の国会館の方は今後も営業していく上で、5,500万円の負債を持っているという気持ちで今後とも営業努力をしていただければありがたいと思います。

以上で決算審査の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） 以上で、監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月14日開催予定の本会議にて行います。

議案第67号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第17、議案第67号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第67号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、湯の国会館新源泉の揚湯ポンプの取りかえに伴い、ポンプの新規購入を行

うものであります。補正額は150万円を追加し、予算の総額を9,230万円とするものであります。補正財源といたしましては、財政調整基金繰入金を充てております。

詳細につきましては担当参事に説明させます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありません。

観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、細部につきまして説明させていただきます。

資料の145ページをお願いしたいと思います。

歳入財源といたしましては、財政調整基金の繰入金より150万円繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1目一般管理費、揚湯ポンプ取替工事、補正額150万円でございます。

当初予算につきましては、ポンプの取りかえ工事のみを計上しておりまして、ポンプをオーバーホールして再利用する予定でございましたけれども、そのオーバーホール代と新規購入代とほぼ同額とわかりましたために、温泉の揚湯ポンプとしての利用を考えますと、耐用年数、長く利用できる。それと、新しいポンプの設置を要望するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、説明を終わります。

議案第68号～議案第70号及び議案第72号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第18、議案第68号 伊豆市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第20、議案第70号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について、日程第23、議案第72号の伊豆市総合会館条例の一部改正についての4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、68、69、70号の3議案はいずれも伊豆市の条例の一部を改正するものであります。

本件につきましては、詳細を総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議案第72号の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、土肥総合会館の使用料について、冷暖房使用の割り増し料金の規定を追加するものであります。

詳細につきましては担当参事に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで、提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第68号から70号までについては、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、ページ、149ページ、議案第68号の説明を申し上げます。

伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、事業所としての伊豆市に産業医を置き、その報酬の月額を5万円の範囲内とするものでございます。

現在、伊豆市では、労働安全衛生法に基づく産業医の業務を田方医師会を通じまして伊豆保健医療センターに委託し、職員の身体面の健康管理に努めております。

また、国では、心の健康問題について、事業者の行うメンタルヘルスケアの重要性を位置づけております。

伊豆市におきましても、職場環境や人間関係の変化などから、職員の仕事や生活に関する不安、悩み、ストレスが増加していく懸念があります。このような状況から、心理面の健康を管理するための産業医を新たに置き、職員のメンタルヘルスケアに取り組んでいく必要があります。この心理面の産業医につきましては、業務として受託できる医療機関が少ないことから、別途専門の医師個人に委嘱しまして、非常勤の特別職としてお願いするものでございます。

なお、報酬金額につきましては、近隣市町村の状況等を踏まえて、5万円を上限という形で設定をさせていただいております。

続きまして、議案第69号、151ページでございます。

伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表の方がわかりやすいものですから、153ページ、154ページをごらんいただきたいと思っております。

これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正をする政令が本年3月27日に公布され、4月1日から施行されました。この政令の公布に伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、非常勤消防団員の退職報償金が分団長、副分団長、部長及び班長の階級で勤務年数10年以上25年未満を対象として、それぞれ2,000円ずつ引き上げるものであります。

また、施行日は公布の日、18年4月1日以後の退職者に適用されるものであります。

続きまして、議案第70号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について説明申し上げます。

これも156ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

土地台帳の閲覧手数料、これを廃止する改正でございます。

土地台帳及び家屋台帳には、土地・家屋の表示情報のほか、個人の情報、住所、氏名、所有権、移転登記の原因など、個人情報が多く記載されております。これらを一般の方々の閲覧に供することは、個人情報保護により芳しくありませんので、4月1日より閲覧制度を廃止いたしました。これに伴いまして、条例を改正するものであります。

また、この閲覧制度にかわりまして、納税者につきましては、4月、5月の一定期間ですが、無料で課税台帳を縦覧することができます。

また、土地及び家屋の権利関係のある方は、1年を通して閲覧ができるという形になります。

以上、3条例でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、議案第72号については、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、資料の165ページをお願いしたいと思います。

伊豆市総合会館条例の一部改正でございます。

165ページに参考資料の新旧対照表がついてございますので、見ていただきたいと思ひます。

別表第1、土肥総合会館施設使用料、右側の基本使用料の表に太枠の「冷暖房1時間につき2,620円」を追加するものでございます。

料金につきましては、修善寺総合会館の割り増し料金と同じく、1時間当たりの料金として一般使用料金を基準といたしまして、その5割増しということで、2,620円を1時間当たりの割り増し料金と設定させていただきました。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、説明を終わります。

県知事提出議案第1号及び議案第71号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第21、県知事提出議案第1号 伊豆市湯ヶ島財産区議会設置条例の制定についてと、日程第22、議案第71号 伊豆市財産区管理会条例の制定についての2議案は関連がありますので、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 県知事提出議案第1号及び議案第71号の提案理由を申し上げます。

これは互いに関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

伊豆市の財産区につきましては、旧天城湯ヶ島町に8つの財産区が存在し、合併協議の中で伊豆市へ引き継ぐこととされておりますが、今後の財産区の運営形態として、湯ヶ島財産区については議会設置を、その他の7つの財産区については管理会による運営をすることで各財産区及び静岡県と協議が整いました。それぞれの条例制定をするものであります。

このうち、財産区議会設置条例は、地方自治法第295条に基づき、静岡県知事が伊豆市議会の議決を経て財産区議会設置条例を制定するものであり、県知事から平成18年5月10日付、市行第78号にて湯ヶ島財産区議会設置条例の制定についての提案通知を受け付けております。

なお、現在、地方自治法施行令第3条の規定により暫定施行しております上狩野村財産区議会設置条例につきましては、本条例の制定に伴い、廃止するものであります。

伊豆市財産区管理会条例につきましては、持越財産区、市山財産区、門野原財産区、吉奈財産区、月ヶ瀬財産区、田沢財産区、矢熊財産区の計7財産区に管理会を設置し、その組織及び運営に関する規定を定める条例であります。

詳細につきましては天城湯ヶ島支所長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

補足説明がありますので、これを許します。

天城湯ヶ島支所長。

〔天城湯ヶ島支所長 鈴木 哲君登壇〕

天城湯ヶ島支所長（鈴木 哲君） それでは、県知事提出議案第1号と議案第71号につきまして補足説明をさせていただきます。

提案理由でも述べましたとおり、合併協議会の協議の中で、天城湯ヶ島地区にありました8つの財産区を伊豆市へ引き継ぐということになっております。そして、議会の設置につきましては県知事の方に提案権がありますので、地方自治法第295条によりまして、県知事提案第1号としてこの本議会に提案するものであります。そして、これは市の条例ということになります。

なお、議案第71号につきましては、先ほど述べました8つの財産区の中の7つが、議会を設置せずに管理会を設置して運営していくというものでございます。

まず、地方自治法第296条の5に財産区運営の基本原則として、「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない」とされております。

いわゆる財産区につきましては、市町村の中の財産ということでもあるわけですので、今回提案しております財産区、合併前の天城湯ヶ島地区にのみ存在しておりますので、私の支所の方からご説明をさせていただき次第でございます。

まず、財産区ということですが、地方自治法第294条第1項で指名してあります。

なお、この財産区につきましては、種類といいますか、歴史がありまして、合併の際にできたものでございます。まず、明治22年に施行されました市制・町村制施行の際に認められたものということになっております。これは、江戸幕府ですか、その当時の村落が小さな村になっておりましたが、明治22年に上狩野村を設立すると同時に、当時の山林、原野、ため池等を有しておりました村落で、その旧慣使用権というものですけれども、これは地方自治法第238条の6で認められておりますが、これが残っておりまして、それを認めるということが一つの合併の推進の目的ということでできました財産区でございます。

これ以降、それぞれ合併に際しましては財産区を続けていくわけですが、この平成の合併におきまして、旧天城湯ヶ島町の中の上狩野村にのみ残っておりまして財産区を新しく伊豆市の方に引き継ぐということになります。

そのうち、まず160ページでございます。これは、伊豆市の湯ヶ島財産区のみが議会設置をするということで、先ほど申しましたとおり、県知事からの提案を受けましてこの議会に提案するものでございます。

まず、第1条につきましては、この財産区を置くという地方自治法の規定を記載してございます。

また、第2条におきましては、議会の議員の定数ということで、議会の議員の定数以下を地方自治法第296条の規定によりまして、議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項を条例に明記するということですので、第2条、第3条、それから第4条、第5条、第6条まではこの第296条の規定により設置するものであります。

また、第7条以下、これは公職選挙法第268条及び公職選挙法施行令第141条の定めによりまして、この財産区議会も公職選挙法に関係してくるということでございます。

それから、附則のところでございますが、附則の第1、この条例は平成18年10月1日から施行するというので、この条例が施行された際には旧上狩野村の区議会条例も廃止となります。

なお、経過措置といたしまして、現在の議員さんの任期ですが、第3条第1項の規定にかかわらず、今ある任期、平成20年3月9日までは湯ヶ島財産区の議員さんにつきましては任期が残るといふことの条例でございます。

続きまして、162ページの伊豆市財産区管理条例でございます。

これにつきましては、先ほど申しましたように、議会を置かないということで、それぞれ地方自治法に基づきます、第1条、議会を置かずに管理会を置くということでございます。

また、第2条には、設置及び組織ということで、この管理会に委員を置くということで、

7つの財産区それぞれの委員を当時の財産区議会の中で決定していただきまして、この条例に載せてあります。

以下、委員の選任等、これはその都度、自治法に載っておることで条例で定めていくということでございます。

この点は、議会ができなくても、当然管理会の同意を得て議会の議決を得るといような形になりますし、また財産区議会につきましては、当然議会で決定できますけれども、この市の議会でも経過を経て決定していくというような段取りになっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第72号及び県知事提出議案第1号に対する質疑は、6月14日開催の本議会において行います。

なお、各議案に対する質疑通告期限は、12日の正午となっておりますので、ご承知ください。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月12日午前9時30分より再開いたします。一般質問を行いますので、この席より告知をいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午前11時57分

平成 18 年第 2 回（ 6 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 2 号 6 月 12 日 ）

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成18年第2回伊豆市定例会を再開いたします。

本日の出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき一般質問に入ります。

なお、質問に先立ちましてご注意を申し上げます。質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないように、答弁者にとっては、質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は17名の議員より通告されております。質問の順位は議長への通告順位といたします。

それでは、これより順次質問を許します。

内 田 勝 行 君

議長（遠藤正寿君） 最初に4番、内田議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。通告に従い質問をさせていただきます。答弁を求める者、市長。

発言の前に、件名に誤字がありますので訂正をします。「優遇カード」を「優待カード」に訂正します。

「しずおか子育て優待カード」事業について。

「しずおか子育て優待カード」事業とは、18歳未満の子どもを同伴した保護者または妊娠中の方が、優待カードを県内すべての協賛ステッカーを掲げる協賛店舗・協賛施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた特典を受けることができる事業です。

事業目的は、未来の「しずおか」を支える子どもたち、その「社会の宝」を守り、育てている親たちを地域全体で支えることを基本方針として、1、子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する機運の醸成、2、子育ての孤立感をなくし、子育て家族の安心感の醸成、3、子どもと保護者との触れ合いを深める機会の提供などを目指しています。

期間は平成18年4月から平成21年度（2010年3月）まで。既に実施している市や町があります。また、実施の意向を表明し、準備中の市や町も数多くあります。

この事業に協賛していただける店舗・施設は、県のホームページに掲載され、子育てに優しい店舗等のイメージアップを図ります。

質問 1、この事業をどうとらえていますか。

2、事業への参加を検討していますか。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの内田議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のご質問に対してお答えいたします。

静岡県では、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指し、次世代を担う子どもの育成を地域、企業、行政と一緒に応援する子育て優待カード事業を始めました。事業に対する県からの補助金はありません。協賛店舗は、事業の趣旨に賛同する子育てに優しい店舗・施設ということになります。

現在、伊東市や熱海市等 6 市町で事業がスタートし、沼津市、富士宮市なども準備が進められています。

まず、1 点目の議員のご質問で、この事業をどうとらえていますかということですが、出生率が過去最低となり、人口減少時代となりました。地域の相互扶助機能が低下しつつある中、地域住民相互の結びつき、助け合いを基本にした地域福祉の意義もますます大きくなってきております。この事業が、子育てを地域、企業、行政の地域全体で支える地域福祉づくりにつながることを期待しております。

2 点目の事業への参加を検討していますかについてですが、先ほども申し上げましたように、まず、店舗とか施設が参加していただかないと成立しないわけです。伊豆市食品衛生協会から意思表示がありました。協賛してくれる店舗、協賛内容について協議し、伊豆市としてはどういう方法と一緒に協働、コラボレーションできるか検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4 番（内田勝行君） 再質問をいたします。

今、市長の方から、現在開始している市町及び準備をしている市町の発表がありました。伊豆半島では伊東市、熱海市、今おっしゃったとおりで、既に開始をしております。準備中は、伊豆半島では三島市、東伊豆町、この 2 つの市と町です。ですから、県下では 13 市町が事業を進めるということです。

これは、できれば県内すべての市町が参加すれば非常に利用しやすい。どこへ移動しても利用できるわけですから。これから夏休み、あるいは秋の行楽、こういうものを控えているわけです。ですから、お子様連れの家族が県内を移動してもどこでも利用できる、そうすることによりさまざまな恩恵を受けることができるわけです。そうすることにより、また、協賛している施設、また協賛店なども、ある意味では、潤って税収にもつながると、そういう

ふうにも考えられます。

これは、たしか静岡の次世代育成プランの期間と重なっておると思うんですが、期間限定ですので、もしやるとすれば、できるだけ早い方がよろしいかと思えます。それで、検討という返事をもらったのですが、いつごろをめどにはっきりするんでしょうか。その辺を教えてください。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 本件については健康福祉部長からお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、お答えいたします。

県では、一応有効期限として、2010年ということでのカード期限としているようでございます。そして、平成19年度中には全市町村でこの事業を進めたいと考えている、そのように聞いております。

したがいまして、伊豆市といたしましても今年度準備をいたしまして、来年早々には、相手があることではございますけれども、進められるように、協力できるようにしてまいりたいと存じております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 期待どおりのご返事をいただきましたので、これで私の質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで内田議員の質問を終了いたします。

飯 田 正 志 君

議長（遠藤正寿君） 次に9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。私は、2点について市長に答弁を求めます。

1番目、伊豆保健医療センターの一部事務組合化の是非について。

その中の1番、負担の規模と将来の見通しについてお聞きします。

今、全国の公営病院を抱える自治体の多くが、その赤字体質に苦慮し、財政状況の悪化を引き起こす原因となっていることについてどのように判断されようとしているのかお聞きしたい。

2つ目、地元伊豆市の医療施設との競合について。

現在伊豆市内にある病院は、地域医療のために、患者数の減少や設備投資の高額化など逆風の中、必死な思いで経営努力をしていると思えます。病院の患者獲得が熾烈な争いとなったとき、伊豆市内の病院が廃業になるような結果にならないとも限りません。そのような不安に対してどのようにお考えなのかお聞きしたい。

3番目、地域医療としての必要性。

伊豆市民は、病院は近くにあればあるほどいいのだと思います。当たり前と思いますが、伊豆市の市長として市民の健康や伊豆市の地域医療をどのように考えているのかお聞かせ願いたい。

2つ目、伊豆市所有の車の管理と台数について。

1番目、管理体制はどのようになっているのか。

集中改革プランによりますと、公用車の一括管理により事務の効率化を図りますとありますが、どこの部署がどのように管理するのかお聞きしたい。

2つ目、公用車の適正な台数について検討しているのか。

一括管理をすることにより、公用車の運用が合理化され公用車の台数が削減すると思いますが、そのようなことも視野に入れてこのたびの集中改革プランだと思いますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

以上2点お願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの飯田議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、伊豆保健医療センターの一部事務組合化の是非についてでございますが、その中で3つご質問があります。

まず、1の負担の規模と将来の見通しについてであります。現在伊豆保健医療センターの医師確保策については、この4月より、2市1町それぞれ1名の専従職員により調査研究を開始したところであります。現在、どのような方策が有効、可能であるか、将来の見通しも含め調査研究中であります。その選択肢の1つとして、伊豆保健医療センターの一部事務組合化も考えられている段階であります。

公立病院の運営状況は、診療報酬の改定や医師不足等の影響により厳しい状況にあり大変厳しい状況と言っていると思います。特に地域医療を担っている病院などは、深刻な課題となっております。公設の病院では、地域の医療に対し不足している部分を補うために設立されたものが多く、確かに病院の経営状況は二の次にされてきた傾向が見受けられます。伊豆保健医療センターの財務状況は、平成16年度は黒字であります。診療報酬改定の流れにより、外来患者数の減少、医師不足などにより、将来に向け不安材料が多くあります。

なお、議員の皆様には、段階を経て順次報告させていただくとともに、ご審議をお願いする場合もあると考えております。よろしくお願いたします。

2番目の伊豆市の医療施設との競合についてであります。現在の診療施設、診療科を引き続き維持することが本来の目的であることから、現状と相違はないものと考えております。しかし、将来に向け人口が減少すると予測される中で患者数も減少してくるものと予想しております。特に、診療内容が類似する伊豆赤十字病院とは競合してくるのではないかと考えられますので、こうした医療機関とは連携と役割分担を明確にすることが必要になってくる

ものと考えております。

それから、3番目の地域医療としての必要性であります。平成16年度実績において、伊豆保健医療センターの外来患者数の24.6%、入院患者数の21.6%が伊豆市民であります。また、市の基本健診及びがん検診の事業もお願いし、市の地域医療に欠かせない存在であります。

これからの地域医療には、市内の医療機関並びに近隣の医療機関が連携し、それぞれの役割分担を明確化することが必要であり、診療所と病院が連携し、病院での治療が終了した患者を紹介診療所に返送するなど、地域医療資源を有効に活用するためのシステムづくりが必要になるものと考えております。

続きまして、大きな2番目の伊豆市所有の車の管理と台数についてであります。管理体制はどうなっているのかについてお答えいたします。

現在公用車は、各課・各施設に配備した車両をそれぞれが使用管理しています。改革プランにより、各施設の車両は、本庁においては財政課、支所では地域振興課で一括管理することにより、使用頻度を平準化し、効率的な使用により必要台数を把握した上で、台数削減により、車検、整備、修理費用等の削減を図るべき努力をしております。

2番目の公用車の適正な台数について検討しているのかについてですが、支所及び清掃センター、公営企業等の車を含めて144台を所有しております。初年度登録から10年以上経過した車も40台あります。修理費用だけでなく、安全面からも、これらを徐々に廃車し、削減し、やむを得ない補充ということにはなるべく軽自動車を採用したい、そんなふうを考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 簡単に再質問をします。

1番目です。検討していると言いますが、一部事務組合にするかしないかということまで含めて検討しているのか、それについてお答え願います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

一部事務組合にすることも視野に入れて検討しております。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 一部事務組合というのは、非常に効率の悪い組織のような気がしているんです。要するに、病院なら病院がやればいいものを、1つここに入ることによっていろいろなことの連絡が余りうまくいなくなると、経費をむだに使うようなことができますし、財政的なチェックもできていかないような気がします。

聞きますと、今のところ医療センターは黒字だということですので、一部事務組合でやる方がいいか悪いかということも含めて検討していただいて、できれば、どこかの町が、そ

の場所の市がいいんですが、市営で病院をつくっていただければこちらからも通えますから、何も財政負担がふえるような、余計な経費がかかるようなことはどうかと私は思いますけれども、ただ市長の立場として、答弁を求めますと非常に問題になりますので慎重に答えていただきたいんですが、もし、今のところ検討中ですので答えはできませんという答えであれば、私はそれで結構だと思います。ただ、そういうことを念頭に入れてこれから協議をしていただければと思いますが、どうでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 議員のご質問の中に、一部事務組合にすると効率が悪いということですが、そればかりでもないと思います。また、この伊豆保健医療センターの設立された経緯というのもございまして、やはり、旧町村で出資して、また医師会から出資して設立したということがありまして、それを一部事務組合にするかどうかということとは、これから十分検討していかなければならないと思います。やはり、メリット、デメリットそれぞれあるように思いますし、どれがいいのかと大変悩むところでございます。

それからもう一つ、今までは黒字だということですが、どうも病院側のお話を聞くと、今までは頑張ってやってきたけれども、先ほど申し上げましたように、これからは患者数もだんだん人口が減る中で減ってくると、とてもこういう経営状況を維持することは大変難しいと、それから医師確保も極めて難しいと、そういうことを病院側はおっしゃっています。そのことを含めて検討してまいりたい、そんなふうに思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 納得するよりも、我々も会派として勉強することになっておりますので、しっかり勉強して、行政と一緒にいい方向にしたいと思っています。

続きまして、車の方ですが、実は市民の方から、車のところに「伊豆市」と書いてあるけれどもどこの課が所有しているかわからないと、どこの課の車かわからないのが走っているけれども、できれば課まで書いてくれとかいう話がありましたので、その点も含めて、そうすれば、車の管理として、責任を持ってその車を運転できると。看板をしょってますから、課の名前を。ですから、そういうことは考えているかいがないか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 課までを「伊豆市」の横に書くかどうかということですが、具体的なことになりますので、企画部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 現状、考えておりません。というのは、伊豆市の車ということで、例えば違う部署の者が使うことも往々にしてございます。そんな関係からしますと、必ずしも課を特定してやるということは、非常に難しい問題になるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） わかりました。そういうふう交互に車を使い回していただいて、むだな車を減らすというふうな方向でやっているというふうに理解いたします。ぜひ、財政の苦しい中ですから、車の配置も余りむだのないようにお願いします。

以上です。質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで飯田正志議員の質問を終わります。

飯 田 宣 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。私は、発言通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、入札・契約制度につきまして市長にお伺いをいたします。

伊豆市の入札・契約制度は、将来どのような方向に進むのが望ましいとお考えでしょうか。また、この手段と方法についてもお伺いします。

続きまして、随意契約についてお伺いします。

伊豆市では大変多くの随意契約が見受けられますので、以下の質問をします。

1番、競争入札でなく随意契約にするメリットと法的根拠について伺います。

2番、随意契約のガイドライン作成は現状どのように行なわれているのか、また、どのような事業を随意契約としているのか伺います。

3番、随意契約における契約予定価格の算出などはどのような規則に沿って実施しているのか、さらに契約締結までの実態についてお伺いします。

4番、随意契約締結に当たって、その結果内容と理由について市民に公表するのが通常と考えますが、いかがでしょうか。

5番、プロポーザル方式を採用した場合、設計業務は随意契約、工事は競争入札とするのが一般的と考えますが、このたびの斎場建設については随意契約とした理由についてお伺いします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの飯田議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札・契約制度についてでございますが、伊豆市の入札・契約制度はどのような方向に進むのが望ましいかとのご質問ですが、本来契約については、地方自治法にもございませとおり、最少の経費で最大の効果との理念から、競争によりなるべく安い価格で契約されることが理想であります。そのために競争の原理を働かせるということも当然なされるべきであると考えております。

しかしながら、価格のみの競争でなく、完成品のできばえや品質がよくなければなりません。最良のサービスが提供されなくてはならないことも考慮しなくてはなりません。このため、一定の条件のもとでの条件つき一般競争入札や総合評価方式の競争入札制度などに取り組んでいきたいと考えております。

また、地元業者に対する雇用の安定や育成ということについても考慮する必要があります。一定金額以下の工事など、指名競争入札は存続させることも考えなければなりません。さらに、災害発生時の応急工事や提案協議によるプロポーザル方式など、いわゆる随意契約の必要な場合もあります。いずれにしましても、契約事務の適正かつ透明性の確保を進めながら、契約制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の随意契約についてですが、まず、随意契約が大変多く見受けられるとのご指摘ですが、これは、旧町時代において一般的に入札イコール工事という考え方が強く、業者の選定を行なう指名委員会でもほとんどが建設工事についての案件であり、多くの業務委託についてほとんどが随意契約で処理されておりました。合併初年度はこうした考え方が残っており、旧町の考え方で事務が処理されてきた結果と思われる。しかし、関係法令等から適正な執行に移行していくことが必要との考えから、平成17年4月1日からは、伊豆市委託業務の執行に関する要綱、執行に当たっての留意事項、随意契約の運用についてを定め、職員に通知し、事務処理の適正化を図るべく指導しております。

次に、随意契約のメリットについてございますが、競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、能力などをもとに相手を選定できるため、契約事務の負担を軽減し、行政事務の効率化に寄与するものという長所を持っています。また、シルバー人材センターや福祉団体の雇用の確保などに貢献する一面もあります。しかし、契約の相手方の選定に偏りができることや、特殊な関係が発生し、適正な価格での契約を阻害する危険性が発生するなどのデメリットもあります。運用に当たっては、適正な事務執行が必要であることは言うまでもありません。

また、法的根拠に基づく随意契約のガイドライン作成ですが、法的根拠については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定されているとおりですが、客観的判断とされており、明確な基準とはなっておりません。このため、建設工事については、国土交通省で定めているガイドラインに基づいた指導をしているところです。また、業務委託については、他市での取り組みなどを参考に随意契約の運用についてを策定し、これにより指導しております。具体的な業務や工事については、例示的には書かれていますが、結果的には1件ごと検討することとなります。

次に、随意契約における予定価格の算定についてですが、規則・法令での根拠は定められておりません。工事や測量設計業務など標準の設計積算単価などが定められているものについては、それぞれ基準に従って積算された金額をもとに設計金額を算定しております。また、それ以外のものについては、見積もりや過去の契約金額などをもとに算定することになって

おります。

契約までの過程ですが、まず、予定金額や契約の方法などを記入した実施計画を策定します。その後、競争入札や随意契約といった方法で請負業者を決定いたします。また、随意契約の場合は金額の交渉など契約条件を交渉により決定し、契約を締結するということとなります。

次に、市民への結果の公表についての考え方についてですが、建設工事等の契約状況の公表については、法令の定めに従って実施することになっております。合併当初は、旧修善寺町の様式で入札結果についてのみ公表しておりましたが、平成17年度から随意契約の情報についてもデータ入力をしたことから、一覧表で契約状況として公表しております。さらに、今年度から法令で規定された業者ごとの入札金額や随意契約の適用とした条項について追加して公表することにいたしました。

予定価格の契約締結後の公表については法令の規定はありませんが、公表している団体の状況については、設計価格の端数整理後の金額をもって予定価格としており、伊豆市のように入札時に歩切り価格を設定している団体においては公表されないのが一般的となっております。また、伊豆市の場合市内業者による指名競争入札がほとんどであり、逆に予定価格を公表することが適正な入札を阻害するおそれもあるとの考え方から、予定価格の公表をしていません。なお、今後入札方法の見直しにあわせ、予定価格の公表についても検討していきます。

次に、プロポーザル方式と随意契約の関係についてですが、プロポーザル方式は、請負業者を選定するのに当たって請負業者の考え方や技術・能力などをもとに相手方を選定する方法であり、決定された業者との契約については結果的に随意契約となるもので、設計業務をプロポーザル方式で業者選定したからといって、工事まで随意契約になるものではありません。伊豆市火葬場の炉の場合については、選定した業者ごとの炉の形式や大きさ、焼却能力など異なっており、また、炉を決定することで施工業者が決定されることから、建物と切り離して選考して、プロポーザル方式で決定したものであります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） それでは、再質問をお願いしたいと思います。

まず初めに、入札・契約制度の全般について少し伺いたいと思います。

まず、今、自治体に一番求められているのは、要するに談合入札を防止して、低価格で契約して財政に貢献するという、簡単に言えばそういうことが今一番求められていると思うんです。質問の中に手段と方法ということで質問したのに答えをいただいていないと思うんですけれども、今全国的に、いろいろな問題で、電子入札とか郵便入札とか新しい入札制度、もちろん入札制度そのものは別に変わるわけではありませんけれども、手段がいろいろ変わったものを取り入れている自治体もあるわけですが、こういったことも、物理的な経費を削減する上には多少なりともいいのかなというふうに私も思っております。先ほどの市

長の答弁の中にも、それぞれ入札制度には一長一短あると思いますので、これからいろいろなことで研究をされていってほしいというふうに思っております。

その中で、先ほど市長もちょっと触れておりましたけれども、要するに落札率の問題ですが、その辺につきまして、よく落札率が低ければ低いほどいいような、そういうお話をする方がおりますけれども、私は決してそうではないというふうな見識をもっております。

そういった意味で、1つ目には、落札率についての市長の認識と申しますか、どういうふうにお考えになっているのかということをお伺いしたいということと、もう一つ、一番心配なのは、例えば極端な話、落札率が80%がずっと続いたときに、逆に私がそういう立場であれば、何で落札率80%がそんなに続くんだというふうに、逆に心配になるわけです。そういったときに、どのような手段というか、方法を市長はおとりになるのかなど、そのことにつきましてもちょっとお聞きしたいと思います。

一番問題は、落札率云々の中で、手抜きをされるのではないかと、余り低落札になった場合は手抜きが起こるのではないかとという心配は当然起こるわけです。でも、決して手抜きというのは落札率が低かったから起きるわけではなくて、別に高い落札率でも、手抜きをしようと思う業者があれば。良心的な問題と技術的な問題があるかと思っておりますけれども、そういったことをなくすための方法は何かお考えになっているのかなど。そのこともあわせて、まず1つ目の質問とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） ご質問にお答えいたします。

落札率のことをどう考えているかということでございますが、いわゆる入札の価格と申しますか、この金額よりも安かったら落札しますという金額は、私、市長が決めるわけでございます。業者を決めるのは、私が入らない別の選定業者の委員会があるわけです。私が一番考えるのは、やはり皆さんと同じで、この値段が本当に正しいのかと。個人で物を買うのと同じですよ。いい物を安く早くということは、いつも考えます。

しかし、指名競争入札、いわゆる入札をやって一番、もう一つ考える、心配することは、いろいろな業者が来ていただきます。入札の回数が多くなればなるほど、業者さんは時間を割いて来ているわけです。そのお支払いはしてないですよ。ですから、指名業者になると、来なければ、次からこれはもういいんだなということで指名されなくなります。業者の気持ちというのは、入札のときになると非常に私は心を痛めます。本当は、もし正確にやれば、来ていただいたときには交通費とかそういうことを払わなければいかんではないか、そんなふうにも思ったりします。

それからもう一つは、余りにも私が低い価格でやって、落ちなかったらどうするかと。そうすると予定の納期にできないわけです。何回も何回も業者にご足労を願う、そういうことが大変苦慮しているところです。

その価格を決める、それから品質の問題です。全部が全部わかっているわけではないです

から、一番最後は、やはり業者との信頼関係というのが必要ではないか。この業者に頼んで大丈夫だと、最近ですと名の通ったところがいろいろやりますからあれですけども、一番この業者に。個人でもそうですよね。物を買うときにいろいろやりますけれども、個人のセールスマン、あるいは「あなただからこの注文を出すよ」とか、このお店だから買うんだということは、最後に決定、もちろん金額もありますけれども、そんなことを常に考えながら入札をやっていきます。答えになったでしょうか。

15番（飯田宣夫君） ペナルティーのことを考えているかということが抜けている。

議長（遠藤正寿君） もう1点、手抜きをしたときの対応ですか。

市長（大城伸彦君） これは、議員と同じように難しいです。明らかに、今、テレビ・新聞等で問題になっているような、そういうのになれば、ペナルティーとか、あるいは停止ができると思うんですけども、それを証明するのは、また大変な時間と労力がかかると思います。私どもの市でどこまで専門性を持てるかということが最後になる。全部が全部、100%見れるとは思いません。

ですから、先ほど申し上げましたように、業者との信頼関係というのはやはり最後に来るのではないですか。信頼関係があるから高くてもいいというわけではないですよ。それから、何をやってもいいということではないです。やはり、決まったルールの中での価格を含めた信頼関係というのが、私は必要だと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 市長の言うことはよくわかるんですけども、我々修善寺町の議会の際に、長野県の田中知事にかわってからの、要は郵便入札の研修に行ってきたときに、極端な話70何%とか、そういうまで入札率が落ちたというようなこともあって、逆に手抜きが心配になったんでしょうね、検査員を20何人だかふやしたと。それでは全く行革に逆行するような現状。

そういった意味で、大変この辺は難しい問題もあるかと思うんですけども、その点、今みたいな市長の発言を聞いていると、ある方が発言しているのを聞いていると、業者のために伊豆市の執行部は入札制度をやっているような、そういうふうには受け取られなくもないような今の言い方だと思うんです。現実にそういうことを発言している方がおりますので、そういったことにつきましては、やはりもっと厳しいペナルティーを科す方法しかないのかなと。

手抜きは手抜き、手抜きを見抜くのは難しいのはわかっていますけれども、それを見抜けないと市長が言ってしまっただけとはいけないと。見抜けるように職員を指導していくというような形のことをしてほしいというふうに思うわけでありまして。そして、談合を防止したり入札制度の改革は、やはりこれからの行政の一番重要なことでもありますので、これをやらないと、やはり怠慢と言わざるを得ないというのが現実でありますので、ぜひともこの辺につき

ましてはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、今、国から地方自治体すべて、我が市もそうなんですが、随意契約についていろいろ問題があるわけですが、伊豆市の議会でも、ここのところしばらく、長く随意契約のことでいろいろな時間をとられている。悪く言えば浪費しているというようなことが多いものですから、はっきり、この際この随意契約につきましてはきちんとしたガイドラインを決めていただいて、それを実行していくようなことをもっと明確にした方がいいのではないかと。

一言では片づかないのはわかっているんですけども、やはり、市の規定に反しているから法律違反だと言っている人もいますので、それでは本当に法律違反なのかといたら、片方では法律違反ではないと。地方自治体は、確かに、先ほどの市長の発言では自治法の167条に沿っていると言いますが、その上には、やはり、国のレベルでは会計法というのがあるから、だから、どういうふうに法的に上位法が優先していくかというのは我々にははっきりわからないものですから、伊豆市はこういう形でこれからやっていきますというものをきちんと打ち出した方がすっきりしていいと思ひまして、私は今回随意契約のことにつきまして質問をさせていただいたわけです。

それにつきまして、まず第1点は、本当に市の規定に反しているから法律違反だというのは、それはどうなんでしょうか。市民は本当にそういうふうに思ひ込んでいる方もおると思ひます。その辺はどうなんでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 随意契約について、市がやっていることは法律違反かどうか。合法でやっております。詳しくは企画部長からお答えいたします。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、随意契約につきましてお答えさせていただきます。

メリット、デメリットの方は、市長が申し上げましたとおりでございます。その中で、随意契約を運用するに当たりましてどうするかという点につきましては、先ほども市長の答弁の中にありましたように、運用についてという分、さらにそれから厳しい運用基準というものをつくってございます。これに基づきますと、特殊な技術であるとか、施工上の経験であるとか、そういった緊急性、それから、競争入札に付することが不利というようなことをさらに細かく運用基準を設けまして、それに基づきまして現在随意契約についてのチェックを行なっていると。ですから、市長が申しましたように、必ずしも随意契約が法的にいけないというものではないというふうに理解しております。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 先ほども予定価格云々の話が市長から出ました。予定価格というか、伊豆市の場合は、設計価格を算定して、それに市長が歩切りをして予定価格を設定しているということなものですから、そうなると、当然だれが考えたって落札率も高くなるわけです。

よね。だから、落札率を云々という問題は、どうにでもやりようによってなるということは、もう実際、現実の問題なんです。そういうことでも1つあるんですけども、やはり、そういったことの工事に対することを公表しているというようなことをきょう初めて聞いたんです。

それと、他の自治体では、結構予定価格を事前に公表したり、指名業者の入札内容を公表したりなんていうことをやっている自治体もあるようですけれども、その点、伊豆市はこれからその辺をどういうふうに扱っていくのかということが1つです。

それから、一番の問題は、プロポーザルもいい方法だとは確かに思いますけれども、一般競争入札にするのか、指定にするのか、制度そのものはいろいろあると思うんですけども、やはり競争入札するというのは基本だと思いますので、これからはぜひ競争入札をさせて、手抜きをされない職員を育てて、きちんとした入札制度をこれから確立していただきたいというのが私の考えです。

その辺だけ、公表していくのかどうかということだけ1点を聞きまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 公表していくということについて、企画部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 先ほども市長が答弁の中で申しましたけれども、最近の県の傾向を見ますと、設計額イコール予定価格というのが県の手法です。その場合には公表をしているような形になっています。今、うちの方の場合、先ほども市長が申しましたように歩切りをしているということですので、これは市長の裁量として歩切りをしています。それからさらに入札にかけた場合には、低くなる可能性というふうになっています。

今飯田議員がおっしゃられたように、今後は県の制度と同じように、いわゆる予定価格を公表するということからすれば、設計額イコール予定価格という形をとって公表するのが、これからの方法としては最良ではないかというふうには考えております。これについては今後検討して、そういう方法がとれればというふうには考えています。

それから、プロポーザルということのお話でございますが、プロポーザルというのは、一般的に、1回まず公表します。例えば公募します。その部分では一般競争入札と同じような状況にあるわけです。しかしながら、最終的に業者選定になると随意契約という形をとるわけです。

それと類似したものが、先ほど市長が答弁の中で申しましたように、総合評価方式というのが最近の傾向としては多くなっております。これは、ある程度専門家も入れた委員会を構成しまして、その中で、実績であるとか、工事の受注状況であるとか、こういったものを参考に業者を選定するという方法が最近とられております。ある意味では、プロポーザル方式、それから総合評価方式、若干似ておりますが、ちょっと違うのが、総合評価方式ですと、専

門家、いわゆる大学の教授であるとかそういった方々を入れて、その中で選んでいくと、業者を選定していくと。もちろん、価格もその際関連してくるわけですが、そういった方式を最近採用しているというのが実情でございます。

今後こういったものの考え方もとっていかなければいけないというふうに思います。ただ、最終的に我々が考えますのは、いわゆる品質がいいかどうか、要するに価格だけでなく品質がいいか、この辺が非常に問題だと思います。最近よくテレビでやっておりますエレベーター問題、これらが1つの事例かと思います。そこで出てきたのが、最近品格法という品質管理の法律なんです、こういった法律が出てまいりました。そういったことを踏まえますと必ずしも、一般競争入札をやる、これが一番いい方法なんでしょうけれども、その中で一番心配なのが、品格法に値する品質の低下という問題です。この辺をきちんと押さえていかなければいけない。ですから、品質管理を当局側がきちんと押さえられるかどうか、そういった職員を育てる、こういった問題も出てくるかと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、これで飯田宣夫議員の一般質問を終了いたします。

杉 山 誠 君

議長（遠藤正寿君） 次に1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。一般質問をいたします。

初めに、子育て窓口の一本化について質問いたします。

少子化に歯どめがかからない中で、政府は新たに多角的な少子化対策を打ち出して取り組みを強化する方針ですが、地方自治体としてもできる限りの施策を講じて、子育てしやすい環境づくりを進める必要があると思います。

今、子育て支援のため、全国の自治体で子ども・子育てに関する行政窓口を一本化する動きが広がっています。子ども施策の充実と早くから取り組んできた千葉県市川市では、1999年にこども生活支援部を立ち上げ、同時にこども総合相談窓口を開設。2002年に子ども・子育てに絞ったこども部として独立させ、施策の充実と生活支援、障害児の支援などを総合的に行い、住民から大変好評を得ているそうです。

近隣の市町では、長泉町が教育委員会に子ども育成課を設けて、児童・母子福祉から保育園・幼稚園・学校教育まで担当しています。また、三島市では、今年度から福祉事務所に新たに子育て支援課を設けて、保育園、児童手当、児童扶養手当、放課後児童クラブ、母子世帯等医療費、母子寡婦福祉資金、交通遺児福祉手当に家庭児童相談と婦人相談や乳幼児医療費の助成制度にかかわる受け付け事務のほか、教育委員会関係の入園や入学申請書類の交付や手続等の説明も行い、さらに、窓口の一元化を効率的に進めるために、関係課をテレビ電話で連結した子育て支援窓口ネットワークシステムを構築し、窓口に来た方がその場で書類等の提出をできる体制を整え、サービスの向上に努めていきたいとしています。さらに、

隣の伊豆の国市においても、子ども育成課を設けて保育園・幼稚園の入園事務・管理を行うなど、全国各地で多くの自治体が利用者の立場に立った改革を進めています。

小さな子を持つ親にとって、さまざまな問い合わせや手続、あるいは相談などを分散された窓口で行うことは、大きな負担でもあります。子ども部、あるいは子ども育成課などとして、子育てに関することは一カ所で済ませることができれば、子育ての負担を軽減させ、住民サービスの向上が図れるとともに、事務事業の効率化につながることは確実であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、市民救急救命講習の普及について伺います。

病気や事故、あるいは自然災害など、いつ起こるかわからない緊急事態に遭遇したとき、すぐそばにいた人の救命措置によりとうとい人命が救われる可能性が各段に高くなります。町中で倒れた人がだれでも救命措置を受けられるようにするには、市民の5人に1人以上が救急救命法をマスターする必要があるそうです。

救急救命講習は企業や各種団体を中心に行われていますが、より多くの人に受講していただくために行政としてどのような取り組みができるか伺います。また、市民と接する機会の多い市職員全員の受講はぜひ必要と思いますが、いかがでしょうか。

さらに、急速に普及が進められているAED、自動体外式除細動器ですが、その役割や存在を知らない市民も多いと思います。今後の配備計画やPRの進め方についても伺います。

最後に、公共交通体系の整備について伺います。

バス路線の廃止や運行本数の減少により、自家用車を運転しない、あるいは運転できない交通弱者にとって、新たな公共交通体系の整備が求められています。高齢者にとっての外出は、病院や買い物などの日常の必要行動に加えて、趣味やボランティア活動、また友好活動など、人生に張りを持たせ、老化をおくらせることにもつながります。バス路線のないお年寄りには家族に送迎してもらうことなどになり、外出の回数も制限されます。一方、子どもの通学の安全面から、スクールバスの導入も検討されるようになってまいりました。

ワゴン車を使った自主運行のコミュニティーバスなど、各地で取り組みが行われておりますが、広い伊豆市において今後さまざまな方法を検討していく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上3点お伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目ですが、少子化が進行しております。そういう状況の中で、伊豆市においては、幼稚園は教育委員会、保育所、児童手当などは健康福祉部が担当しております。ご指摘のように、子ども課のような部署を設置して、分散した窓口を一本化しサービスを向上させることは、近隣の市町でも広がりつつあります。保護者の多様なニーズへの対応や、幼保一

体型の総合施設への取り組みなどに対応していくためにも有効と思われます。

出生率が低下し、少子化の流れを変えることはできておりません。こうした子どもをめぐる諸課題への対応も踏まえて、窓口一本化について今後検討をしてみたいと考えております。

続きまして、2点目の市民救急講習の普及についてですが、突発的な事故に遭遇した場合や災害現場において、その場に居合わせた人が救急車や医師が到着するまでの間救急救命の措置を講ずることができれば、人命救助の可能性が高くなります。そのため、毎年消防団員、自主防災会員、保健委員に対し、救急救命の講習を受けていただいているところであります。今後も、防災訓練等の機会をとらえ、市民への救急救命の意識の高揚並びに普及に努めてまいります。

また、AEDについては、計8台を設置計画しているところであります。なお、広報紙や防災訓練、学校活動において、市民に周知を図ってまいります。

続きまして、3点目の公共交通体系についてですが、地域の生活交通を担うバス交通は、全国的に自家用自動車の普及や少子・高齢化の進展等により、利用者が年々減少を続けております。非常に厳しいという運行環境にあります。一方、改正道路運送法の施行に伴い、バス事業者の不採算バス路線からの撤退が進んでいるのも現実でございます。

このような中、伊豆市では、児童・生徒、高齢者等、交通移動の制約を受けている方の生活交通機関として、また、生活交通路線確保のため、国・県の補助を受けながら、不採算路線の運行継続を行ってきております。しかしながら、バス利用者は年々減少傾向にあり、国・県の補助規定から外れる路線があらわれ、市の財政負担が増加しております。

このような状況下、限られた予算の中で、交通移動制約者を初め、だれもが日常生活に不可欠な生活交通の確保に向けて、地域の状況に応じた新たな交通システムの構築も必要と考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

窓口の一本化でございますが、検討を進めていきたいという答弁でございました。今後、6月9日に認定子ども園を創設するという幼保一元化法が成立したり、また、5月には、今まで文部科学省、厚生労働省でそれぞれ行ってきました地域子ども教室とか放課後児童クラブを一元化して、放課後子どもプランというのを平成19年度から行おうかというような案も出ております。そのように、国の方でも縦割り行政の垣根を超えて、少子化対策に、また子育て支援に取り組む姿勢でございますので、やはり、地域住民に直接関係のある地方自治体としては、いち早くそのようなことを実現して、市民の便宜を図っていただきたいというふうに思います。

それで1点、少子化対策の中で取り上げられております、核家族化とか地域のつながりが

希薄化して、子育てが母親一人に負担がかかって、悩みを打ち明ける人がいないとか、相談できる相手がいないということが非常に多いとされております。そのような中でストレスがたまって、児童虐待などという問題も起こっております。

そういうようなことに対応するために相談窓口が設けられていると思うんですけども、調べましたら、行って直接伺えばいいんですけども、なかなかそういう小さな子を抱えている母親というのは行政窓口へ出かけることも大変なようでして、例えば、ホームページで調べるとか、電話で相談したいというような声がございます。ちょっとホームページを開いてみたんですけども、伊豆市の場合は相談窓口というのがなかなか出てきませんで、「福祉のこと」、「育児・健康のこと」、「教育について」を開いても出てきません。いろいろ調べましたら、「市政」の中に「相談」ということがありまして、その中で子どもさんの相談事を受け付ける場所があるということが出てきました。家庭児童相談室ということなんですけれども、やっとわかったわけなんですけれども、それは社会福祉課で行っていると。また、教育委員会では「いじめ110番」という窓口もあるという。

そのようなことがいろいろあるわけなんですけれども、先ほど壇上で申し上げましたように、子育て支援に先進的に取り組んでいる地域では、子ども関係から開くと出てくるわけなんです。三島市の場合は、ホームページで子ども育成課を開けば一発で出てくる。そういうふうに非常にわかりやすくなっておりますので、市長もおっしゃいましたように、これから本当に子育て支援に力を入れていく必要があると思いますので、相談窓口だけは、ぜひ早くわかりやすい体制を整えていただきたいと思うわけですが、その辺、現状と今後の予定についてお伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 窓口一本化について計画と予定をとということですが、現状について健康福祉部長からお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） では健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、お答えいたします。

子ども関係の相談は、ほとんどが社会福祉課で行っております。家庭児童相談室がございまして、そのようにやっておるわけでございますけれども、ただ、今議員さんが申されましたように、ホームページからのアクセス、これについては少し不備があるように感じておりますので、その点については早急に対応したいと思っております。

なお、ここ数年間、児童の虐待の問題であるとか、児童相談所であるとか、そういったものに係る問題が非常に多発しております。特に、昨年度から市の方に児童相談所の窓口が一本化されまして、それをすべて担うことになっております。したがって、今後ともそういうことが重要になっていくと考えられております。早急に取り組みたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 現状を伺いました。早急にということでございました。取り組むに当たっては、やはり人員の配置とか実務的な事務がふえてまいりますので、今後の機構改革の予定を市長にお伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ご質問のありました窓口を一本化するような、例えば子ども課というようなことですが、そういうことを検討せよという指示をしているところでございます。いつできるかということは、まだ決めておりません。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。ぜひ、早目をお願いしたいと思います。

次に、救急救命講習でございますけれども、最近特にそういう救急救命の必要性というのが盛り上がってきたように感じます。それで、大地震も想定される世の中でありまして、また、社会的にもいろいろと不安材料がふえてまいりまして、ストレスもふえてきたということで、特に心臓突然死というのがふえているということで、昨年も質問させていただいたんですけれども、年間3万人の方が亡くなっているということで、それらの方を二、三分以内に救命措置を施せば、ほとんど助かったのではないかというようなデータも出ております。

その経過時間と蘇生可能性なんですけれども、1分おくれるごとに10%とか言われておりますけれども、また別のデータでは、2分後では9割が助かる可能性があるけれども、3分後75%、4分後50%、5分後25%と、急激に落ちていくということで、本当にできるだけ早い処置が必要だということであります。ほとんど最初の5分間で生死を分けるということでございます。

救急車が到着するまでの全国平均6分と言われておりますけれども、伊豆市の場合、6分で救急車が到着する地域はそうないと思います。そうすると、救急車が到着するまでに処置を施さなければ、ほとんどの方が助からないという状況だと思いますので、ぜひ、より多くの方に救急救命の講習を受けていただいて、対応できるような体制を整えることが必要だと思います。

そして、救急救命講習では、最近ではAEDの講習がセットになっております。必ずAEDの講習も含まれております。最近急速に普及してきたんですけれども、昨年、やはり質問させていただいて、市長は非常に前向きなお考えを示してございまして、伊豆市で、はっきりした日付はわかりませんが、夏に導入されたと思うんです。たまたま、けさ静岡新聞の社説に関連した記事が載っております。伊豆市はかなり早かったんですけれども、この中に名前が出てこないんです。別に宣伝をするというわけではないんですけれども、市民に周知するためには、そういう報道ということも必要ではないかと思っておりますので発言させていただいているんです。救急隊員の話ですと、この田方管内では伊豆市が導入が一番早かった。おそらく三島市よりも早かったのではないかという話を伺っております。そのように先進的に取り組んでおられるわけですので、ぜひ、今後それらの普及に関してもさらに市民

に周知をしていただきたいと思います。

防災訓練、あるいはその他の機会を通じて市民に周知をということでございますけれども、職員の方は市民と接する機会が多いわけですので、職員の方には、なるべくと言わず、ぜひ全員の方に講習を受けていただきたいと思いますと思うわけでございます。また、A E Dも4月21日に法改正がありまして、8歳未満1歳以上の児童にも使えるようになりました。ですので、小さなお子さんにも使えますので、小さな子でも事故が起こりますので、保育士さんを含めて、市の職員の方に講習をぜひ受講していただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

市職員にももっと広く救急救命の講習を受けろということですが、市職員に対しても毎年救急救命の受講を実施しているところでありますが、今後も積極的に受講に努めてまいります。その向きで進めます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 具体的に細かいところまでご答弁いただけなかったんですけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、教育長に伺いたいんですけれども、学校関係ですのでよろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 当初質問の相手が市長になっておりましたので、教育長のわかる範囲だったらいいかと。

1番（杉山 誠君） ぜひよろしく願いいたします。

先般中伊豆中学校で救急救命講習が行われまして、私、見学させていただいたんですけれども、1学年全員ということで、体育館を使って生徒が熱心に受講されておりました。子どもというのは本当にのみ込みが早いもので、私のようなものが一度聞いてもなかなか覚えられないものもすぐにのみ込んでしまって、身につけておる様子を確認できました。生徒にこういうことを行うということは、本当に命のとうとさとか社会に役立つことを自覚させる意味でも、非常に有意義であったと思います。そのような関係で、これは中伊豆中学校は昨年からは始めたということでございますけれども、中学生ともなればもう大人の自覚も芽生えてまいりますので、今後各中学校でもこういうような講習を行ったらいかかと思っておりますが、いかがでしょうか。

もう1点。あと小学校とか幼稚園、保育園も、そういう同じような意味で、教師の方に受講していただきたいと思います。先ほど申しましたが、A E Dも幼児にも使えるようになりました。教職員の方々がそういうことを受講することによって、子どもの命を守るということをさらに強く自覚するとともに、子どもにとっても頼もしい存在となっていけると思います。そういうことで、ぜひ検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） では、とりあえず市長が答弁して、それから教育長にお願いします。

市長（大城伸彦君） では、学校関係なので教育長に答弁してもらいます。

教育長（室野純司君） 正直言いまして、学校の子どもたちにもいろいろなことを指導しろという要請は大変多うございます。私の方で、各学校にこれをやりなさいあれをやりなさいという指示は、極力避けています。ただ、いろいろな情報は学校へ流します。そして、学校の校長の権限のもとに学校で実施していただく。

ですから、今回のこの救急救命につきましても、各学校でぜひ今年度実施しろと、こういう指示は正直言って出すつもりもございません。ただ、実践の報告として中伊豆中学校でやったということは、ほかの学校へもきっと影響してくるだろう。するとほかの学校でも、校長さんが、これはいいことだからぜひやりたいということで、実施する学校はふえてくるだろうという感じはしています。ただ、先ほど言いましたように、私の方から強制という形は考えていません。紹介だけ、こういう形にしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、公共交通体系の整備ということで再質問させていただきます。

現実、本当にバス路線というのは、事業者があって成り立っております。採算の合わないところは撤退する、これは本当にやむを得ないことだと思いますけれども、どうしても、やはり交通手段を持たない人たちにとっては必要なものですので、その辺のところをしっかりとらえて考えていかなければならないわけなんですけれども、このバス事業者と行政との話し合いというのは定期的に行われているものなのでしょうか。

また、これはちょっと目にしたんですけれども、東駿河湾都市圏総合都市交通計画協議会というのがあるそうございまして、公共交通のこれからのあり方について検討されているという話なんですけれども、今の状況がわかりましたらお答え願ひたいと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件については企画部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） バス事業者との問題でございますが、これにつきましては、事あるたびにバス事業者とは連携をとっております。しかしながら、先ほど市長が答えていたとおりなんです、新たな交通システムを構築するための協議会、これをできれば今年度中ぐらいにつくって、今後のバス交通システム体系といいますか、こういったものを構築していければというふうに思っています。

それはなぜかといいますと、非常に補助金が高額になってきています。現在、中伊豆地区を中心とした、伊豆箱根さんが中心になった生活交通路線維持の補助制度を使っている部分がございますが、これの問題。それから、伊豆市の場合、ほかにあと修善寺・天城地区、それから中伊豆地区で、同じく市町村の自主運行バス路線というのがございます。この2つの制度を使って運用しているわけですが、市町村の自主運行バスの方だけでも、平成18年度お

おむね5,300万円ぐらいの支出になろうかというふうに思っています。これは補助金が2分の1ほどございますけれども、そういった中で、非常にこのバス路線の問題はクローズアップしてきていますので、それらの関係の地区の方々、あるいは、ある意味では公正な方といえますか、そういった方を入れまして、そういう協議会をつくっていきたいというふうに考えています。

それから、今、駿河湾の関係は、私ども聞いておりませんので、ちょっとここではお答えできません。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。やはり、高齢者の方というのは出歩くことによって元気が出るという方が多いわけございまして、今まで車を運転されていた方も、高齢化に伴って運転が危なくなったから運転をやめるという方もおられます。そうすると家に閉じこもりがちになって、いきなり老けてしまうという方も多く伺っておりますので、ぜひ出かけられる体制を整えていただきたいと思います。

子どもの通学の問題もこれから検討されていかなければいけないんですけれども、先ほどのお年寄りの方にとっては、やはりいつまでも元気でいていただく、そういうためにもぜひ交通手段の支援を、採算に合わないから廃止というのではなく、ぜひ、そういう利用者の立場にたって調査研究をしていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開を11時10分といたします。11時10分に再開をいたします。

それでは、休憩に入ります。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

小 森 勝 彦 君

議長（遠藤正寿君） それでは、次に3番、小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森勝彦です。一般質問を行います。答弁を求める方は市長です。よろしくをお願いします。

4つの件について、それぞれ複数質問いたします。

まず初めに、競輪投票サイト不正アクセス問題について伺います。

3月議会でも質問いたしましたが、競輪投票サイト不正アクセスについて、前回の質問で

明らかにされなかった点、調査続行中とのことでしたので、その後明らかになった点、市長が追加調査の実施を明言した類似行為に関する点について伺います。

質問 1、競輪投票サイトに関して、平成18年1月のアクセス回数、使用されたパソコンの台数が7台であること、関与した職員数が5名であること及びその職員と上司に対する懲戒処分を行ったことなどを伺いましたが、それ以外に現在までに明らかになった事柄をお答えください。

質問 2、競輪投票サイトへの不正アクセス以外のパソコン及びインターネットの不正使用に関する調査の結果を開示してください。

次の問題です。修善寺総合会館改修工事における瑕疵について伺います。

修善寺総合会館は、耐震性の確保、老朽箇所への対応、一部利便性の向上を目的として改修工事を行ったものと理解しています。

質問 1、屋根等の防水工事の不良による雨漏りが複数箇所発見されていますが、その発生状況と現在までの対応及び今後の対応策について伺います。

質問 2、今回の瑕疵の件を念頭に、本工事の契約及びその履行に関して、市と監理業務請負会社間の権利義務関係及び工事請負会社と監理業務請負会社間の権利義務関係及び責任の所在等の関係について伺います。

次に、有害鳥獣による被害と駆除の現状について伺います。

1、有害鳥獣による被害については、どのような方法で、どの程度把握していますか。

2、シカ、イノシシの駆除について、期間、駆除頭数の割り当て、駆除作業の依頼先、実際の駆除作業の手順について伺います。

3、前項に含まれますが、被害が進行中の通報に対し、いち早く対応できていない現状についてはどのように考えますか。

4、駆除の依頼先の方々への報償費の支払いはどのような制度で行われていますか。

次の件です。自主防災組織の育成、啓蒙について。

自主防災組織の必要性については、皆が一様に認めるところです。旧修善寺町では、役場の指導により各区に自主防災会を設置しました。私が住む横瀬区の例でいえば、消火班も含め全メンバーが区の現・前役員 班長などの充て職で、自主でもなく、防災に対する意識も意思も能力も、甚だ頼りないものでした。当区においては、2年前にこの組織を解散し、意欲ある区民が自主的に運営する新たな組織を立ち上げました。このような観点から、伊豆市における自主防災組織の設置と育成について伺います。

1つ目、組織について。現在までの自主防災組織の設置状況。また、数だけではなく、前述のような観点から見たそれぞれの組織の状況についてどのように把握していますか。

2、育成、啓蒙について。それぞれの地区の市民にとって災害時に頼れる自主防災組織とするためには、組織の自主的な訓練、研究などの日ごろの活動と行政による計画的な育成措置が必要だと考えますが、この点に関する現在までの状況、今後の計画等があったらお答え

ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小森議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問にお答えいたします。

大きく4つありまして、その中がまた幾つかに分かれております。全部で10件ぐらいになると思います。

まず、最初の質問ですが、競輪投票サイトに関して、アクセス回数、使用されたパソコン台数、それ以外に明らかになった事柄はあるかということですが、新たなものは特にありません。

次のご質問で、競輪投票サイトへのアクセス以外のパソコン及びインターネットの不正使用についてですが、調査をいたしました。システムセキュリティ確保のため、その結果の開示はいたしません。現在は、その後フィルター等を強化いたしまして、適正に運用されていると考えております。

なお、今回の競輪投票サイトへ不正アクセス問題の発生後、二度とこのような問題が起こらないよう、対策を講じております。

続きまして、2点目の修善寺総合会館改修工事についてですが、修善寺総合会館の改修工事は、耐震補強、漏水補修、ユニバーサルデザインの3点を主にして改修を行いました。雨漏りの件につきましては、エントランスホール天井部分からの発生を2カ所、3月7日に確認をしております。その後、関係業者と調査、対応について協議をし、その調査結果を踏まえ、改善処置報告書が6月1日に提出されまして、補修完了に向け作業を進めております。

責任の所在等についてですが、市と監理業務請負会社と伊豆市業務委託契約約款第40条の瑕疵担保条項により、瑕疵責任が発生するものと理解をしております。工事請負会社と監理業務請負会社間の権利義務につきましては、市と双方業者に対して契約約款により瑕疵責任が発生するため、必然的に業者間相互の権利義務も発生すると理解しております。責任の所在につきましては、双方契約約款に従い、双方にあるものと理解をしております。

続きまして、3点目の有害鳥獣による被害と駆除の現状についてですが、まず、1番目の被害についてどのような方法でどの程度把握しているかということですが、基本的に、農作物の被害を受けた農家より、各地区の部農会長のご協力をいただき有害鳥獣捕獲許可申請に必要な依頼書の提出をお願いして、被害の状況の把握のための資料に利用しております。

被害の中身であります。野菜、穀類等の畑が最も多く、水稲、ワサビ、シイタケ等の農林産物を初め、シイタケの原木となるクヌギ、ナラの萌芽の被害等も多く出ている状況であります。

2番目の捕獲の期間や頭数につきましては、県の鳥獣保護計画を基準とした伊豆市有害鳥獣捕獲許可に基づき、許可期間や捕獲頭数を設定しております。捕獲の作業手順は、被害状

況に応じて広域的に行われる銃器　いわゆる鉄砲です　による巻狩りと、一定の場所に出没する鳥獣をねらったわなによる捕獲を実施しております。狩猟許可等関係法令に基づき、安全にかつ効果的な作業をお願いしております。

3つ目のいち早く対応できない現状についてどう考えるかとのことですが、申請書が提出された後、市では現地調査を行い、許可できる期間及び頭数の範囲内で申請者に許可証を交付いたします。

4番目の有害鳥獣捕獲を実施された方への報酬は、旧町のばらつきを解消するため、現在調整の段階であります。今後、被害状況を加味しながら、的確な捕獲が継続されるよう検討してまいります。

次、大きな4番目、自主防組織の育成、啓蒙についてです。

まず、組織についてですが、現在組織としては市内に合計117団体となっております。また、そのうち消火班を組織しているところは合計34の組織となっており、自主防同様に設置していただきたいと願っております。

自主防の形態としては、修善寺地区の20団体が専任自主防災会長としております。その他97団体が区長と自主防会長の兼務、または委員も区の役員を兼務している状況であり、1年交代となっているのが現状であります。したがって、議員ご指摘のとおり、組織としての防災意識等もばらつきがあり、十分ではないと見受けられる状況であります。

こうした中、旧修善寺地区においては、議員のお住まいになっている横瀬地区を初め、専任自主防災会長制の地区では、自主的な組織活動として積極的に活動している地区があり、自主的に地域の訓練を実施しているとのことであります。

次に、2番目の育成、啓蒙についてですが、先ほど述べましたとおり、役員が1年交代であることなど、区の役員が自主防の役員となっていることが、育成、啓蒙の継続性が保てていないことの要因の一つ　全部ではありません　であるように思えます。

また、自主防を組織したけれども、何をどうしたらいいのかといった相談が毎年新役員からあります。自主防の研修会をやったらどうかというご意見も多く寄せられております。こうしたことから、市では、平成19年度を目標に、地域の防災力の強化を図ることを目的とした制度を計画をしつつあります。これは、専門的に研修を受けていただき、少なくとも3年以上防災指導員として各地でご活躍していただく方を配置し、各自主防会長を補佐し、防災委員のキャップとして活動していただく方を養成する計画であります。ことし中には全自主防及び区にご理解をいただき、適任者の推薦もお願いしていく計画であります。

なお、平成19年度には、県が総合防災訓練をこの伊豆市内で行われる計画となっております。ぜひ、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君）　小森議員。

3番（小森勝彦君）　再質問いたします。

競輪投票サイト不正アクセス問題について再度伺います。

競輪投票サイト不正アクセス問題でも、まだ調査を続行中という部分もあるというふうに聞いた記憶があるのでお聞きしたんですが、ないということなら、それはそれでしょうがないですが。

前回市長のお答えが、市民が得られる今回の問題に関するすべての情報かなというふうに感じていたわけですが、そのときのいわゆるデータのものです。調査したらこういうことがわかったということで、わかったのはことしの1月のアクセス回数だけだったんですが、では、12月分の調査はしなかったのか。去年の8月あたりは、去年の4月あたりはどうだったのかというようなことが伺えればなという意味を込めて、質問させていただきました。

だから、調査に時間がかかったのか、途中でそのくらいでいいかという判断もあったのかもしれませんが、その点もう一度確認したいと思います。わかったけれども公表はしないのか、調べなかったのか、調べられなかったのか、どのようなお答えでも結構なので、明らかにしていただきたいと思います。

それから、2つ目のその他の関連するような種類の不正使用があったかどうかの調査について、調査したけれどもセキュリティー上の問題で公表しないと、これも全く意味がわからないんですけれども。そのことで、調査結果をセキュリティー上の問題があるので公表できないということの意味がよくわからないので、もしこれを説明していただけるなら説明していただきたい。これですべてというなら、それは結構ですが。

それから、二度と起きないような対策を講じたというお言葉をいただきましたので、信用はしていますが、もし具体的にこのような対策をしたということがあれば、それも伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 1月だけではなくて、去年の12月とか8月を調査したかということでございますが、1月は調べました。資料が相当膨大でございます。したがって、1月と、それから、その後そういう競輪サイト等、問題がありそうなサイトのフィルターをかけました。そして、2月、3月、4月、5月、こちらをチェックしてございますということです。

セキュリティーの問題についてご理解がいただけないということですが、要は、こういう資料を出しますと、我々のシステムがどこが弱いのかということがわかる方がいるんじゃないかと、そういうふうに予想しております。サイトからサイトへ飛ぶ方法もありますし。ということで、我々のシステムを守るためには公表をしていないと。ぜひご理解をいただきたいということでございます。

以上でございます。

3番（小森勝彦君） 対策。

市長（大城伸彦君） 主に対策としては、フィルターをかけたということが一番大きな対策です。そのほかは、助役が委員長ですから、それをチェックするということ。それから、こ

れが本当に対策になっているかどうかということですがけれども、やはり、私を含めて襟を正して処罰したということは、やはり、一罰百戒ではないですけれども、職員にそういう良識・モラルを持って作業に当たっていただきたいという意味で、対策をとりました。それで完全かと言われたら、どうなんでしょうかね。物事に完全があるかないか、その辺が議論になると思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再々質問します。

わかりました。わかりましたんですが、たまたま今回の一般質問の内容が新聞で事前に市民に知らされましたが、そのために私に電話が何本かかかってきました。たまたま私以外にも森さんのところにも同じような項目もあったし、森さんのところに電話が行ったかどうかわかりませんが、全く知らない人で、予期しなかった電話だったのですが、私のようにこういう場で市長に直接お話ができるという市民はそうはいないので、そういう意味でかかってきたんだなということは自分も理解できました。

こういう後ろ向きの問題をいつまでも長く追求していても、実際市民のプラスにはならないことも私は理解します。しかし、そういう電話がいまだにかかってくるということは、市民は、起きてしまった問題はしょうがないんだけど、後の措置にもまだ不安が残っているという意味だろうと私は理解しています。その件に関して、私も次の議会のときに同じ質問をする気はないんですけれども、もし市長が市民に何か訴えたいことがありましたら、何かお考えを表明していただきたいと。なければ結構でございます。

それからもう一つ、これは具体的にフィルターを設置して対策を講じたということはわかりましたが、3月の時点では、市長は再発防止のための手段としてはモラル教育だとおっしゃっていたんですが、その辺がここで対策に出てくるのではないかと思ったんですけれども、なかったんで、その辺をちょっと伺いたいですが。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） まず、1番目の質問ですけれども、議員のおっしゃるとおりです。問題が起きたことが、いろいろ対策をしましたがけれども、こういうコンピューターのシステムというのは新しいシステムですからわからない。よかれと思っているところはどんどん進むわけですが、けれども、その裏側にはいろいろな問題は抱えていると思います。ハッカーの問題とか裏側の問題があります。

それから、要するにサイトの、国の方でも問題になっていますけれども、そういうサイトを上げていいのかということも、今度は向こう側のチェックが必要だと思います。しかし、我々のシステムというのは、そういうものが全部来るわけですが、ですから、今できる対策としては、フィルターをかけて職員が就業時間中には開けないと。たまたま、私も開いていて、買い物サイトなんていうのは飛んでしまうことがあるんですね。そうすると、そういうもの

はフィルターがかかっています。ですから、まあ大丈夫だと思います。今後もそういうものをチェックしていきます。

ですから、ややどっちかなと、セーフかアウトかぎりぎりのところがあります。例えば、株価であるとか、それからファイナンスだとか、宝くじだとか、スポーツだとか、普通に考えれば、これはみんなロックしてしまえばいいわけです。ところが、それで全部いいだろうかと。このシステムが逆に大変使いにくくなるというようなことがあるのではないかということですが、順次こういうことはチェックしながら、フィルターをかけるべきところはかける。

ちなみに、株価をフィルターをかけました。そうしたら、ある課からクレームがありました。税を徴収する関係で、そういうところの業績を見たいと。載っているかどうかわかりませんけれども。そういう場合は、申請して、複雑な手続をとって、委員長の、助役の許可をとってやるかなというところまで、今来ています。

それから、最後は、やはり職員としての姿勢・モラルだと思います。その教育をどうやるかということですが、これは、やはりオン・ザ・ジョブ、業務の中で上司と部下の関係、横の関係、お互いに連携をとって、「おまえそんなことをやっちゃまずいよ」ということが、やはり普通のこういう働く社会だと思います。これをやったら罰する。罰をしていったら、多分職員あらかたなくなってしまうのではないですか。厳しくすればです、グレーのところを取れば。はっきりしたところだけ、やはりそれは処罰すべきだというふうに思っています。答えになったでしょうか。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 納得いったようないかないような非常に複雑な心境ですが、もう3回終わってしまったので、本当はあともう二、三回質問すると話の行き来がよくなったんですけども、市民の気持ちは市長は理解していただいていると私は理解していますので、明らかに民間人としての市民の感覚で言うと不満があった、残ったままでいるよと、あるよと、そういうことだけは私の質問を通して、それは過去の話ではなくて今も残っているよということはちょっと理解していただきたいというふうに思いました。

修善寺総合会館の工事の瑕疵について伺います。

報告書が出てきたということで、まだそれでも全貌がわかっていないという状態の中で、こんな感じかなということがわかってきたということは、数日前の全員協議会でも伺いまして、大体わかったんですけども、私は、修復の目途を確認したいです。なぜかという、この報告書には、原因が明らかにされていなかったです。この辺の可能性があるとということが明らかになっていて、これだということが明らかになっていない。そうすると、この修復のめどは本当に立つのと。

例えば、3カ所怪しいところがあるということで、直して調査と、それで、最終的にはや

はりここだったんだねとわかればいいんですけども、もしわからなかった場合、今回の工事が行われたように、全部むいてやり直すということも当然起こり得ると思いますけれども、それだけのお覚悟があるのかどうか。担当者に聞くのは悪いから、市長です。

それから、引き渡し時に全く問題がなかったものが数カ月後に起きてきたということは、これは、瑕疵担保期間は契約では1年になっていますが、例えば、1年数カ月後に起きたときに一体どうなるのかと、修復費用は市がすべて持ってやらなければいけないのかということをご確認しておきたいと思えます。

それから、これも確認ですが、2番目の権利関係だったんですが、先ほどの市長のご答弁ですと、市に対する契約上の瑕疵の責任を負うのは、工事施工会社ではなくて監理業務請負会社だということによろしいですか。2社ともですか。わかりました。では、それは確認して。

では、最初の分の質問をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 修善寺総合会館の改修工事について、漏水のことについてのご質問と理解します。

小森さんも建築会社というようなことで、私も勤めの中で建築等を行いました。その中で、小森さんも多分経験していると思えますけれども、私も漏水を経験しました。特に、鉄筋コンクリートというのはなかなか難しいです。という中で、今回改修した契約、瑕疵の所在、1年契約です。そこから先はどうなっていくかということは、契約の中、それから、もう1年以内に出ていますから、その継続性がどうなるかということになるのではないかと考えています。実際は、その契約で遂行されることとなります。どうしても直らなかつたら屋根を引っぱがしてやるかということですが、それは、今そうすべきかどうかは判断つきません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 質問を通告に書き忘れてしまったことがあって、関連です。全くこの問題のままで、もし情報がなければお答えいただかなくて結構ですけれども、ちょっと気がついたところがありまして。

先日、やはり壁が1カ所漏水しているところがありまして、その修復が終わったんですけども、実は、私が所属する委員会がここを視察したときに、担当者の方は、多分この部分は外壁の防水工事の吹きつけを行ったときに、コーティングのような話をしていましたけれども、非常に寒い日に行ったので、その乾きがどうか、収縮がどうかということで、亀裂があったのではないかなと。そこで、吹きつけの横からの吹きつけの雨で中へ入ってきてしまったと。

それは直したんですけども、この前たまたまお聞きしたら、どのように直したかということ、その内側の壁の部分をはがして、壁の内部にも防水といいますが、外壁から漏水した

場合に内側に来ないように何か石綿のようなものが中に入っているわけですが、そういうことを施してあとをきれいにしたというようなことをお答えをお聞きしたんですけれども、これは一体どういうことですかということです。では、外部の防水のためのコーティングは、当初の段階で不良だと思われていたものがそのまま残っているのでしょうか、お答えください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 私のところに報告は来ていませんが、観光経済部の参事のところへ来ているかどうか、参事からお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それではお答えいたします。

私が聞いているところによりますと、東側の2階の階段部分、踊り場の部分でございますけれども、この部分につきましては、大変寒い時期に工事を施工したということで中が凍ってしまったと。凍って膨張して、そこが膨れ上がって壁がだめになったということで、それにつきましては、この前の全協につきましても、4月下旬ですか、補修工事は完了しているということで報告いたしました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） やはり、あと1回あればよかったんですけれども、今の答弁はよく覚えておいて、後で精査させていただきます。

有害鳥獣による被害と駆除の現状について再質問いたします。

被害の把握は、口頭で部農会長へ出されて、部農会長から市役所に報告があると、それを参考にしているということと、あとは駆除を申請する、多分県の書式だと思うんですけれども、その書式の一部に被害を記述するところがあって、それによってわかる。

ということは、では2つぐらい伺いますけれども、部農会長を通して市役所にもたらされた被害について、計数的にデータとしてとっているかどうかということが1つ。それから、部農会長は市役所にどういう形で報告しているか。それから、口頭で被害者が部農会長へ報告したことが、市役所に報告されているかないかということ把握しているかどうか。それから4つ目、直接被害者が市役所に被害を届ける方法があるか、またはそれを集計する考えがあるか、やっているかということです。

それから、次の2番目の質問の中の駆除の実際についてですけれども、話はわかりましたけれども、駆除期間の追加はどういうふうにされているのでしょうか。これについて伺いたい。

それから、3つ目のいち早く対応できない現状について云々の件ですけれども、申請から許可までの日数を教えていただきたい。

それから、4つ目の報償費ですけれども、旧町のままというお答えではちょっとお答えに

なっていないような気がします、平成18年度予算で115万円計上されていますけれども、団体なのか、個別なのか、それとも一括支払いか、インセンティブが働くように1頭幾らとかなっているのかということをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変項目がたくさんでございます。本件につきましては観光経済部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） たくさん質問がありまして、すべて把握できない部分があったと思いますけれども、またご指摘いただければと思います。

まず、部農会長からの被害の報告が出たとして、とってあるかということでございます。部農会長からの報告につきましては、被害のあった農家の方々から部農会長さんがまとめて報告していただいて、駆除の申請の方へお願いしていくということで、そのデータにつきましてはとってございます。

各被害につきましては、それ以外に市で被害対策補助事業がございます。平成17年度の被害対策の補助事業の申請が116件ほど出ております。これは、要するに電気さくとか防護さく、そういう申請です。その申請の時点でも、ある程度の被害状況というものは把握できるかと思えます。

また、そのほかに直接農家の方からの報告ということですが、これは、そういう報告はあることはあるんですけれども、その際、部農会の方へお話して、できたらまとめて報告を願いたいというようなお話もさせていただいてきております。

それから、駆除の期間でございます。追加の期間ということでございますけれども、一応期間につきましては、許可を出したその後また被害が出た場合は、再度申請の方を出していただいて、また許可の方を出していくというような形になるかと思えます。実際その被害の状況等を見ながら、追加の方の許可を出していくということになるかと思えます。

それから、申請から駆除までの日数でございます。一応、部農会長さんから出されまして、許可を出すには、やはり狩猟の資格のある人といえますか、そちらの方々にも実際申請の方を出していただくわけでございます。その申請が出されてから、大体5日程度を目安に許可の方は出しております。一応、これは住民に対して周知させる、広報等も行いながら、また、警察、関係機関に情報を送らなければならないということも含めて、大体5日から1週間程度の中で許可の方を出しているかというふうには思っております。

それから、報償でございますけれども、これは一応団体ということで、猟友会の方へ出しております。これにつきましては、先ほど市長の答弁の中でもありましたように、旧町時代いろいろ出し方もまちまちでございました。何ていいますか、あてがいぶち的な形の中で出していたところもありますし、地区によっては1回幾ら、それから犬が1頭出た場合は幾らとか、そういう勘定で出していたところもございます。ですから、金額にしても非常に差

がございまして、現在その辺の出し方について調整しながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 難しくて非常に理解が大変なんですけれども、駆除の方法については、伊豆市全部とか、伊豆半島は全部とか、それから、例えば天城地区がとか、期間を30日と設定するとかというような駆除の期間を設けて対策をしているというのがありますよね。

ところが、今私が被害の収集をどうしているかと申し上げたのには、被害農家から部農会長へ口頭、部農会長から市役所に、多分正式には書面ですか。もし書面がないとすると、口頭で言ったとすると、電話を受けたような記録が残るぐらいで、恐らく記録は残っていないでしょう。書面だとすれば、実は、被害届の用紙は市にはないですよ。県の統一書式で、被害届は捕獲の申請の一部に被害を届ける欄がある。では、被害を届けるたびに捕獲の申請を出さなければ、市の方では被害届は全くなかったということになってしまう。そういうことを申し上げたいんです。被害を正確に把握している方法を講じていますかと。今までの話では、多分被害を正確に把握する方法を講じていないのではないかなという疑問がわいてきます。そういうことで、被害を正確に把握するような方法を、捕獲の作業と被害を把握することを別個に考えて。

なぜこれをそんなことを言うかということ、私が追加はどうなんですかと申し上げたときに、「被害の状況を見て」とそちらでおっしゃったのではないですか。そうでしょう。ということは、被害の状況が何件も出てきたから、追加をしなければならない期間をとかということなのに、被害の状況を調べるには正式な捕獲申請とか何とかという。大変でしょう、あれ、写真もつけるだの、ではそのときの鉄砲撃ちはだれだと名前も書けだとか。全部一式そろってないと受け付けないということだったら、正確に把握できないでしょうと、それについてどうお考えですかと、そこをまず聞きたいです。

それから、報償費の支払いは改善したいというようなことをおっしゃっていますが、現状は、要するに依頼金額になっていますね。依頼金ですね。依頼すると必ず発生するんでしょう。だから、たまたま私は予算書を見てきたもので報償費と思っていましたが、報償費ではないと。それを、どうせ予算を使うならば、動機が働いて、たくさん効果が出るようにしていただきたいという意味の質問なんです。そういうように改善できますかということ聞いています。よろしくお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 観光経済部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 被害の状況の把握でございましてけれども、今小森議員がおっしゃったように、個人的に連絡が来る場合がありますけれども、一応地区の部農会の方でま

とめて状況を報告していただきたいということの中で、その中に具体的な被害の状況、依頼した理由とかも書いた形の中でお願いをしています。

それで、あと追加の分でございますけれども、被害状況を見てと私先ほど言いましたですけれども、その駆除の期間が終了した場合、再度そのような状況が、一応また書面で出してくださいようになるわけですけれども、そういう依頼があった時点で、再度申請を出していただくと。これが猟友会等の方の申請になるわけですけれども、そちらの方で出していただくということになるかと思えます。

それから、報償でございますけれども、今、依頼金というような言い方をされておりましたですけれども、私どもは謝礼というような意味合いで考えております。有害鳥獣捕獲の、駆除に対する謝礼。その出し方として、現時点ですと、先ほど言いましたようにちゃんとしたものがないわけでございますけれども、その辺を今後どういう出し方がいいのか。例えば、よそでやっている例はいろいろあります。出猟した人数に対してある程度金額を幾らか決めてお支払いする方法とか、よその市町ではこういう例もございます。実際捕獲した、例えば、シカ、イノシシに対して1頭幾らとか、そういう方法をやっているところもありますけれども、その辺今後どういう形が一番いいのか、研究検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員、あなたの時間残り10分ありますが、これから双方の答弁まで含めると大分時間がかかると思いますが、ここで昼食にしたいと思います。再開を13時といたします。

途中ではございますが、ここで休憩といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは引き続き行います。

小森議員。

3番（小森勝彦君） 一般質問の続きをさせていただきます。

大きな質問事項の4つ目の自主防災組織の育成、啓蒙についての再質問をさせていただきます。

先ほどの市長のご答弁で、市が市内の自主防災組織をどの程度把握しているかということは、大体理解できました。それで、全く何もないところにつくるというのは難しいわけで、自治会組織に頼って自主防災組織を地域ごとに組織してもらおうということは、ごく当然の形だと思います。ただ、区の役員の方々はみんな順番で回ってくるというのがありまして、その人たちと同じ人が、また別の組織の役につくということで、順番意識といえますか、なか

なか自主的な活動が難しいと。その辺も、市長さんのお話で、ある程度現状を把握できているとふうに理解いたしました。

問題は、この組織をいかに有効に機能する組織に育てていくかということだと思います。本当に自分が住んでいる区の話で、手前みそで全く申しわけないですけども、たまたま、私はその幹部をやっているわけではないので、私にとっては、自分の身の回りにある、評価できる市の中にある組織の一つだという理解でご披露させていただきます。

正確には昨年度からできたんですけども、有志は3年も4年も前から組織づくりに努力してまして、実質的には、一昨年台風よりも数カ月前ぐらいに人員の確保とか組織とかがほぼ完成して、去年からは区からも予算を少しもらったりして活動しているということです。普通は年に1回の市の防災訓練のときに一緒にやるぐらいですが、この組織は、それ以外に年に複数回防災訓練を自主的に行っています。

去年は初年度ということもありまして、災害のときに自分たちが把握すべきこととして、同じ区にだれが住んでいるかをすべて調査しました。もちろん、個人情報何とか法の障害がございまして難色を示す区民もいましたけれども、私たち役員が個々に、防災のときだけに使うんだと、人間関係はいいんですと、名字も違っていてもいいんです、もし名前も言いたくなくてもいいから、それをすべて出してほしいと。それ以外のことにはこの情報は絶対に使いませんという誓約書を組織の方から個々の家に入れて、すべてのおたくに住んでいる方を、全員現在把握しています。ですから、家が倒れて数時間後にその人がいなければ、この中に人がいるという可能性が高いということを近所同士で把握できる状態にあります。

それ以外にも、例えば、みんなで訓練するとき以外にも、幹部の方は、昔から区長さんたちがやっていますけれども、危険箇所とかそういうところの把握とか、次の訓練に必要な、こういうときはどうしようかというネタを地域の中から探すとかということも、ふだんからやってくれています。

それから、たまたま一昨年の台風の数カ月前にそういう組織づくりが始まったということもありまして、何とあの当日、市や消防の動きとは全く別にその人たちが自主的に出動して、土のうをつくって、数軒の家の床下浸水を未然に防ぐことができました。私の近くに住んでいる人がやってくれているからということではなくて、本当にこういう組織が町にできればいいなというふうに考えています。

そんな中で、実は、何で今回この質問を取り上げたかといいますと、私もうかつで気がつきませんでした。つい2週間ほど前に横瀬で自主防災の訓練がありました。区民の方が100人ぐらい参加したんですけども、そのときに、地震体験の起震車と、それから防災啓発車を使いたいということで、市の防災担当の方へ区の自主防災で依頼したそうです。市役所から手配していただいたということで、当日はいろいろと貴重な体験ができたんですけども、そのときに横瀬区の自主防災の幹部の方からこう言われました。「市の防災担当の方

からは、その後も何も言われてないし、連絡もないし、きょうも来ていないのですけれども、こんなことでいいんでしょうか」と。

実は、その言葉自体がどうということではないんですけれども、なぜなら、私もそのとき市の方がいないのを別に何も不思議に思わなかったんです。ただ、自主防災を育てたいとし市当局が思うならば、恐らくこの組織は市内の自主防災組織の中では最も活動的な組織ではないかと思われま。その組織の活動の一部を手伝っていながら、その組織がどんなことをしているかが気にもならないと。そういう担当者の神経がいかがなものかなという意味だったようです。私も、その話を聞いてはたと気がついて、これは一度市長にただした方がいいんじゃないかということで、今回この質問をさせていただきました。

ですから、このことがどうということではないんですけれども、やはり、本当に必要なことではないかなと。自主防災組織の啓蒙、その方たちの能力や意識そのものが高くなってもらうのが一番いいと思うんですけれども、そのことと市当局の行動、防災担当者とか職員もどうするかとか、それから計画とか、先ほど地域防災向上制度というので、防災指導員を育成して自主防会長への補助に当たると、大変いいことだと思うんですけれども、そのことも含めて、市の姿勢として、自主防災組織をこれから本当に機能する組織に育てていくのをどういうふうに考えているかということをお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

安全・安心ということで、やはり、防災等は相当優先度の高いことであり、私としても関心を持つべき、持っているつもりであります。しかし、今、小森議員さんから横瀬の例を話されました。大変うまく動いていると思います。市の職員の対応がどうかと、意識がどうかということだろうと思いますが、これはどうなんでしょう、どっちがどっちということではなくて、やはりもう1回両方で建て直す気持ちがないと、行政がああせいこうせいと言っても、当然反発が出てくると思います。また、地区がやって行政が腕を組んでいるということも、いいことではないと思います。やはり、災害はない方がいいんですけれども、起きたときに一番最初に初動をどうするかということは、地区の人をお願いせざるを得ないという現実です。これだけ広い伊豆市が、どこでどういう状況が起きているかということ、私としてはいち早くつかみ、手を打ちたいと思っています。そんなことから、一緒になって、先ほどご説明した考え方で、各地区を防災活動の活性化 活性化という言葉がいいかどうか、議員の言葉を使うと啓蒙ですけれども、やはり、やっていただかないと、今世の中がいろいろ複雑ですから、いやこの日はだめだとかいいとか、いろいろな場合が出ます。何か台風とか災害があると、市はどうするんだということで振られる場合があります。これも一緒になって何とか防御する方法、いざ起きたときにどうするのかというようなことをやっていかないと、災害防止ということ、それから、被害をなるべく少なくすることになっていかないんじゃないかと、そんなことを思います。一昨年の中の時、被害に遭われたとこ

る、比較的よかったところがあります。経験しないとなかなか身につかないということもありますので、そういうことを考えながら、先ほど申し上げました事業と一緒に立ち上げたいと思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） これで小森議員の質問を終了いたします。

森 良 雄 君

議長（遠藤正寿君） 次に10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

児童館。少子化が進行し、国の存亡が、地域の衰退をどう食いとめるか、子育て支援は何物にも優先して取り組むべきものと考えますが、いかがでしょうか。お母さん方が気軽に集い、安心して子どもを遊ばすことができる児童館が欲しいという声があります。伊豆市の児童館の現状を聞きたい。設置の考えがありますか、お聞きしたい。

幼稚園、保育園。幼稚園と保育園の違いは今さら述べるつもりはありませんが、しかし、子どもや父兄にとっては大変深刻な問題が発生しております。近くに保育園があるが、条件があり入れない。幼稚園があるが、保育園に入れたい。天城湯ヶ島地区、中伊豆地区ではどのように対応してるのでしょうか。修善寺地区では大変切実な声があります。柔軟な対応はできないのでしょうか。幼保の一体化は時代の求めるところと考えますが、いかがでしょうか。市長、教育長の考えをお聞きしたい。

学校の統合。学校統合を考えているようですが、統合の目的はどこにあるのでしょうか。統合は市域全体を考えるものでしょうか。それとも一部の小規模な学校を近くの学校に統合しようとするものでしょうか。市長、教育長の考えをお聞きしたい。

子どもの安全。通学・通園の安全。子どもたちの安全が問題になっています。授業中はもとより、安全である家庭における日常生活までもが脅かされています。学校や通学時の安全は、我々大人が守るべきでしょう。市長、教育長の考えをお聞きしたい。具体的な対策はどのようなものでしょうか、お聞きしたい。

老人ホーム。高齢化社会が進んでいます。特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウスと、老人のための福祉施設の必要性が高まります。残念ながら、伊豆市の現状は満足できるものではありません。施設の充実のための施策はお持ちでしょうか、お聞きしたい。

有料老人ホームやグループホームなど、民間の協力が必要です。積極的な誘致をする考えはありませんか、お聞きしたい。

災害復旧。市道31338号線は、一昨年の台風22号により市道の一部が流出しています。復旧の考えはないようですが、市道の維持管理は市長の責任ではないでしょうか。市道が流出したら市長の責任で復旧するのではないのでしょうか。市長には市道の復旧をする責任があります。いかがですか、お聞きしたい。

市長をやめますか（協力金）。新しい火葬場建設に絡み、地元対策として協力金が支払われるようですが、協力金とはどのようなものでしょうか。市民に理解できるように説明していただきたい。2地区あわせて2,000万円のように、支出する根拠をお聞きしたい。

市長は、さきの市議会全員協議会で、協力金が通らなければやめると言ったと思いますが、その考えは変わりませんか、お聞きしたい。

伊豆市では、区費等の名目でいろいろな地区に協力金を出しています。廃止する考えはありませんか、お聞きしたい。

収入役。収入役はどうする考えですか。置きますか、それともこのまま置かないのですか、お聞きしたい。市長は置かなくてもいいと言っていましたね。その場合は、市長か助役が収入役の仕事をするようになります。それを条例で決める必要がありますが、いかがですか。このままあいまいな状態にしておきますか、お聞きしたい。

パソコン問題。不正アクセス。ことし1月に発生したパソコンによる勤務中のゲームなどの不正なアクセスについて質問します。

その実態はどのようなものか、市民に公表していただきたい。3月議会では調査をしてみると言っていましたね、どのような調査結果ですか、お聞きしたい。

関係職員の責任をどのように考えていますか、聞きたい。そして、市民が納得できる厳正な対処を求めます。

管理監督の立場にある者は何をしていましたか。部長や課長は何も知らなかったのでしょうか、お聞きしたい。それとも、部長や課長も参加してゲームに興じていたというようなことはないと思いますが、実態はいかがでしょうか、お聞きしたい。どのように反省していますか、お聞きしたい。

火葬場建設工事。新聞によれば、新火葬場の建設についての業者が決まったようですが、契約は済んだのでしょうか、お聞きしたい。設計は株式会社大建、火葬炉は富士建設工業株式会社、随意契約とのことですが、確認したい。随意契約は、地方自治法施行令167条の2第2号適用とありますが、どのようなものか言葉で説明していただきたい。

違法な随意契約について、小泉首相は一般競争入札が原則だと言っていますが、市長はどう考えますか、お聞きしたい。技術提案型、プロポーザル式なら許されるのでしょうか、お聞きしたい。

ふじみ荘売却。5月17日の市議会全員協議会で土肥ふじみ荘の評価について説明がありました。説明は、ふじみ荘を売却したいという意味ですか、お聞きしたい。売却方法はどのように考えていますか、お聞きしたい。随意契約を考えているなら、その根拠を聞きたい。

耐震診断、耐震工事。伊豆市の管理する施設はいろいろあります。幼稚園、保育園、市役所、支所、学校、学校の体育館、修善寺総合会館、修善寺体育館、中伊豆中央公民館、天城ドーム、狩野ドーム、天城温泉プール、中伊豆社会体育館、天城温泉会館、湯の国会館、土肥総合会館、その他いろいろ施設があると思います。

これらの施設で耐震診断の必要な施設、耐震診断は済んでいるが工事はまだのもの、耐震工事の済んだもの、必要ない建物を調査してありましたらお聞きしたい。耐震診断、耐震工事の予定を聞きたい。

不良工事、修善寺総合会館改修工事。修善寺総合会館改修工事は終了したと聞いていますが、いかがですか。工事終了後に漏水などの不良が発見されたようですが、どのような不良ですか。箇所は、詳細に不良状況を説明いただきたい。

この改修工事は漏水対策が目的の一つでした。改修工事ではどのような防水工事をしましたか、お聞きしたい。原因はわかりましたか、お聞きしたい。どのような対策をするのでしょうか、お聞きしたい。

モラル。私たちの社会生活では、ルールを守ることが大切です。市長、教育長のモラルに対するお考えをお聞きしたい。

うそをついてはいけませんが、いかがでしょうか。市長、教育長の考えをお聞きしたい。
議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの森議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。

たくさんテーマがありますね。全部で14ありまして、その中を細かく分けると20以上になるのではないかと、そんなふうに思っています。

まず、児童館についてですが、伊豆市には専門の児童館はありませんが、子育てについての情報交換や、専門の保育士による子育て相談のため、修善寺、土肥、天城湯ヶ島、中伊豆の4地区の保健センターを毎週1回開放しております。また、修善寺地区、中伊豆地区の保育所では園庭開放も行っております。こうした施設を利用させていただくことで、児童館にかわる子どもや親同士の交流の場として、安心して子育てのできる地域となるよう努力をまいります。

次に、幼稚園・保育園。

伊豆市内には、計17の幼稚園・保育所がございます。幼稚園の入園希望は減少傾向にあります。一方、保育園への入園は、特に1・2歳の希望が増加しております。できるだけ希望の園に入園できるようにしたいと思いますが、希望どおりの園へ入園できない場合もございます。

本年度から、幼保一体の総合施設につきましては、少子化進行や幼稚園の未設置地区などのことも踏まえて、適切なあり方を検討する所存です。

2点目の保育園のことと3点目、4点目の学校安全通学については、教育長からご答弁をお願いいたします。

次に、5点目の老人ホームについてですが、高齢者施設整備につきましては、伊豆市高齢者保健福祉計画・介護保険計画の中で基本方針を定め、整備を進めているところであります。その中で、特別養護老人ホームにつきましては、現在中伊豆地区に55床の規模で計画中であ

り、あわせて居宅サービスについても、ショートステイ20床が利用できるようになります。

これらはいずれも民間の施設を予定しておりますので、需給状況を見ながら、必要があれば、市の方から民間の協力を求めていきたいと考えております。

6点目の災害復旧については、今まで議会で答弁したとおりでございます。

次に、7番目のご質問でございますが、まず、新火葬場の建設経緯ですが、合併前より建てかえや大規模改修が検討されてきました。このため、新市建設計画に火葬場建設を位置づけ、合併特例債を活用した施設整備を進めてまいりました。本年度と平成19年度の2カ年で建設工事等を行い、平成20年度には、市民の皆さんに安全・安心、また快適に利用いただけるよう、事業を推進しているところでございます。

この中で、細かく4つご質問をいただいておりますが、まず、1番目の地元対策として協力金はどのようなものでございますが、これはさきの全協でお答えしたとおりでございます。

2番目の、2地区あわせて2,000万円のようなのですが、支出する根拠をですが、これも全協でお答えしたとおりでございます。

3番目の全協で協力金が通らなければ云々ということですが、やめるかというご質問でございます。大変ご心配いただきましてありがとうございます。やめるつもりはありません。しかし、火葬場建設については、そのぐらいの心構えで取り組んでおりますので、意気込みの一端として、ご理解ご協力をお願いします。

次に、4番目の区費等の名目によるいろいろな地区協力金の支出、廃止についてですが、合併前の町において、環境衛生施設等の円滑な建設及び運営を図るため、これら一部の関係地区との協定に基づき、一時金または毎年の方法により、地区協力費等を交付しております。これは、施設建設にかかわる地域対策の一方法としてやむを得ないものであると理解しておりますが、関係地区の皆さんにご理解、ご協力をいただきながら、現在の地区協力金の見直しや廃止等を検討したいと思っております。

次に、8番目の収入役設置の問題についてですが、3月の一般質問でもお答えいたしました。伊豆市収入役の職務を代理する吏員を定める規則により、会計課長にその職務を行わせることができます。

9番目のパソコンによる不正アクセスの調査のことですが、これは先ほど小森議員へのお答えのとおりでございます。

10番目の火葬場建設の質問にお答えいたします。

これも幾つかあります。まず、1番目の契約は済んだかのご質問ですが、プロポーザルによる総合評価を行い、業者を決定いたしました。

2番目の随意契約の理由ですが、地方自治法施行令第167条2第2号の規定による「不動産の買入れ云々、その他の契約での性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用し、随意契約を行うものであります。

3番目の違法な随意契約について、小泉首相の発言云々についてですが、やはり、一般競争入札の方法により契約を締結することが原則であろうと認識しております。しかしながら、現行の法律において、随意契約によることができる場合の取り扱いが整備されております。

4番目のプロポーザルなら許されるかについてですが、さきにお答えしたとおり、よい建設を実現するためには、設計料等の多寡よりも、適切な設計者及び施工者を選定するための方法として、プロポーザル方式がございます。

次に、大きな11点目の土肥ふじみ荘を売却したいのかとのことですが、これも議会全員協議会で申し上げたとおり、売却を基本としていることは変わっていません。売却方法につきましては、プロポーザル方式で実施をいたしました。

12点目、耐震診断・耐震工事についてお答えいたします。

伊豆市が所有する公共建築物の耐震性能に関し調査した結果、110施設、公表対象建物208棟です。現在、集計が完了したところで、再度各部署の再確認作業を実施しているところです。再確認は、今月中に完了し、7月には住民に周知すべく、市の広報、新聞、ホームページで詳細を公表する予定であります。

今後はその調査結果をもとに、未診断施設の診断を実施すること、診断結果、耐震性能が劣る、またやや劣ると判定された建物については、具体的な解決策の検討・実施を進めていく所存です。特に、学校施設、避難地指定の施設等については、優先的に進めていく所存です。

次に、13番目の修善寺総合会館改修工事については、これも先ほど小森議員にお答えしたとおりであります。

最後に、14番目のモラルについてですが、ちょっとご質問のご趣旨が理解しかねます。答弁はちょっと差し控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私の方に求められた質問について答弁を申し上げます。

最初に幼稚園・保育園の件でございますけれども、ご承知のとおり、幼稚園につきましては、中伊豆地区には幼稚園はございません。保育園だけでございます。ただ、小・中学校と違いまして幼稚園には学区がございませんので、一応市内全域どこの幼稚園にも入園できるということで、現在入園していただいております。ただ、幼保一元化施設につきましては、これは、市長が今申し上げたとおり実現を視野に入れて検討してまいりたい、そんなふう考えております。

それから、2点目の学校の統合につきましては、これは、ご承知のように懇談会を過日3校の保護者を対象に実施いたしました。しかし、これは期限を限定して学校統合しますよという形の懇談会ではございません。私的には、学校統合というのは、複式学級ができるときには統合した方がいいというふうには考えております。その目的は、これは子どもたちの健

全な育成のため、こういうふうに理解していただければ結構だというふうに思っております。

それから、3点目の子どもの安全、通学・通園の安全についてですけれども、これにつきましては、少し詳しくご報告を申し上げたいと思います。

今、子どもたちの安全な生活というのは何よりも大切だというふうに私は認識しております。特に、学校での安全につきましては、これはやはり私どもにも責任がございますので、各学校にお願いして実施していますのは、各学校の訪問者をチェックすること、それからネームプレートの着用、こういうことを通して不審者の侵入を防ぐ努力をしています。また、さすまたとか、あるいはネットランチャーの設置など、いざというときのマニュアルをつくって、防犯訓練も実施しているところでございます。なお、これでも不十分な点もございますので、これを解消するため、私としては、できれば、かなり財政的にも難しいかもしれませんが、警備員的な人の配置、これもやはり今後考えていく必要があるかなというふうに考えております。

それから、通学時の安全につきましては、これは、我々大人が守るべきという意見については同感でございます。ただ、その大人が信用できないために事件が発生するのが現実でございます。現在行っておりますのは、駆け込み110番の確認と拡大、それから、2点目としては、パトロールステッカーをつけての登下校時の巡回、それから、老人クラブ、あるいはPTAを中心に地域の方々に登下校時に家の前に立ってもらって子どもたちに声かけをしてもらうこと、それからワンワンパトロールの呼びかけなどを行っておりますけれども、これらを今後も強化したいというふうに考えております。

なお、今年度からですけれども、地域ぐるみ学校安全体制整備として、県の方から伊豆市に警察関係者2名、これをスクールガードリーダーとして伊豆市の小学校に配置していただきました。これは2人ですけれども、この方々が週3回、敷地内の巡回と危険箇所の確認、評価をして私どもに報告してくれるというふうになっております。

それから、最後にモラルについてでございますけれども、確かに社会生活ではルールを守ること、あるいはうそをついてはいけないこと、これは当然でありますし、私も同感でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、児童館についてです。

ご承知のように、我が国の行政で今最も必要とされているのは、少子化問題ではないかと思っております。少子化対策はなぜ必要なのでしょう。21世紀末には我が国の人口は5,000万人を切るだろうとも言われているんです。我々の想像を絶する人口減少が、現状では我が町では余り認識されていないようですけれども、30年、40年後は急激な人口減少が起こり得ることは、もう事実だと思っております。国力の維持には、人口減少を食いとめる必要があるんです。最

重要課題になるんです。そのために何をするかといったら、子どもの出生の減少を食い止めなければいけない。

そのためには、子育てのしやすい環境をつくるということが重要なんです。残念ながら、我が町には児童館がない。児童館が欲しいと言っている議員さんは、私のほかにも何人かいらっしゃるんです。やはり、いつでもそこへ子どもたちを連れて行って遊ばせることができる、そこでお母さん方がいろいろな情報を得られる、また専門家からのお話も聞かれる、そういう場所が欲しい、そういう声がたくさんあるんです。考える必要はないでしょうか、市長にお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 児童館についての森議員の再質問、健康福祉部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 市長が申し上げましたように、現在市には児童館はございません。しかしながら、これにかわる施設といたしまして、私立の保育園ですけれども、修善寺に市が委託しております子どもの支援センターがございます。また、各地区の保健センターの中にそういった機能を持たせながらの活動をしておりますので、市の財政状況等をかんがみるときに、やむを得ない措置であると思っております。とにかく子育てに対しては十分対応していかなければならない、その認識には変わりございません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 本音が今出たと思うんです。財政事情が、やはり一番大きな要素だと思う。しかし、我が市の出生率が減少しているのは、確実に他の市と比べて大きいんですよ。例えば伊豆の国市、あそこは人口がふえているんでしょう。我が市では大きな減少を示している。もう既に地域間競争に敗れてしまっているんです。お金がないで済みませんと私は思うんですけれども、前向きに考えることはできないんですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 健康福祉部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 先ほど答弁したとおりでございます。子育ての対策には児童館だけが対策ではございませんので、今後検討されます認定こども園、この中、特に児童館的な考え方も非常に多くございます。そこらを考慮しながら事業に取り組んでまいりべきであろうと、そのように考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 次に移らせていただきますけれども、残念ながら、全般的にもっと真摯な受け答えをしていただきたいと思います。やはり、おっしゃるとおり児童館だけでは

ないです。いろいろなことをやらなければいけないことは事実です。しかし、児童館もその中の一つだと。真剣に考えていただきたい。

さて、幼稚園・保育園について質問させていただきますが、どうも私の質問の真意が伝わっていない。何でこういう問題を出すのか、何で旧中伊豆町の問題を出したか、旧天城の問題を出したか。旧中伊豆町は全員保育園に入っているんでしょう、間違っていますか。間違っていたら訂正してください。旧修善寺町では、保育園に入りたいと言ったんだけど、何だかんだいろいろ言われて、私のところに「森さん、どうしたらいいんですか」と来ているんですよ。そういうときにどうしたらいいんですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 中伊豆町に幼稚園をつくれという意味かと思えますけれども、ちょっと違いますか。

10番（森 良雄君） 保育園に入りたいと言っているのに入れないという人がいるんだと。

教育長（室野純司君） 保育園の方は管轄外でございますので。

議長（遠藤正寿君） それでは健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 森さんの言うとおり、旧町の時代、中伊豆には幼稚園はございませんで、保育園だけございました。そういう事情で、保育園の資格がない方についても、私的契約児という、こういう形で特例的に入園をさせていただいております。これは厚生労働省が言うておまして、その施設の中に定員を超えない範囲で、そして、職員の何人に1人という決めがございますけれども、その範囲内であれば入所を許可することができるという規定がございますので、それを利用していただいております。

修善寺地区、あるいは天城湯ヶ島地区、土肥地区につきましては幼稚園、保育園ございませんので、そのところを少しきつく扱っている部分もございますけれども、修善寺地区につきましても、例えば熊坂であるとか、そういった地区が少し離れたところがございますので、ある程度のことは考慮しているやに聞いております。

今後始まります認定子ども園等のこともございますので、それらについて考えていくべき、国も、そのところの子育て支援の部分、少子化対策の部分、これを非常に重視しておりますので、その部分が少し緩んでおります。したがって、私的契約という考え方、ここらを考慮しながら、余り柔軟な対応はできないかもしれませんが、3歳以上児につきましてはある程度の対応が必要であろうと、そのように考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今の部長さんのお答えで私も満足できるお話だと思いますので、次に移りますけれども、なぜこういう問題を出したかという、ちょっと場所を変えますけれども、例えばの話にしますけれども、「熊坂保育園のそばに住んでいたんですけども、どうも難しいんですよ」という相談を受けているんです。場所は違いますよ、今のは一例とし

で言っているわけです。場所を言ってしまうとだれだかわかってしまいますもので。これからいろいろ幼保一元化等の問題もありますので、柔軟にひとつお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。学校の統廃合についてです。

残念ながら、父兄はもう浮足立ってしまっているという感じで、統廃合は避けられないんだというようなのが、いろいろ耳に入ってくるんです。どこだと具体的な学校名も聞こえてくるんですよ。

教育長さんと意見が違うかもしれないですけども、私は、学校の統合というのは、いわゆる老朽化した施設を統合して新しいものを建ててやる。今の教育施設、いわゆるIT教育施設なんていうのは、我々の想像を絶するようなものがあるんです。黒板なんか使わないでやる。すばらしいなど。あんなのでやったら先生も大変でしょうけれども、ああいう教育を受けてみたいと思うような教育施設が。やはり、そういうものを導入していくには、それなりの建物も建てかえてやらないといけない。

私は、やはり、学校の統合というのは、施設を更新してやるというのが大きな目的があるんじゃないかと思うんです。ところが、残念ながら現状我が市では、小規模になってしまったから、こっちの人数が少ないからこっちへ移そうと、それは、やはり子どもたちの未来を考えた場合、もう少し前進的な考えでやっていただけたらと思うんですが、その辺、教育長いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 大変いいご意見をいただきました。私も、一応今回の統合の候補校という考えではあります。3校選ばせてもらいました。大東小学校、それから月ヶ瀬小学校、土肥南小学校。この3校を選ばせていただいた理由は、今既に生まれているゼロ歳児、1歳児までのことを考えると、もうこの3校については複式学級が避けられない。そういうことを考えたときに、本当に子どもたちにとって、複式学級、1人の先生が2学年の授業を担当することがいいかどうか。あるいは、極端な例を言うと、一番少ない人数は3人の学級も出てきます。その3人の学級の中で、本当に社会性がその子どもたちに育つのかどうか。

それを考えたときに、とにかく校舎建築は、これはもう難しい問題ですので、やはり、統合というものを親がどう考えているのか、少人数の中での学級、あるいは学校というものを親がどう理解しているのか、その意見を聞きたくて今回懇談会を実施いたしました。ですから、懇談会の冒頭、私どもは、ともかく統合を決めたわけではありません、とにかく、行く行くは少人数が避けられない学校として、果たしてどうかなということ意見を聞きました。ですから、正直言いますと、今の父兄は、要するに自分たちの切実な問題ではないというところえ方がやはり多かったかなという感じがいたします。もちろん、その中には行く行くの将来を見据えての意見を出された方も、もちろん大勢います。

将来、例えば、今の出生数が市内全体で220名ぐらいということ考えたとき、これがふえてくれば大変結構なことですけども、もしこのまま推移するとすれば、例えば、市内

に学校が幾つあれば適切なのか、そういうことを考えて。あるいは、市の方から、例えば10億円かけて、例えば天城湯ヶ島町は小学校1校、1校いい校舎を、先ほど森議員が言うように素晴らしい施設の校舎、先生方も子どもも、本当に教育が楽しく受けられるようなそういう施設をつくれれば、統合というのはもう少し広域的な統合が考えられますけれども、とりあえずはそこまで考えないで、要するに複式ができる学校をどうしたらいいのか、それを地域の皆さん方にも今後やはり考えていただかなければいけないのではないか、その手始めとして、保護者を対象にいろいろ呼びかけたというのが現状でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 学校統合について再質問を続けようと思ったんですけども、教育長さん、いろいろお考えがあるということですので再質問はいたしません、私は、やはり基本的には、合併を推進した一人として、やはり、学校の建物の更新、施設の更新が必要だということも、合併の大きな要素だと思っております。ですから、先ほど人口減少の問題も挙げましたけれども、これが10年、20年後になると、学校を建てかえたいと言っても建てかえられなくなるのではないかと危惧しているんです。ですから、今お金がなくてもやっておくべきではないかと。

特に、教育施設のいわゆるIT化、いまIT化というと、教育長さんには申しわけないけれども、パソコンを置いておけばIT化だと、現実はそのようではないんです。先生方の教育の道具がもうパワーポイントの対応、パワーポイントなんていうのはもう旧式になってしまっているんです。ごらんのように、こんなにでっかいディスプレイを使って、パソコンを自由自在に操って教育していくと。我々の時代というのは、先生はどちらかというと黒板にチョークで書いている時間の方が長かった。今はそんな時間必要ないですね。もう先生がどんどん自由自在にあらゆるものを選択して子どもたちに見せることができる。

やはり、もたもたしていると、教育でも我が市はおくれをとってしまう。ぜひ、そういうことのないようにやっていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。子どもの安全について。

この問題をなぜ取り上げたかということ、遠藤橋から東保育園の間のガードレール、今までも何度も言っておるんですけども、なかなかやってもらえないんです。ぜひ、皆さんもあそこへ行って歩いてもらいたい。議員の皆さんも歩いてもらいたい。こんなにあいているんですよ、ガードレールのすき間が。それを安全ではないと言う方がおかしいのではないかと感じているんです。建設課長さんに聞いたら、「学校の先生もいいと言っていますよ」と。保育園の先生は具体的に名前を出してしまいますけれども、保育園の先生に聞いたら「いや、危ないから注意していますから大丈夫ですよ」、これはちょっとおかしいのではないかと。私だけではないですよ、危ないなと感じるのは。危ないなと感じたら、やはり、何とか手を打ってやるのが我々大人の責任ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） ガードレールの問題、そうしますと、とりあえず市長。

市長（大城伸彦君） 子どもの安全ということで、ガードレールについて振られましたけれども、ガードレールのことについては前の議会でお答えしましたので、きょうは用意してございません。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 用意していないから答えられない、ぜひ、市長見てくださいよ、あそこ。私はあそこを散歩コースにしているんですよ。小森議員さんとは時々市役所のそばで会うから、あそこを歩いているんだということは想像がついていると思いますけれども、残念ながらもう歩けないですよ。何で歩けないんだと思いますか、「森さん、どうなっているんだ」と言われるんですよ。そのぐらい市民の関心、全員ではないと思いますが、大丈夫だと思う方もいらっしゃると思います。ぜひ見て対処してやってください。やらないんだったら、私がやってやりたいけれども、私がやると寄附行為に当たるなんて言う人もいらっしゃるから、はっきり言ってできないんですよ。そんなに金がかかる。古くなったガードレールを板を持ってきてあそこへくっつけてやればいいではないですか、古くなったパイプを持ってきてあそこへくっつけてやってくださいよ。ぜひ、何らかの対応していただきたいと思います。

次に移ります。老人ホーム。

議長（遠藤正寿君） 上手に使ってください。あと10分。

10番（森 良雄君） 二、三分前になったら教えてください。

はっきり言って、きょうは時間を余り気にしてないです。どうせ聞いたって、まともに答えてくれればいいんですよけれどもね。

では、老人ホームに移ります。

私は、ことしは老人施設に対する伊豆市の考え方を変えるべきときが来たんじゃないかと思うんです。その一つのあれで、住所地特例が改正されたと思いますが、ぜひ、その内容をひとつ教えていただきたい。今まで伊豆市は、老人が来ては困るという考えが大勢を占めていたと思うんですが、ここへ来てやはりそうではないと、どんどん来てもらって伊豆市へお金を落としてもらいたい、私はそう思うんです。それはいいですけども、住所地特例、どのような改正がされたかお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては健康福祉部長からお答えいたします。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、住所地特例の変更についてお答えいたします。

介護保険の大改正によりまして、平成18年4月1日からですけども、住所地特例が改正されました。今までは、特別養護老人ホーム、これについてのみでございましたけれども、この4月から、特別養護老人ホームを含めまして、有料老人ホーム、それから軽費老人ホーム、それから適合高齢者専用賃貸住宅、これはシルバーマンションと言われる部分だと思えますけれども、これらのものを、定員30人以上のものにつきましては住所地特例がつきます。

住所地特例といいますのは、そこに住所を持ってきたときに、介護保険とか、あるいは国

保の医療費を、その持ってきたところの自治体ではなくて前住所地の自治体はその負担を
すると、そういうことでございますので、そういう有料老人ホームが来たとしても、市の介
護保険であるとか医療費の負担は軽減されていますから負担はかからないと、そういうもの
でございます。

ただし、30人未満につきましては、市の地域密着型の施設ということで認められますので、
これは市長の権限で認可するといいますか、誘致するものでございまして、これにつきまし
ては該当はございません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 例えば、桜湯園なんか、今まで大分反対者が多かったですけども、
今はあそこが我が市で一番活気があるんじゃないかと思っているんです。いつ行ったって車
が満杯で、たくさんのお年寄りが散歩、時々放送で何か問題が発生していますけれども、に
ぎやかな。ああいう方があそこにたくさん来てくれる、ああいう施設がたくさんできる、雇
用もふえる。あそこからマイクロバスに乗って買い出しに行く人もいる。わざわざ市内の商
店に買い出しに行ってくれる。ぜひ、我々市民も考えを変えて、ああいうのをどんどん誘致
したらいいんじゃないかと思うんです。

次に災害復旧に移ります。

市長さん、今まで答えた答えたと言うけれども、私、今回は言っていることが違うんです
よ。市道の補修は市長さんの責任ではないですかと聞いているんです。いかがですか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市道の復旧は市がやることになっています。そのとおりです。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） それではやってくださいよ。何でやらないんですか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市がやるべきところは終わっております。

10番（森 良雄君） 3回を超えますけれども、おかしいですよ。答えさせてくださいよ、
ちゃんと。

議長（遠藤正寿君） この問題については、過去の定例会、4回ですか、同じ質問で、各議
員さんもかなり把握をしておると思います。よって、3回を適用させていただきます。

次にお願いします。

10番（森 良雄君） いいですか、議員の皆さん、中には、私のうちのそばだからと言っ
ていたような議員さんもいらっしゃいますけれども、今後、議員の皆さんの近くでもって災
害が起きたら、私は何て言ったらいいんですか。「あなたのうちのそばですか」と言うんで
すか。議員同士でそんなことを言っていたらだめですよ。

それから土木部長、市長は市長の責任だと言っているんですよ、1回見に行ってください

よ。それから議員の皆さんにも言いますけれども、いいですか、瓜生野区が補修した……

〔「一般質問をして」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) 見てください。

〔「関係ねえだんべよ」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) どういうところを、市の責任があるのに瓜生野区がどういうことをやっているか。何だ、それは。

議長(遠藤正寿君) 森議員、災害復旧は市が行いました。

10番(森 良雄君) 協力金問題。

市長は、佐野・日向両地区にそれぞれ1,000万円の協力金をお約束したのですか、お聞きしたい。

議長(遠藤正寿君) 市長。

市長(大城伸彦君) 全協でお答えしたとおりでございます。もうちょっと詳しくいきますと、何回も日向地区の役員さん、佐野地区の役員さんと打ち合わせて、これで議会へかけましようという約束までいたしました。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番(森 良雄君) 協力金、私が言わなくても、多くの市民が疑問を持っているということは、皆さんにも伝わっていると思います。協力金を支出する場合、その財源は何なんですか。特例債が適用されるのでしょうか、その他の補助金がつくのでしょうか、それともほかの財源が考えられているのでしょうか、お聞きしたい。

議長(遠藤正寿君) 市長。

市長(大城伸彦君) 一般会計の財源でございます。

議長(遠藤正寿君) 3回ですから、今、一般会計だと。

森議員。

10番(森 良雄君) 次へ進みます。

いっぱい用意されているので、次へ進みます。ただ一般会計の財源だと、何だかさっぱりわからない。しかし、我々の税金が充当されるであろうということは事実だ、それを指摘しておきたい。

収入役、これも何度も何度も聞いているんですよ。私が何を聞きたいんだか伝わっていないんだな、残念ながら。わかりませんか。収入役がいなかったら、会計責任者は市長か助役ではないですかと私は聞いているんです。まだわかりませんか、お聞きしたい。

議長(遠藤正寿君) 市長。

市長(大城伸彦君) 先ほどお答えいたしました。伊豆市収入役の職務を代理する吏員を定める規則により会計課長にその職務を負わせているということで、その責任は私ですから。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番(森 良雄君) この問題、私は余りどうこうしたくも、時期的にすぐ法律が変わる、

伊豆市はもう多分収入役は置かないで、次の新しい法律に任せるのではないかと思いますからどうでもいいんです。要は、責任者がだれだかわからないことを、わからなかったでしょう、今まで。だってそうでしょう、何にも答えていないわけですよ。会計課長だ、会計課長だと。私、今市長が市長だと言ったから次の質問はしませんけれども、次の質問は、会計課長で、それでいいですかと聞こうと思っていたんですよ。

次に移ります。パソコン問題に移ります。

市長は、さきの3月議会ですか、ゲームなどのパソコン不正アクセスは新聞を読んでいるようなものだとたしか言っていたと思うんですけども、そんなことはありませんか、私の聞き間違いかな。聞き間違いだったら次へ移ります。

いいですか、我々が知りたいのは、例えばこの新聞を持ってきたんです。新聞には一覧表で市民に示したということが書いてあるんです。一覧表といえば、何か漏れるから困るとか、コンピューターの中から直接一覧表で見せるといったら漏れるかもしれないけれども、それを書き写して我々に示すことはできるでしょう、幾らだって。どういう一覧表を考えているか知らないけれども、参考的にいえば、一覧表というのはこんなものですよね。例えば、上にホームページのタイトルを書いて、アクセス回数を書いてもらって、端末機の台数を書いておいて、アクセス時間はどのぐらいだと。それで、こちら側には、ヤフーの無料ゲームサイトだとか、競輪インターネットだとか、我々市民の大多数がそれを知りたいんだと言っているんです。それすら提示できないんですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 残念ながら、提示するつもりはありません。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 何でできないんですか、何かある。提示できないということ、何でそんなことが。ただ単にいろいろなサイトにアクセスしたのではないですかということが、新聞記事で想定できるわけです。それ、もう一度聞きますよ。何も今のコンピューターから直接出せとは言いません。漏れるのが怖いんだったら、そこから書き写したものを一覧表にして市民に見せることもできないんですか。

申しわけないけれども、もう一つ市民からいろいろ聞こえてくるんですよ。ガセネタの可能性もありますから、その場合は勘弁してください。今回の人事異動で、競馬投票の処分者が栄転してしまったのではないかというようなあれがあるんですけども、そんなことはないと思うんですけども、ないというようにぜひ否定していただきたい。

やはり、公表しないということは、結局いろいろな話が尾ひれがついて出回りますから。ぜひ一覧表の提示ができないか。それから、今回の人事異動で対象者が栄転したようなことはありませんということをぜひ言っていただきたい。

市長（大城伸彦君） 市長。

市長（大城伸彦君） そのパソコンの内容を見るのにも、先ほど小森さんのところで申し上

げたように、大変膨大な資料です。それを、膨大な余り、過去のチェックするのをやめました。前向きに2月以降のものをチェックしていますということで、ぜひご理解をいただきたいわけです。

それから、5名の競輪サイトにかかわった者が栄転しているかどうかということですが、そういうガセネタについては答えられません。

議長（遠藤正寿君） 森議員、あと2分だから。たくさんまだあるから。

森議員。

10番（森 良雄君） では火葬場の問題に移ります。

その前に、膨大な資料だとかとおっしゃってますけれども、大した資料ではないですよ。我々が知りたいのはこの程度の資料ですから。

技術提案型、プロポーザル式なら随意契約が許されるのかどうか、その辺、市長の考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） プロポーザルということが、そもそも技術とか、いろいろな業者からのご提案をいただいて、我々の出した条件に一番適合するご提案をいただくわけです。その中で一番いいだろうというものを選ぶわけで、こういう場合は、大体随意契約になる可能性が高いと理解しております。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） もう一つ、株式会社大建と富士建設工業株式会社、随意契約の契約が済んでいるのかどうかお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 業者ですか。市民環境部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 株式会社大建については契約が済んでおりまして、富士建設工業につきましても、契約額を精査中です。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 次にふじみ荘。

ふじみ荘は随意契約をどこかと実施したんですか、していないんですか、どこかとしてしているんですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては企画部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） ふじみ荘につきましては、先般の全員協議会でお話したとおり、随意契約をする段階まで行ったわけでございますが、いわゆるふじみ荘の価値がどの程度に

なるかのご指摘を受けまして、基本的にその部分で不動産鑑定をかけた。ですので、その結果として、今後総務委員会、あるいは観光経済委員会等にもご意見を伺いながら、最終的に売却する方向では検討したいというふうに考えております。

議長（遠藤正寿君） ここで時間が終わりましたので、ここで休憩といたします。2時20分に再開をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

三 須 重 治 君

議長（遠藤正寿君） 引き続き一般質問を行います。

22番、三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。市長に1点質問いたします。

葬儀場建設について。

新火葬場の隣接へ葬儀場の建設を求める市民の声が高まっていると思います。それは、施設不足により葬儀が予定どおりできない現実があるからだと思います。市長に葬儀場建設の意志が全くないことは、今までの答弁でわかります。また、答弁の中で民間業者に土地利用の面で応援していきたいと申し出ておりますが、壁となっている都市計画法は、県の許認可のもと施行されております。市長の支援があっても難しいのではないかと思います。旧修善寺地区（日向）地区での建設の可能性を伺います。

次に、合併特例債や合併支援交付金を用いれば、建設に対する市の財政負担は大幅に軽減され、したがって利用料も安く提供できると思います。公設公営、公設民営、いずれにしても民設民営より市民に喜ばれる施設になると思います。今やらない決断より、検討する姿勢を期待しますが、市長の所見を伺います。

お願いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの三須議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、今まで全協等でお話したことでありますが、ややほかにも、土地の問題等ありますので、少しお話をさせていただきます。

新火葬場隣接地へ葬儀場を建設、いわゆる火葬場と葬儀場の建設についてのご質問でございます。中身は2つあると思います。

まず、1点目の、旧修善寺の今予定しています日向への葬儀場 セレモニーですね

の可能性についてですが、当火葬場建設地の日向地区は都市計画区域の市街化調整区域となっております。このため、市街化調整区域では市街化がコントロール、制御されるべき地域でありますので、議員のご承知のとおり、農家住宅や農業用施設等を建設する場合を除き、民間による葬儀場の建築行為などは原則としてできません。

したがって、当地に葬儀場を建設する場合には、行政がこの葬儀場を公共施設として位置づけ建設するか、または行政支援という形で、公共施設として、P F Iの方式による民間による建設運営等ができる場合について、可能性があるかと理解しております。

次に、財政上優遇措置のある合併特例債の活用による葬儀場建設の再考についてですが、本事業を計画する中で、議員のご意見やこれらの状況を踏まえ公設の検討をいたしました。行政が行う必要があるのかとのご意見もごさいます。

建設時には合併特例債の活用等により、財政負担も少なく整備ができますが、以後、維持管理やサービス面の充実等に係る財政負担、また市民の公平利用など検討した結果、行政が行うべき火葬施設の整備のみを行うことに決定し、現在事業推進を図っているところでございます。ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） 再質問させていただきます。

確かに民間がやろうということ、またやりたいということ、いろいろ今物色しているとか、研究しているということは、我々も聞いているわけですが、非常に法的な部分で難しいと。また、可能な旧湯ヶ島地区はなかなか住民の理解も得られない、また適当な場所もということで、民間が進めようとしているものもとんざしているのかなというような雰囲気、我々は聞いているわけです。

そんな中で、では、このまま民間ができれば、もうできないであきらめてしまうのかと。そうではなくて、やはり、民間ができないならば行政が加わってできるように、先ほど市長も申しましたが、そんな方法で、市もかかわった中でつくっていくと。つくることを前提にして研究をしていっていただきたいと思うわけですが、民間が進めている今の建設に対する実現見通しですか、そういう部分はどのようにとらえておりますか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、旧修善寺地区は市街化調整区域ですから、原則としては建設できないわけです。湯ヶ島地区では地元の反対等があるというお話ですけれども、土地としては建設ができると思います。ということで、私は、火葬場建設を進めさせていただいて、その中で民間の業者のご意思をよく確認したいと思います。現実、今、中伊豆にもございませぬし、また、伊豆市ではございませぬが、大仁のところでも葬祭場がございませぬ。地区によ

っては葬儀の仕方はいろいろありますので、そういうことを踏まえて、もう少し時間をいただいで、これをつくるかどうかにつきましては火葬場ができてから決定をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） 火葬場と同時進行でいく必要というのは別にはないと思います。今市長が申しましたように、まず火葬場ということで今進んでいますので、ただ、同時進行しなくてもいいから、やはり、我々の伊豆市の中では、民間がやろうと公共がやろうとそういった施設が必要だという認識の中で、ぜひ進めていただければありがたいと思います。

質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで三須議員の質問を終了いたします。

小 野 忠 宏 君

議長（遠藤正寿君） 次に20番、小野議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。私は市長に2つ質問をさせていただきます。経済特区と財政対策、この2つの質問は、実は昨年12月に質問をさせていただいております。これをさらに掘り下げていきたいという意味で質問させていただくわけでございます。

最初に経済特区でございます。

伊豆市活性化対策として、12月議会で経済特区について質問・提案しましたが、風力発電を視野に入れているというご回答をいただきました。この件に関してその後どのようになっていますか、お聞きしたいと思います。

ついでのことですが、私は環境特区というのを提案したいと思います。と申しますのは、市長のご回答にございました風力発電は無論、太陽光発電だとか、森林の保護だとか、市内の美化だとか、こういったものがすべて環境特区ということでもってくくられると思っておるからでございます。こういう環境特区ということが認められれば、日本経済新聞の調査結果に出ておりました全国12位の住みたい町というのを現実に近づけていくことができるのではなかろうかと、こういうふうに思うわけでございます。よろしく願いいたします。

次に財政対策。

現在まで、財政対策に関しましては歳出減だけが大きく取り上げられ、歳入増については全くといいですか、ほとんど議論がないというのが実情ではないかと私は理解をしております。集中改革プラン、それから総合計画とも、歳入増対策はほとんど扱っていないということが現実であります。

12月議会で、中長期の歳入増対策の一環として年川、大仁、三福のトンネル計画を提案いたしました。さらに、これの財源として、米百俵の精神に立って合併特例債の30%を投入す

べきではないだろうかということもお話を申し上げました。これに対して、市長から精査する必要がある、精査したいというご回答が出されました。その後この調査経過についてどのようになっておるかお聞かせいただきたいと思います。私は、目先のことは無論大切でございますけれども、中長期のことで、将来30年、50年先に本当に伊豆市が発展すると、こういう観点に立って質問をさせていただいておるわけでございます。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小野議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

まず経済特区についてでございますが、その中で風力発電事業に関する構造改革特区の活用ですが、伊豆市が申請しようとする内容は、国立公園内への風力発電施設建設のための規制緩和が中心となりますが、現在のところ特区申請を行うまでの事業進捗内容になっていないというのが現状でございます。

次に、環境分野に対する構造改革特区活用のご提案であります。美しい環境に囲まれたまちづくりを推進する上で、規制改革が必要な場合には当制度の利活用も方法であり、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定地域を設けて構造改革を進めるものであり、特に民間の業者からのご提案をいただければと考えるところでございます。よろしく願いしたいと思います。

続きまして、2点目の財政対策についてお答えいたします。

ご質問の中で、集中改革プラン、総合計画とも歳入増の対策が扱われていないということではありますが、現在国の進める三位一体の改革で、国庫負担金の削減・廃止、地方交付税制度の見直しなどにより、地方自治体では非常に厳しい財政状況となりつつあります。このような中、自主財源の確保に全力で取り組む必要があり、例えば、企業誘致や観光産業の振興による税収の増を期待するものであります。また、集中改革プラン、総合計画においては、歳入に対する取り組みとして、市税の収納率向上対策や手数料・使用料の見直し、有料広告による収入の確保などの取り組みについて検討、実施することとなっております。

次に、後段についてのご質問ですが、中伊豆地区より大仁地区までの道路新設整備構想の検討結果でございます。精査すると言ったことです。これは広域的な道路整備であり、伊豆の国市との協議も必要になるかと思えます。いずれにいたしましても、これはお金と時間がかかるものであり、公益性、必需性の視点などを精査の上、事業化することが最良な方法であると考えております。少し時間がかかるかと思えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問をさせていただきます。一つ一ついきたいと思えます。

まず経済特区に関してでございますが、国立公園内のことなので規制がある。特区というのは規制を外してほしいというのが、そういうことで、国立公園の中だけでも、環境特区とするようなことで規制を外してほしいというような考え方に立っていけばいいのではないだろうか。私、この環境特区というのを申し上げましたそれは、風力発電は当然のことなので、太陽光発電。

太陽光発電というのは、ソーラーセルです。政府が、昭和62年ですかね、相当昔ですけども、財団法人広域関東圏産業活性化センターというのがございます。ここが中心になってグリーン電力基金というのを設置してございます。昭和62年です。これは、民間の一人一人から電気料金と一緒に寄附してほしいと、その集まったお金を風力発電だとか太陽光発電に補助金として出していいかということ。これでいろいろあちらこちらを調べますと、官公庁だとか、学校だとか、病院だとか、そうしたところが、かなりそのグリーン電力基金を投入してやっておるようです。そんなこともあって、私はこれを検討はしてみる必要はあるなと思っておるわけでございます。これは太陽光発電。

それから、森林保護条例なんて書いてございますが、これは、環境という意味で、不法投棄がいつになっても絶えないですよね。その不法投棄を防止するために条例をつくって、とにかく条例をつくったからといって不法投棄が確実になくなるというふうなことになるとは思いませんけれども、いい方向には行くであろうと。それから、場合によったら、山で仕事をしている、山林の方の仕事、シイタケ業者とかそういう人たちに通報をする。こういう車のナンバーがやっていたよと通報をする。そういうような鑑札といいますか、そういうものを与えるような、そういうような条例です。こんなようなものをつくって、とにかく伊豆市の中をきれいにすると。これが観光に向かっての一つの助けになると私は思っております。どうかそんなことも考えていただきたい、こういう意味でもって申し上げておるわけでございます。

それから、さらに市内美化条例というのも、きょうかあしたか、ほかの議員からもそういう内容の質問が出ておりますけれども、私はさわりだけ申し上げます。

町の中を歩いていますと、もう家が古くなってしまっていて、本当に壊れかかったような家があったり、あるいは塩ビのパイプが道路端にぱっと放置されていたり、何か環境というか美化ですね。美化という観点から、そういうものが大変見苦しいなと。やはり、よそからお客さんを迎えるに当たって、きれいになっていれば一番いいなというような、みんながそういうつもりになるような、そういうことで市内美化条例というのをつくる、そういうようなことが頭にあったわけでございます。

そんなことで、どうか特にこのグリーン電力基金、それから不法投棄の防止、そういったようなことに対してのこういう私の提案に対して、市長はその辺に関してはどうのお考えですか。これに関しては、ぱっと、この辺に当たりましては私見で結構ですよ、そういうことをお話いただければ、大変ありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 伊豆市は、観光地の前に、なぜ観光地かという、こういう天城山とか、狩野川とか、土肥の海とか、温泉とか、それから文学とか、絵画とか、そういういろいろな意味から向けて、大変観光地としてよかったわけです。全国に、あるいは世界に観光地ができてお客さんがやや少なくなってきた、一番今頭の痛いところでありまして、また、そういう意味では、伊豆市が環境に優しい市になることは大変賛成であります。どうやってそうなるかということのいろいろ模索していかなくてはならない。その一つが風力発電ということで申し上げたわけです。ソーラーについても、若干申し上げたときがあると思います。

市内美化条例をつくるについて今ご質問があって、やはり、少し検討させていただきたいと思えます。やはり、条例をつくる以上は、きっちり罰則を与えないといかんと思えます。つくったけれども、言葉が悪いですね、何か底抜けだと、逆に「いやあそこはやったって大丈夫だよ」という話になってしまいますから、その辺を精査させていただきたいと思えます。特に森林の不法投棄というのは大変頭の痛いところでありまして、昼間捨てるのか夜捨てるのかいつ捨てるのか、整理しても次の日はもう落っこっているというような状況でございます。何とかそういうものができて、これは伊豆市だけではなくて、やはり、伊豆半島、あるいは静岡県全部、日本全国そうならないと我々の将来はないんじゃないかと、そんなふうになさえ思うところでございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） もう1回これに関して質問をさせていただきます。

やはり、今市長のお答えがありましたように、温泉があったり、環境がよかったり、伊豆なんていうことでもってお客さんがあったんだけど、温泉は東京のど真ん中だっただけで今は出ているよというようなことになってきて、大したことはない。今までのやり方ではだめだというようなことから、やはり、温泉もったり、よく講演会なんかでもって富士山を大切にしなさいなんていうことを聞きますね。伊豆半島は富士山が本当にきれいに見えるところで、そういうのはどこへ行ってもないんです。

それと同時に、やはり、環境だと何かが今一番叫ばれているときです。やはり、全国にできるだけ先駆けて新しいことに挑戦していくということが、私は道を開くもとなるというようなことに感じておりますので、ぜひそういう方向でもって、新しいことに挑戦する。しかも、新しい伊豆市が始まって2年ですよね。市長も市長になって2年ですよね。ぜひ積極行動でいきましょう、本当に。そういうことは私は提案をしたいわけです。ぜひよろしくお願いいたします。これに関してはお答えする必要ございません。

そういうつもりで、今の全体の流れとして、この経済特区に関してはさらに検討を進めたいというようなことをご回答をいただきましたので、これは何カ月かたったらまた質問をさ

せていただくというようなことで。検討するでもって、何もしないで、ただ黙って、言ったから終わりでもいいやということではなくて、やはり何らかの検討をして前に進んでいく、そういう姿勢が必要だと思っておりますので、ぜひやっていきましょう。よろしく申し上げます。

それから、財政対策でございますけれども、今、市長、これもさらに検討していかなければならないことだというような、大きな流れとしては、私の提案を否定しているわけでは決してないというふうに受けとめることができました。

それで、まず、企業誘致という言葉が出ました。確かに、全国どこへ行っても企業誘致という言葉は出てくるんです。伊豆市でもって企業誘致ということを幾ら言葉で出しても、はっきり申し上げます。大きな会社が伊豆市に来たらつぶれてしまいますよ。道がないんだから。本当に、それはやはり夢のまた夢で、これは地場産業だったら何とかなるでしょうけれども、よほど特色のある企業だったら別なんでしょうけれども、そうはないと思っておりますので、企業誘致ということは現実的ではないと私は思っております。

それからもう一つ、歳入増対策でもって、収納率向上ということをやっていきたい。現実には、収納率の向上というのは、突き詰めていけばこれは歳入増対策ではないですよ。もらっているべきものが入ってないから早く出してくれよと、それをやるわけでしょう。だから歳入増にはならない、当たり前のことをやってくれよということですから、そういうふうにご理解をしていただかないと。

現実には、やはり、本当に掘り下げた歳入増対策というのは、そんなにはなかなか出てないと思っております。私は歳入増対策の一つの方法として、伊豆市は、三島とか沼津とか、あるいは裾野とか富士とかの辺まで通えるような、通勤できるような道路の構造にして、それで新しい家ができてそこへ人が住んでくれる、これが歳入増になると私は思っておりますので、それでご提案を申し上げておるわけでございます。

今現実には、私、民間と申しますか、各地区の、大勢の人たちではないですけれども、話をいろいろする中で、例えば、今国政レベルでは、少子化対策だとか、子育て支援だとか、子どもを育てながらの働き口の提供だとかというようなことが、あるいはそのために保育の待機だとか何かを解消しなければだめだとか何かというようなことが、よく日曜の討論会だとか何かに出たりしているのを見ていますけれども、国全体では確かにそういう方向だと思います。あるいは大都市圏ではそういうことだと思うんです。ところが、事伊豆市ではそれ以前のことだと。伊豆市ではどんどん高齢化が進んでいると。それで、少子化対策以前のような状態ではないんだろうかなと。

現実には、若い人が外に出て行ってしまっただけが残ってしまっているようだというような話が多いですね。それで現実には、天城地区だとか中伊豆地区は、都市計画法の規制がなかったために、そういう団地だとか何かを過去つくったりして、人がふえてきたところもあったと思います。そういったところへ行ってみますと、現実には年寄りだけが入ってきているんですよ。それで、民生委員の仕事が全く大変ですよというような、そ

んな話も私は耳にすることがあるんですよ。ですから、これ本当に、やはり働き人口です。働き人口がふえるということが、本当に夢のある伊豆市ができるということだろうと思います。

そういうことで、とにかくこの冷川峠から修善寺に向かってきている県道、それから亀石峠から大門橋の方へ行っている県道、この間をとにかく何らかの方法、トンネルが一番いいんですけども、とにかく結ぶと。その間を結んで、とにかく道路をふやしてやる。どういう方法でもいいんですよ、トンネルでなくても、短く。私は、現実にはそういうことを思っているんですが、しかもお金が余りかからないというようなことで考えている。現実には、それで幾ら言っても「お金がないよ」と。お金は合併特例債もあるではないのというようなことを私は思っていますので、そういうことを考えている。

それから、伊豆の国市と詰めていかなければならない、当然です。当然そうしなければいけない。けれども、合併特例債でやるということになれば、伊豆の国市にかかったところだって、これは伊豆市でもってお金は出す、合併特例債で全部出す、そのぐらいの意気込みでやっていくと。そういうことでやれば、必ず道は開けると私は思っておりますので、ぜひそういうことを考えて。

これについて、市長、考え方をちょっと。またこれも私見で結構でございますので、出してみてください。よろしくお願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員の大変構想の大きなお話を伺いまして、なるほどなと思っております。これにつきましても、私、何回かに分けてお答えしたと思っております。

まず企業誘致、かつての高度成長、あるいはバブルの時代なら、来る企業もいたのかなと思っておりますが、今ではなかなかいないというのが現実ではないかなと。話では、一、二、今、沼津の方にあるのがこっちへ集約してもいいよというお話を伺っておりまして、そういうものが来てくれればいいなと思っております。また、これだけの環境のいいところですから、ソフト会社とか研究所なんかが来てくれるといいかなと思っておりますけれども、なかなかそれも、いざとなると子どもさんの教育で、博士とか修士とか出たところの本人はいいですと言っても、奥さんと子どもがなかなか「うん」と言わないというようなこともあるようでございます。

いずれにしても、議員おっしゃるように、若い人の働く場所が少ないために、また、新幹線とか高速道路ができたために東京あたりの都会との時間的な距離が短くなったために、都会へ出てしまうというのが現実でございます。私の家族もそれに近いような状況になっているわけでございます。やはり、それを打破する一番近い手は、議員のご提案のように、やはり、裾野、あるいは長泉、あの辺に大手企業が来ると。あそこへ来るとするのは、やはり、いろいろ考えると必然かなと思っております。東名高速とか246とか、そういうところに近いということ。

それから、そういうことから割りかし全国から人が集まりやすいということですが、長泉などの話を聞くと、今度は住むおたくがないと、困っていると、どこかにないですかというようなお話も、公式ではない世間話の中に出ております。そういうのを何とか伊豆市で取り込めたらなというのが、まさによだれが出そうな感じです。ただ、その場合は、ご指摘のように、やはり交通網でございます。小野議員もかつて三島、沼津に通われたと、私も三島へ通いました。なかなか、三島、国一をどうやって渡るかなんてというのが、大変困難ですね。それから、やはり、車社会とはいえ、電車に乗っても、車で行っても、どのルートを通っても、お勤めに出る時間は大体同じような時間でございます。7時の時報がぼんと鳴るとみんな来ると。それから、夕方も皆さん早く帰りたいから5時台、6時半ぐらいまではやはり込んでいるというような状況で、何とかそれが、理想的に半分ぐらいで行ければ、伊豆市が、そういう住民が、若い世代が住んで、働いていただける町になるのかなと思っています。

そのためには、やはり道路網ですよ。ヘリコプターというわけにはいきませんから、道路網が一番大事だと思っています。その中で伊豆市としてやるべきことは、やはり、天城北道路の完成、それから、連盟の中で提案が出ています修善寺道路の無料化です。これも、県当局へ聞くとなかなかすぐにはできないと言っていますけれども、やはり、我々まとまってそういうアプローチをすべきだろうと思っていますし、また、県道の修善寺天城湯ヶ島線の整備等、それから、土肥地区の新田の整備、道路はまだまだやっていく必要があるかなと思います。

議員ご提案のトンネルを掘って大仁地区へ抜けるというのも、1つの案として今度検討させていただきます。どういうルートになるかやってみないと、そんなふうに思っています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 大変具体的なお返事で、私、大変力強く感じました。そのとおりでございまして、やはり、今生きている人間は、30年、50年先のことをきちんとしてあげると。その結果は30年、50年後の歴史が証明するよ、そういう気概で前に進んでいくべきだと私はいつも思いますので、ぜひ、市長そういう方向で行きましょう。私は呼びかけるのであって、そういうことが必ず伊豆市全体のためになるはずであると理解をしております。どうか。これに対しては答える必要ございません。前向きに何でも取り組んでいく、そういう方向で行きたいと私も思います。ぜひよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで小野議員の質問を終了いたします。

木 村 建 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に26番、木村議員。

26番（木村建一君） 私は、大きく5つについて質問します。

最初に質問する2つの件については、これは大きくは、少子化対策どうするの、子育て支援どうするのという観点から質問いたします。

まず第1点目、少人数の小学校。中伊豆の大東小学校、土肥の土肥南小学校、天城の月ヶ瀬小学校、この3つの学校は、廃校して他の学校への選択が子どもの成長にとってよりよい選択となるのかどうかということです。具体的に3点お尋ねします。

1つ目は、先ほども少しお話をされておりますけれども、教育委員会が3地区で実施した保護者との懇談会の目的が、学校統廃合を視野に入れた意見聴取というふうに聞いたんですが、それで間違いないかどうか確認をしたいと思います。さらに、それぞれの地区で出された市民の意見を幾つか重立ったものを紹介してください。

2つ目、小学校の将来を統合するのか、それともそのまま存続させるのかということは、私は保護者や地域住民の意思を尊重することが大事だと思います。そして、その方々がどちらがいいのと判断できるさまざまな情報を提供するということが、これは専門的な方々が集まっている教育委員会の重要な責務と考えておりますけれども、教育長の所見を伺います。

3つ目に、小規模・複式学級を選択する道と、廃校して今よりも児童数の多い学校で選択する道とを比較したときに、学力やみずから学ぶ力、個性を伸ばす力、地域とのつながりなどをどのように評価しているのでしょうか。優劣があるのでしょうか。

4つ目、少人数・複式学級で先生が指導して、児童が学習している学校は全国にたくさんありますけれども、複式学級のよさ、また一方、1学年1学級から、私は双方から学ぶものがあると思いますけれども、教育長の所見を伺います。

大きな2つ目、伊豆市赤十字病院産科医確保に向けた4月以降の取り組みについて3点お尋ねします。

まず第1は、国は少子化対策が大事だとはいうものの、日本のあちらこちらで、今産婦人科が病院からなくなっています。一地方だけを見て解決策を見出そうとしても、なかなか見つからないでしょう。何がそうさせているとお思いでしょうか。

2つ目、市長もこの間「母の会」の方々と関係機関に出向いて、産科医継続を求める3万数千の署名を届けて、事態打開のために努力をされてきております。3月議会で、今後も日赤院長や国・県に要望していきたいと、市民の願いに沿う答弁をされました。産婦人科存続は、少子化支援に逆行して、命を産み出すことそのものを閉ざすのかどうかの重大問題であり、市が関係自治体と力を合わせて、存続に市が責任を持つことが極めて重要です。私は、継続は力なりと思っております。3月議会以降、市当局の取り組みがあればご紹介ください。

3つ目に、市民との協働のまちづくりのためにも、関係自治体と力を合わせてこの産婦人科医存続の問題についてのシンポジウムを行うことを提案しますが、市長はいかがお考えでしょうか。

大きな3つ目、公共工事の予定価格の公表は守られているでしょうか。

市の公共工事の規定ではこのようになっています。例外として、「他の契約に支障になる

おそれがあるときはその限りではない」。すなわち、公表しなくてもよろしいとなっておりますけれども、予定価格公表が原則です。しかし、市発足以来、予定価格の公表は1件もありません。今までのすべての契約が例外に当たるのでしょうか。その根拠を示してください。

4点目、施設従事手当の廃止に伴う本給の見直しの件についてです。

3月議会で施設従事手当廃止によって給料が下がる職員については、「事務的に今精査している。余り不利にならないように考えている」と答弁しましたが、約2カ月たっておりますが、この間どのように精査して、どのようになりましたか。

その中の細かな点です。2つ目、ボイラー技術免許を受けた者、し尿・ごみ処理施設技術管理者の資格を有する者、業務主任の手当額それぞれがりましたが、3月議会の提案によってそれが全部カットされました。これを給与にどのように反映させておるのでしょうか。

最後、5点目です。田方南消防署庁舎建設で、安心・安全なまちづくりにつながるのかどうかということです。

消防支署が廃止される地域の安心・安全は、今までどおり確保される体制となると市当局は判断しているのでしょうか。消防・救急は現場到着時間の勝負で、その安心・安全の度合いは大きく違ってくると思います。伊豆市民に責任を負う市長の所見を伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木村議員の質問に答弁願います。

先に教育長。

教育長（室野純司君） それでは、第1点目の質問に対してお答えを申し上げます。

これは何回も申し上げておりますけれども、伊豆市におきましては、少子化の傾向は拍車がかかっておりまして、5年後の小学生の入学は、市内12校で220名程度と、こういうふうになることが確実でございます。そうしますと、行く行くは複式学級ができる学校が3校あらわれてまいります。

今回の懇談会というのは統合を前提としたわけではございませんけれども、一応統合を視野に入れての懇談会であることは事実でございます。「視野」と「前提にして」とはどう違うかというご質問はぜひ避けていただきたい、そういうふうに思います。あくまでも少人数学級に対する意見を聞く会でしたので、本当に自由に意見を述べていただきました。これには教育委員も出席を要請いたしました。それぞれの会場で、時間を延長して、大変たくさんの意見が出されましたけれども、中には雰囲気にもまれてご自分の意見を出せなかったという方もいらっしゃるような感じのことも事実でございます。

出された意見を少し申し上げますと、確かに、少ない人数で子どもたちが楽しくやっているから現状のままでいいのではないかと、こういう意見も出されましたし、一方、複式になるのは子どもも先生も大変だから、複式ができるなら統合もやむを得ないという、これは経験者のお話もございました。また中には、通学方法などの条件を提示したらどうかと。要するに、統合された場合の条件提示はどうかという意見も出されましたし、また、先ほど

との絡みもありますけれども、旧町内、要するに土肥地区、あるいは天城湯ヶ島地区、中伊豆地区、こんなのは小学校1校でいいのではないかと、3つを統合したらどうかという意見も出ましたし、あるいは学区の再編。極端に言いますと、例えば、ある地区はそこだと学区が狭いので、もう少しほかの学区をわたしらの方の学校の学区にしたらどうかと、こういう意見も出されております。

本当に多種多様な意見も出ていますけれども、これは全部紹介するわけにはまいりません。教育委員会で現在その出された意見のまとめをしているところでございますので、もしご必要したら、後日また教育委員会の方に来ていただければ、その記録をお見せすることはできるだろうというふうに思います。

感想としては、今まで大東小学校以外は複式の経験がございません。大東小学校は、本当に、一番少ないのは2学年で11名ですか、これは複式で実際にやりましたし、中にはその体験をしている親御さんもいらっしゃる。これは、本当に先生方が大変だという感想も述べておりました。そういうこともありまして、出席者のご意見としては、要するに切実感がまだないなという感じを持ちました。そういう中で、この懇談会には幼児、要するに複式になる該当の子どもたちの親を対象にした懇談会にすべきではなかったのかと、こういう意見も出されまして、確かにそれもそうだなと。これは、今後やはり考えていかなければいけない課題かなというふうにとらえております。

それから、2点目ですけれども、保護者や地域住民の全体の意見を尊重して統合を判断するという事は、大変難しいことでございます。全員の意見でまとめるということは、まず不可能だろうというふうに私は思っております。ある保護者の言うとおりの学校選択の自由化をすればこんな統合の問題なんてなくなるのではないかと、自分の子どもは少なくともいいと、そういう学校へ入れたければそこへ入れればいいし、ほかの学校へ行かせたければほかの学校へ行かせればいいんだという意見も、確かにその中には出ております。しかし、それも私が考えるにはちょっと課題もありますので、検討する余地はあるのではないかと。これは、前にも学区の自由化の意見については議員さんから指摘されておりますけれども、これはなかなか一筋縄ではいかない課題かなというふうに考えております。

学校統合を実際に具体化するにつきましては、さまざまな情報を提供することが必要でございますし、あるいは、私が考えるには、一番の考えるべきは、子どもにとって何がいいか、子どもにとって一番いいのはどういう状況かということの基本にしたいというふうには考えております。

それから、第3点目ですけれども、メリット、デメリットは両方あるだろうと。これは、例えば、各家庭におきまして、一人っ子がいいのか、子たくさんがいいのかといったときに、それぞれのメリットがあるのと全く同様だろうというふうには思います。ですので、優劣はちょっとつけがたい。これは、優劣の表現は避けたいように思います。

ただ、余り少人数ですとどういう弊害が出てくるかということを学校の教員に聞いたので

少し申し述べますと、要するに、子どもの人間関係が難しく、自己表現がしにくい。これは、要するに、自分がほかの子どもたちと違った意見を言うと仲間外れにされるという懸念が子どもたちにあるということも聞いております。さらには、子ども同士のかかわり合いの中で深く理解されていない。要するに、お互いに議論をし合って物事を解決していきたい。そういう点については、やはり余りにも少人数ですと、これはかなり難しさが出てまいります。それからもう一つは、現状に甘んじる、そういう姿勢が子どもたちについてしまう。要するに、現状を打破して新しい自分の発想で何かをやっていきたいという意見は、「そんなことはかんだるいからよすべえじゃないか」と、こういう意見になってしまうということも事実だというふうにも聞いております。

4点目に係りますけれども、伊豆市の小学校は、そのほとんどが1学年1学級でございます。これは小規模校ではございますけれども、各学校それなりに特色ある学校づくりに努めておりまして、それぞれの成果を発揮していると私は信じています。

ただ、議員が言うように複式学級のよさ、これは、私は正直言って全く感じません。複式学級というのは、ほとんどよさがない。これは少人数学級とは全く違います。要するに1学級の中に複数の学年がいるわけですので、強いて言えば、例えば、田中山分校のように1人と5人、これを複式でやっています。それを分けて1人と5人を1学級ずつにするといったら、1人で1学級というのはほとんど成り立ちませんので、せめてほかの学級と一緒にすれば友達が多くなる、こういう利点はあるかと思えますけれども、これは、よさというふうには言えないのではないかというような感じもいたします。私としては、できるだけ複式は避けたいと。ですから、極端な数ではありませんけれども、今県教委に要求しているのは、要するに、複式学級の基準人数を少し下げてほしいと。現在は16人以下、これが複式になっていますけれども、それを基準をもう少し下げて、例えば14人以下とかそういう数で複式を解消してほしいという要望をしているくらいでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員の2番目、伊豆赤十字病院産科医確保に向けた4月以降の取り組みについてお答えをいたします。

市では、伊豆赤十字病院の産科休診の情報を得た本年1月から、周辺の自治体や住民の署名運動などご協力をいただき、派遣先の東海大学や県、国会議員関係方面に対し、陳情等活動を展開してまいりました。

近年、産婦人科医の不足は、我が伊豆市だけでなく全国的な問題となっているもので、有効な解決策を見出せず、大変憂慮している状況にあります。特に、医師から見ると、地方の病院や小規模病院は、都心近郊の生活環境に恵まれている病院や大規模病院に比べ魅力が少ないことから、大変深刻な状況にあります。

このような状況から、産婦人科医師の確保策は地方の一自治体では到底解決できるような

問題ではなく、国レベルによる抜本的な対策が必要であると考えております。今後につきましては、動向を踏まえた中で、市民や関係自治体と力を合わせ、一日も早い産科再開の現実を目指したいと考えております。ぜひお力添えをお願い申し上げます。

続きまして、全体で3番目の公共工事の予定価格公表の原則についてお答えいたします。

公共工事の適正化に関する法律に基づいて、伊豆市公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する規定第4条第2項に規定されておりますが、平成10年2月の中央建設業審議会建議において「積算基準に関する図書の公表が進み、既に相当程度の積算能力があれば、予定価格の類推が可能となっているとともに、施工技術の進歩等により工事内容が多様化し、事後公表を行ったとしても、それ以降の工事の予定価格を類推することは一定の限度がある一方、事後公表により不正な入札の抑止力となり得ることや、積算の妥当性の向上に資することから、予定価格の事後公表に踏み切るべきである」とされたことから、地方公共団体においても公表されるようになってきました。

しかしながら、伊豆市においては、予定価格の決定過程において、設計価格に前年度の同程度の契約額や同種の契約額などを参考に予定価格を設定しております。このため、事後公表すると最低制限価格や予定価格を推測されることになり、適正な入札執行の支障となり得るとの観点から、非公開としているものでございます。今後、契約方法の見直しの議論の中で、予定価格の決定方法、公表の仕方も含め、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、施設従事手当の廃止に伴う本給の見直しにつきましては、現在、合併前の旧4町の給与に関する制度の相違によって生じている職員間の不均衡について調査し、不均衡がある場合、これを調整する作業を進めております。ご質問の特殊勤務手当のうち施設従事手当につきましても、この給与制度の違いの一つでございます。3月議会で助役がご説明したとおり、これらの手当の受給額と給料額を調整をしております。

続きまして、5点目の消防支署が廃止される地域の安全対策はということですが、これは今まで何回もお答えしたと思います。変わっておりません。ただ、1つ申し上げますと、この伊豆市議会で「なるほどそうだ」と言っても、これは既に田方消防議会で決議決定され、方針決定されたものです。それなりの十分な動議を提出する理由がないと変えられないと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 立たないんだけど、なぜ立たないか。シンポジウムを提案しているんだけど、それに対するお答えをください。具体的に提案しているんだから、それに対してやるとかやらないとかお答えをもらわないと次へ行けません。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） シンポジウムをやる計画は立案しておりません。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 少人数学級、いわゆる統廃合問題について質問します。

いろいろと教育長がお話しましたけれども、いろいろ聞いていると、結局、結論は先にありきなんですよ。視野に入れてと何ていうの、それは質問しませんけれども、私は、子どものことについて、本当にどういうふうな学級が、子どもの人数が子どもの成長にとっていいのかという、当然その点は一致するんですけども、今お話をしていると、デメリットばかりです。複式が人間関係、自己表現がしにくいとか、現状に甘んじるとかというふうな話で、そして、今の教育長のお考えは、複式になった場合のよさはないという判断でございます。

でも、幾つかほかの事例を紹介しながら質問しますけれども、こういうことが出てくるんです。勉強の内容が違うから先生の話がごちゃごちゃになるのではないかと。一般論はそうですね。そうすると、1学年1学級と比べると授業を受ける時間が半分になって学力が落ちるのではないだろうか、こういう心配は一般論として出てくるんです。でも、全国の複式学級、例えば、今具体的に質問したみずから学びというのが、本当に複式学級で落ちるんですか。

私は、複式学級に絶対すべきだとかいうふうなことはない。今のところは思っていません。さまざまな状況を考える。だから、関係する市民の方々に2つの提案をして、提案といったら変だね、考え方、いろいろな事例を出しながら、そして皆さんで話し合ってもらおう。確かに、教育長が言われたようにいろいろな意見が出ますよ。でも、一番大事なものは、市民と一緒に協働のまちづくりをしましょうというの伊豆市の大事なスローガンでしょう。それを実行するに当たって、やはり、教育委員会、専門的な立場を持っている、たくさんの策を持っている方々だから、複式学級はもうだめだという前提条件に立つのではなくて、私が調べたら、全国的に複式学級はたくさんあります。そういうところのよさを見てもらいながら情報提供していく、私はそれが教育委員会の大事な責任だと思うんです。

具体的にお尋ねします。少人数とか、いわゆる複式学級のみについて質問しましょう。

市の教育方針で「みずから学び」というのがありますね。これは、伊豆市のすべての学校をインターネットでざーっと調べてきましたけれども、内容の違いはあるものの、この「みずから学び」を目指す子ども像なんだよ、40数人の小さな学校から何百人という大きな小学校まで全部そうですよ。

複式学級はどうしているか。私は田中山分校にも、1時間だけだったんですけども、現実に授業参観をしてきました。そして、教育長が言われた大東小学校、今の校長が教頭時代に複式学級を経験されたというふうなことの話とか、いろいろな話を聞いてきました。それで、複式学級は1つの学年を先生が教えているときにどうしているか、もう一つの学年はじっとしているか、そうではないんです。田中山分校みたいなのは、全国に複式学級で取り組んでいるところはたくさんあるんですけども、直接先生がかかわっていない学年はどうしているか、前もって先生から出された課題を自分の力で勉強しているんですよ。逆に言うならば、そうせざるを得ないと言った方がいいかもしれませんけれども。

複式学級というのは、全部先生に頼ることができないんです。自分の力で学習して解決していくという学習を毎日やらなくてはならない。そうしないとボヤーっとしてしまうから。教えてもらう受け身の学習ではなくて、みずから学ぶ力は自然についてくる。市の教育方針「みずから学びましょう」ということが、複式学級、全国のいろいろなところで調べてみましたら出てきているんです。電話もして聞いたりしましたけれども。

それで、今、違った意見言うと仲間外れにされるとか、自己表現がしにくいというふうなお話をされましたけれども、ある先生のお話です。ちょっと長いですがけれども「複式学級をやろうとすると、先生以外に学習リーダーがその学年の中で非常に大きな役割を果たすようになってくる。1時間の半分が間接指導の時間となる。先生がついてない。複式学級においては、教師がいないときに重要な役割を果たすのが学習リーダーである。学習リーダーは、1時間の授業の見通しを持って問題とか課題を提示すること、話し合いの司会をすること、授業の後の評価をすることなどの役割を持つ。このように幾つもの仕事をこなせるのは、かなり力のある子でないと無理ではないかと思われるが、実際はどの子も学習リーダーを経験する。だれでも初めから学習リーダーができるわけではない。本校では、リーダーとして願う姿を学年の発達段階において作成し、幾つかの手だてを講じながら学習リーダーの育成を図っている。複式学級で一番大事なことは、すぐれた学習リーダーを育てることではなくて、だれでもできる学習リーダーとしての役割を定着させるということではないかと思う。特に少人数の中では、どの子にも学習リーダーを経験させることで大事な役割を果たすことの大切さを感じてほしいと願って、学習リーダー育成に取り組んできた。子どもたちが、授業の中で自分が指示を出したり司会をしたりすることができる、自分が大事な役目を果たすという認識、先生に頼らずに自分たちで進めることができた、授業の主役になったという経験を積むことは、複式授業を進めていく上で大切である。そして、その経験は、この学校を卒業して大きな集団の中に入ったとき、社会に出たときもきっと生かされていくであろうと確信している」。こういう先生が実体験したことなんです。

時間の関係で余り詳しく言いませんけれども、地域とのつながりについて残念ながらお答えがなかったんですけども、大東小だけ紹介しますけれども、大東ふれあい集会というものを持っているそうです。4つの地区に分かれ、子どもたちが自分の住んでいるところに出ていく。そこで地域の人たちと花植えをやったり、草取りをやったり、昔遊びをやったりして学んでいく。今度は逆に学校にその地区の人たちを呼ぶ。地域とのつながり、先ほど安全の問題とかいろいろ言っていましたけれども、こういう地域とのつながりがあることによって、子どもが安心して通学できる。そして、その地域の文化を学ぶことができる。学校の役割というのはそういうことだと思うんです。

よく言われるのが、少人数だと競争ができないとか、いろいろなことは確かにあります。確かにあるんですけども、では、子どもたちとの人間的な接触がない場合にどういうふうに複式学級をやっているか。大きな学校と交流する、それから、今伊豆市でも盛んに進めてい

るインターネットによる日本全国の子どもたちと交流する。こういうことも言っています。確かに、教育長が言われるように、メリット、デメリットと両面あります。では、デメリットをどうカバーするのか。今言った人間関係の葛藤ってなかなかつくれないものですから、あるところでインターネットを活用している学校も少なくないと。大きな学校と交流する。

それから、学校の複式学級の歴史、どこから始まったのか調べました。驚いたことに大正時代です。今でも鹿児島大学教育学部附属小学校というのがあります。26学級、1,000人いる学校だそうです。その中でも、複式学級のよさを、全国にある複式学級せざるを得ない、鹿児島県下とか全国にそういう経験を広めていきたいということで、複式学級を2つ持って、ずっとその積み重ねをやっているんです。

もう一つだけ紹介しておきましょう。岩手県に「小規模複式指導ハンドブック初めて複式学級を担任する先生」、こういう冊子もあるんです。私は、一概に複式学級だから子どもたちが全然おくれてしまってどうしようもないということはありません、たくさんの情報、いわゆる学校それなりの、複式学級なら複式学級の教育の仕方がある。大規模校なら大規模校の教育の仕方がある。少人数だから、複式だからもうだめだということはないでしょう。

では、その地域、学校が統廃合でなくなったらどうなるか想像してください。よく学校はそこにあるからこそ地域の文化だと言われていきますよね。こんな話を聞きました。今天城地区で、ほかの地区に住んでいるんだけど、自分の子どもがいるという話を聞きましたが、小学校へ上がる時になったら月ヶ瀬学区に行きたいと思っていた。でも、近々、もうなくなるらしいということを見ると、ちょっと考えてしまう。学校がなくなる地域はどうなるか、子育てしづらいですよ。遠くへ行かなくてはならないから。その点も考えながら。

だから私は教育長が言っていた、どこかの通学方法の条件提示をなささいということは、ある意味ではわかります。複式学級ということも含めながら、私は、教育委員会はスタッフがたくさんいらっしゃるんですから、その方たちが複式学級の中身について大いに、ある面では皆さん知らないわけですから、提示をする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 今、複式学級のよさを大変お話してもらったんですけれども、これは複式学級がよいのではないんです。要するに、やむを得ず複式学級をやっているところが、一体どうしたら子どもたちのためになるのか、その方策を考えてやっているのが事実なんです。だから、単式学級と複式学級を比べたときに、いや複式の方が単式よりよいんだということは絶対ないです。

例えば、単式学級でも、子どもたちの主体性を高めるために、例えば班別学習をしてリーダーを育てたり、これはそれぞれの学校がやっていますし、あるいは地域とのつながりについても、これは複式学級のあるところがやっている問題ではないです。すべての学校で、地域との連携についてはそれぞれが一生懸命頑張ってくれている。

例えば、伊豆市の場合は、今学校統合を視野に入れている学校については、ある程度通学が可能な地域です。ところが、地区によっては通学がまず無理だと。もし統合するならば、合宿というんでしょうか、寮に入れなければならないというような学校も事実ございます。これも全国で、例えば、鹿児島なども離れ島がございまして。そういうところは、これは複式をやらざるを得ない。やらざるを得ない学校で、一体どうしたらそれぞれの子どもたちを健全に育てられるかということで研究して、成果をそこに上げているんだろう、私はそういうふうに理解しています。ですから、単式よりも複式がいいということは、まず、私は考えられない。

要するに、少人数で、例えば3人で単式でいいかといったら、これはもう3人で単式学級をやっても、私としては、まず学級としては成り立たないだろうなど。これはほかの学年と一緒にして、少しは大きい中でやっていくしか方法はないだろう。その中で、さっき子どもたちが先生がほかの学年の指導をしているときに自習しますと、その自習というのがいいというお話なんです、これはやむを得ず子どもが自習しているんです。では、自分が学ぶ力が育っているかといったら、これは、例えばうちへ帰ってその子が宿題なども主体性を持ってやっているかどうかというのは、またちょっと別問題だろうと。要するに、そのときには自分でやらざるを得ない状況なんです。まさかほかの学年の子どもたちを指導をしているときに、自分は外へ行って遊ぶわけに行きません。これは先生にもしかられるでしょうから。だから、先生は遊ばないために課題を与えて、このことについて勉強しなさいと、それでこっち側へ行って、今度は他学年の授業をする。

これは、先生は実際に複式学級を田中山でござらんになったろうと思うんですけれども、田中山というのは5人と1人ですから。ただし、あそこは先生が2人でやっています。これは多分ご存じだと思います。複式学級は1学年しかございませぬ。あそこの学校はちょっと特例ですので、今の5年生というのは、下級生は今まで一遍もございませぬ。要するに、1年生から4年生までは子どもがたとえいたとしても本校へ通っていますので。ただあそこの特色は、去年は5年生は7人いたんですよ。ところが2人は本校へ行ってしまったんですよ。5人残っている。これは分校ですので、それは可能です、本校へ行くというのは。そういう状況と、田中山あたりと大東小学校は違いますけれども。

そう考えますと、私は、やはり伊豆市の学校においては、例えば複式ができるときには本当に親に真剣に考えてもらいたい。例えば、複式でもいいから学校は残せという住民の意思が強かったら、これは私の方としてもなかなか踏み切れないのかもしれない。ただ、この意見の中には、「複式になったときに、統合がいいのか、あるいはそのまま存続かどちらかにしろといったら、地域の人たちは意見がばらばらだよ。そうではなくて、もしそうなったときは、教育委員会の方でこういう条件で統合するからどうだという提案をしなかつたらまずまとまらないだろう」と、こんな意見もいただいています。実際、本当に統合になったらそれしかないのかなという考えも、正直言って私は持っています。要するに住民全部の総意

で、統合か、あるいは存続かというのを決めるのは、まず不可能だろうなど。やはり、そこは、最後は行政指導がかなり強く入らなかったら統合は実現しないのかな、そんなような感じも持っています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） やむを得ず複式学級にせざるを得ないというようなところも確かに距離的な問題があるんです。今教育長のお話を聞いていますと、はっきり言って、もう統合ありきですね。なぜならば、子どもの教育にとって複式はよくないと言っているんだから。そうではなくて、さまざまな条件を提示していくべきでしょう。

個性の問題を今お話ししましたけれども、そのことも含めながら、全国にたくさんある複式学級で学んでいる子どもは大人になったら人間的に差ができる、そんなことはあり得ない。それなりの器の中で、それなりのやり方はあるであろう。だから、私は、さまざまな提案を、考え方を提示すべきですよというふうなことを言っているので、きょうは時間の関係があるので、また今後大いに討議していきたいと思います。

産婦人科の存続の問題について触れますけれども、なぜ産婦人科がなくなって大変だということが全国的な問題になっているのか。2003年、第26回日本医学会総会が公開シンポジウムをやっているんですけれども、その中の会頭のあいさつなんです。「国の財政難を理由に相次ぐ医療削減策がとられて、医療の高度化・複雑化に対応できないばかりでなくて、100床当たりのベット数は、日本はアメリカの6分の1にすぎない医師、看護師数に、更なる削減を余儀なくされて、医療従事者の過酷な労働環境によって、医療の質と安全性の低下が危惧される事態を招いている。日本の医療は危機的である」、医師会のトップの方がそんなことを公開シンポジウムの中で。欧米諸国は人口10万人当たり医者数は300人前後いるんですけれども、アメリカは211人だそうです。厚生労働省。

私は、今、さまざまな原因を考える。どうしてということ、やはりたくさんの人たちに知ってもらふ必要があるんじゃないか。市長が言われるように、一自治体だけ、市長が悪いだとか、私は何も責めてないですよ、はっきり言って。さまざまな力を合わせてやってきましょう。

長野県の飯田下伊那地方でシンポジウムをやられています。今、全国でこういうシンポジウムをやっている。もう時間がないから詳しくは言いませんけれども、その中で、お医者さんとか地元の方々、保守系議員の方、さまざまな人たちが集って、今、一体全体産婦人科はなぜなくなるのということを話し合いをしているんです。原因を見つけて、しかるべきところに提案していく。

私は、シンポジウムを今は考えていないということをお話を聞いて、ちょっとがっかりしたんですけれどもね。なぜかというと、静岡新聞につい先日載っていましたが、目的は若干違うようですけれども、「伊豆半島12市町村市長が伊豆の広域的な課題を幅広く協議

する伊豆半島6市6町会議を7月に設立したい」、こんなニュースが載っていました。確かにこれは大きいですから、これイコールには該当しないかもしれないのだけれども、さまざまな伊豆半島全体に対する課題を首長が集まって、頑張っ、国に対して、県に対してやるうではないかと言っているんだから、私は、シンポジウムをやってたくさんの人たちの意見を聞いて団結する力を示していく。伊豆市だけではなくて、たくさんの人たちがこういうふうに頑張っている、ぜひ国もやってほしいという意見を述べる場が必要ではないだろうかというように思っています。

女性の声を1つ紹介しておきます。「産科施設が減るということは、赤ちゃんの誕生が減少、すなわち未来を担う新しい世代を産み出すことが困難ということにつながるのではないのでしょうか。テレビ番組でも産科の問題を取り上げていました。将来的には、人類の滅亡につながるかと報道しています。どこで産んだらいいの、出産を待つ女性たちの間に不安が広がっています。妊婦にとって、病院が遠くなる、定期検診に通う病院と出産する病院が別になるなどの不安は、命にかかわる問題です。伊豆市の日赤産婦人科存続は、市政にとって大問題です。存続に市が責任を持つべき」、こういうお手紙をいただきました。

私は、大きな力を合わせていく、そのことが本当に大事なのかと思っています。先ほど日本医学会総会の会頭の、今の日本医療の現状とお話しましたけれども、今どんなことを国が考えているか、こんなことがあるんです。市長が言うように、医師が今だんだん少なくなっているんです。あなたの病院はこれだけの医師数が必要ですよということは基準がある。法律に定められているんですけども、それよりも医師の数が70%以下、10人本当は必要なけれども7人しかいなかったら診療報酬を10%引き下げますよと、こういうペナルティーを科して、特に地方の病院が成り立たないような仕組みをとる。なぜか。今、国は医者が多過ぎるという判断なんですね。本当にそうですよ。

一端を述べましたけれども、そういうことも含めながら、私は別に政府が悪いから糾弾集会をやると言っているのではないです。さまざまな課題をみんなで話し合っていく、そういう場が、本当に伊豆日赤病院の関係についても大事ではないかと思って提案しているんですけども、市長、いかがでございましょう。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 何かシンポジウムをやると産科医が来るようで、そうなればすぐやりたいと思いますけれども、このシンポジウムをやるかやらないかは、先ほどの複式か単式かの話とよく似ているなと思います。私は、もうその段階は過ぎていると思っています。皆さんに知らせるべきあれば、はっきり申し上げまして、もっと切実な状況です。

そして、先ほど木村議員から出てきております、市は責任を持つべき。私は、伊豆市の首長として、充て職で伊豆日赤病院の分会長か何かをやらされています。その責任というのはどこまであるのかなと。責任を取るなら権限もあるはずですよ。権限はほとんどありません。過去からの充て職でずっと来ています。日赤奉仕団をまとめてエンカレッジしたり、そうい

う周りの仕事しかできません。

ただ、この産科がなくなることは重大な問題だと、いかにすべきかというところで、先ほど申し上げましたように、県とか国会の先生、あるいは医師を派遣している東海病院まで行きました。行ったけれども、先ほど申し上げましたように極めて悲観的です。どうすべきか。結論から言いますと、それなりのお金を積めば毎年来るだろう。何かお医者さんの世界もそんな世界になりつつあるのかなというのが私の感想です。

お答えになっているかどうかはあれですけども、大変厳しい状況であることは、もう十分承知しています。あとどこへどうアピールすれば本当に来てくれるのか、それを悩んでいるのが現実です。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 別に私は、市長が何もやらないとか、あなたがやらないからけしからんとか一言も言ってないですよ。誤解しないでくださいよ。責任だということは、広い意味でとってくださいよ、市民の声を。少子化になって大変だと、子どもを産む場所がないと、そういうお母さんたちの願いを託されてやろうという、私は、市長がそういう意味で責任を持って頑張ろうよということなんです。別に、最終的な責任をあなたが持たないと大変だと、おかしいではないかということを一言も言っていない。だから、みんなで力を合わせましょう。先ほど言った、静岡空港で観光行政をどうしようかというときは、みんなで団結して頑張ろうと言っているわけでしょう。日赤の問題でなぜできないんですか。お答えはいいですから。また大いに。

シンポジウムの段階ではないということを使ったが、そうではないんですよ。みんなで力を合わせていこうということが、長野県の経験をまた今度部長に直接お伺いしているいろいろなお話をしますけれども、さまざまな利害関係のある人がみんなで力を合わせていく、それが大事なんですよ。一番手っ取り早い。行政が音頭を取ってやりましょうというのが一番大事なんですよ。手っ取り早いと言ったら変でだけれども、やりやすいではないですか。お答えはいいです。

ごめんなさい、余り時間がないものだから予定価格の公表についてちょっとお尋ねします。

考え方の問題として、公共事業費を市場に流し出す窓口が入札制度でしょう。先ほどいろいろ討論があったけれども、入札の落札率が高いというんだけど、伊豆市はわからないではないですか。入札予定価格を示していないんだから。公共事業にしても、物品の購入にしても、税金を使う。税金を納めている市民の立場から入札とか契約を見るということは大事なことです。

市長も言われたように、入札制度の原則というのは、より安くより良質なものをでしよう。入札の予定価格を決める根拠は、歩切りをやっているとか何とか言っているんだけど、それは、歩切りすれば設計価格よりもその予定価格は実質的には下がるものだから、入札の

落札率が少し高くなっているだけではないですか。何もそれは問題ないでしょう。

ましてや、後でぜひ担当の部長、それから市長、助役、読んでいてください。1998年に建設大臣の諮問機関である中央建設業審議会が発表された。事後の予定価格を公表するようにしましょうと言っているのではないですか。あなた方は、国の通達をさまざまなところですよと受け入れているんだけど、この入札の事後公表については、どういうわけでしょう、いろいろな理由をつけて拒否しているんですよ。予定価格を公表するという事は、公明正大にやる、これは原則でしょう。市民の税金を使って入札するんだから。そのときに入札予定価格を示されなくて、どうして高い低いとか言えるんですか。ましてや、今まで入札の予定価格を1回も公表していない。すべての例外規定をあなた方は当てはめているんだから、今いる入札の規定というのは、これは、ただ絵にかいたもちですよ。公表するという事は原則ですよ、どうですか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） この入札制度の問題につきましては、企画部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、木村議員さんのおっしゃった、平成10年2月に中央建設業審議会建議ということで、予定価格の事後公表を言っているわけでございます。これは、自治令121条の2第1項、第2項、ここで予定価格というものを定めているわけですが、予定価格は、市長が契約を締結する際の契約金額決定の基準とするため契約担当者があらかじめ作成するもの、こういうふうになっております。いわゆる落札価格ではなく、予定価格をこういう形で決めますというふうになっております。

この中央建設業審議会においては、事後公表に踏み切るべきであるとうたっています。事前公表は別として、予定価格の事後公表を今後行うべきだというふうにうたっています。それは木村議員さんのおっしゃられるとおりです。これを、先ほどの市長の答弁にありましたように、今までの通例といいますか、4町がそういう形ですとやってきたという経緯がございます。そういうことを踏まえまして、事前事後それぞれあわせて、今後は公表を検討していくということをして市長が申し上げたということでございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 前向きにということで私はとらえますので。事前公表をやっているところもある、さまざまな、いわゆる談合を防止する、本当に市民に開かれた、税金がきちんと使われている、ましてや民間と民間の競争によってサービス向上、効率よい財政運営をと言っているのではないですか。それを、やはり入札制度のなかできちんと示すべきだというふうに思います。

ちょっと気になるところだけ、あと何分くらいありますか。

議長（遠藤正寿君） あと1分。

26番（木村建一君） わかりました。

市長が「予定価格の値段が正しいかどうかどうでしょうかね」と言ったが、これはもう少し勉強を。僕も勉強しますけれども、これはちょっと予定価格の意味がないですよ。根拠をきちんと立てているんだか。もしないんだったら、職員の中でプロを育てること。

勤務手当の件について。

聞いていると、旧4町のばらばらな制度があるから、それと一緒にたにしてやりましょうということだけれども、前に助役が答弁したのは、この特勤手当が下がっている、ある聞くところによると2万円、3万円下がっていると。市の職員も条例改正によって全体を下げましたよね。では、その下がった分と今回現業職の人は一般職よりも給与は低いですよ。それをさらに特勤手当を外して下げたわけですね。そうすると、一体全体平均して幾ら上がったの。ちゃんと調整して、手当をカットした分を幾ら上げたのということを答弁を欲しいんですよ。精査するという事ですから、2カ月たっているからやっているでしょう。お願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件については助役から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） 3月にもお答えしたとおりでございますが、要するに今まで給与と手当をもらった金額です。それに合わせるべく給料を調整しております。それから、4町の分については、ことしの調整分とあわせて今後やっていくと。それから、3月にもお答えしたとおり、法の基準を少し逸脱しているようなものについては、3月にかけてもうやってございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで木村議員の質問を終わります。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 本日は議事の都合によりまして、これにて散会をいたします。

次の本会議はあす13日午前9時30分より引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時54分

平成 18 年第 2 回（ 6 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 3 号 6 月 13 日 ）

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成18年第2回伊豆市定例会を再開いたします。

本日の出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 昨日に続き、一般質問を行います。

室野英子君

議長（遠藤正寿君） それでは、8番、室野議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

私は2点について質問します。

1点目、児童・生徒の登下校時の安全、事故防止について。

栃木、広島、秋田で下校時などに小学生をねらう凶悪犯罪が続いています。何の落ち度もない子供が突然の災禍に遭い、学校や家庭では不安を募らせていると思います。続発するこれらの事件に対し、伊豆市での児童・生徒の事故防止を図るための安全教育の充実を市民は望んでいます。

1、児童・生徒の安全のため、教育委員会ではどのようなことを実施していますか。

2、今後、学校、家庭、地域、関係機関との連携など、協力し合ってよりよい成果を期待しますが、どのような体制づくり、整備を目指しているのか、具体的な計画などをお聞かせください。

2点目、環境にやさしい緑のエコ・プロジェクトについて。

環境問題が叫ばれ続けています。6月5日は世界環境デーと定まり、まさに今月は環境月間です。伊豆市でも環境にやさしいまちづくりに向けて新エネルギーの導入やリサイクル活動を推進するための緑のエコ・プロジェクトが始動しました。風力発電や木質バイオマスの活用や温泉熱の利用などの今後の展望を伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの室野議員の質問に答弁願います。

まず最初に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、お答えいたします。

今回の特に秋田県藤里町の小学校1年生の男児殺害事件以降、被害者が在籍していました藤里小学校ではすべての保護者が子供たちの送り迎えをしていると聞いております。一瞬たりとも目が離せない不安を感じてのことだと思いたしますが、世の中の異常さにやり場のない憤りを感じているところがございます。先般、この殺害された子供の近所の主婦が逮捕されるに当たりまして、近所の人をも信頼できない環境に驚き、また改めて事件を防ぐことの難しさを感じているところがございます。

対策につきましては、森議員の昨日の質問にお答えしたとおりでございますけれども、大仁署管内の学校・警察ネットワークシステムを用い、不審者情報や事件情報を電子メールやファックスで、警察、学校、幼稚園、あるいは教育委員会で情報の共有をして状況に応じて対処しております。ぜひ議員からもよい方法があればご提案いただき、検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員のご質問にお答えいたします。

環境にやさしい緑のエコ・プロジェクトについてでございます。

ご承知のとおり、高度経済成長に伴うエネルギーの消費量の増大する一方で、地球温暖化ガスの増大等によるさまざまな地球規模の環境問題が発生しております。それから、さらにご承知のように京都議定書が発効され、CO₂の削減が叫ばれておりますが、これが我が国としてクリアできるかどうかということが重要な課題になっております。

このような中で、市は地域の豊富な森林資源、風力エネルギーや水資源等の恵まれた自然エネルギーを有効利用することにより環境にやさしいまちづくりを推進したいと考えております。私が市長に就任したとき3つのテーマを挙げました。ウエルネス産業の振興、地産地消に続いて、新エネルギーの推進ということをやってまいりました。やや少しまだスローペースのような感じがいたします。伊豆市としては今年度、新エネルギービジョンを策定して加速していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） 1番の児童・生徒の安全について再質問いたします。

きのうの議員の質問とダブるところがあるかもしれませんが、私の提案をという、今、教育長さんのご答弁をいただきましたので、私の考えも述べさせていただきます。

私もこの質問をするに当たっていろいろ話を皆さんから聞きましたけれども、登下校時のリーダーの責任が大変重くなっているのではないかと心配している方がいました。

やはりリーダーも児童ですから、その子供たちの責任を少し軽くするためにはやはりもうちょっとスクールガードをふやす、近くの市町村ではほとんど毎日のようにスクールリーダーが学校の周辺を安全を守っているという話も聞いておりますので、もうちょっと伊豆市でもふやせないかと思っています。その点について後で伺いたいのですが。

また、ほかには、子供が自分で持っている、危険な場面に遭ったときに子供本来の力でその事故から未然に防ぐという、子供の安全に暴力から自分を守るための教育プログラムというのを前に提案させていただきましたけれども、CAPという制度があるんですけども、それをもっと伊豆市の中でも導入しやすくする。例えばそれは予算がないとできないことですけども、ある程度年間計画として予算を取っておいて、必要な学校でそれを使いたいと手を挙げたときにその予算が使えるような形にするとか、それから、いろいろ地域の方とかPTAの方たちの理解のもとにあいさつ運動や声かけ運動の徹底をもっとするとか、不審者情報や事件、事故の情報の共有をもっと綿密にするとか、そのようなことを提案したいと思いますが、教育長さん、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 最初お話しいただきましたスクールリーダーと、私が昨日言ったスクールガードリーダーとはちょっと違うのかなとも思いますけれども、子供たちのスクールリーダーをふやす云々という話、ちょっとさっきお聞きしたような気がするんですけども、子供たちのスクールリーダーをふやすということについては私もちょっとどうなのかなと。これは集団登下校での多分スクールリーダーを指しているのではないかと思うんですけども、私は、そういう子供に責任を負わせるよりも、地域の方たちにどちらかという子供たちを守っていく方、そちらの方に力を入れたいな。きのう申しあげましたスクールガードリーダーというのは、これは、本当に大人、特に警察関係者、退職した方だろうと思いますけれども、その方たちが要するに登下校時に合わせて市内を巡回してくる、こういうふうになっております。この人たちをどっちかという今後ふやしていく方がより効果的なのか。

それから、もう一つは、地域の方たちが積極的に要するに子供たちの登下校時を見守っていただく、これが一番大切だろうと思いますし、現在、特に湯ヶ島地区では、下校時になりますとお年寄りなんか自分の家の前に立って子供たちに声をかけてくれて、気をつけるように、そういう指導をしてくれています。そういうのを市内全体に行き届かせたいなということで、機会あるごとに、私はいろいろな会ではぜひ登下校時に合わせて子供たちを見守ってほしいというお願いをさせていただきます。

それから、先ほどCAPの話が出ました。これは前にも議員の方から提案がありました。私も先生方にも紹介して、ぜひ実践をということでお願いしてありますけれども、議員が持っていたパンフレットにもありますように、現在市内では3校、修善寺小学校、修善寺東小学校、大見小学校と、特に子供たちを対象にした防衛教育というんでしょうか、やったのは大見小だけでございまして、ほかの2つはどっちかという父兄対象にこのCAPを利用

した経過がございますけれども、これも私の方でやれという強制はなかなか難しい面もございます。一応校長会等では校長先生方に紹介をして、これは特に市内にもこの方がいらっしゃるのを私も情報は得ていますので、ぜひ利用してください。このCAPの一員である竹田さんとも私直接お話も申し上げました。ぜひ活用させてください、こういう意見を伺いましたので、ぜひ活用していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように本当に身近な人が事件を起こすという、そういう状況を考えますと、この藤里町なんかはどっちかという、かなりそういう点では学校で指導もし、あるいはPTAなんかでも活用していたようではございますけれども、まさか1軒隣の人がそういう行為に及んだということは想像もしなかつただろう、そんなふうな状況でございます。

本当に何が起こるかわかりませんが、一応私どももいろいろな情報は、例えば伊豆市でおかしな不審者の子供への声かけがあった場合には、東部全体ではいきませんが、既に沼津ぐらいまでは一応その情報は流すシステムをつくっております。私の携帯にも、私は余り携帯を使わないんですけども、インターネットで一応不審者情報だけは私のインターネットには入るようになっております。この間は特にウサギが云々という不審者の声かけがあちこちでやはりありました。これあたりについても情報が入るたびに全校に流し、また、市外にもこの情報は流して情報を共有する、こんなような形を現在とっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） CAPのことは教育長さん、随分積極的に考えてくださっていて心強いと思いました。私は、CAPというのは就学前の児童、それから、小学校向き、中・高生向き、父兄向き、教職員向きとそれぞれパターンが、内容が違う。それでそんな大勢で一週にやっては意味のない、本当に1クラス単位だというふうに聞いておりますので、とりあえず教職員の方たちに向けてのCAPの必要性は本当に大事だと感じますので、教職員の方たちにはぜひ時間を上手につくって、早速やっていただいたらどうかと思います。

それから、子供たちについては、やはり藤里町のあの事件は本当に特殊な、隣近所の人がああいう犯罪を犯すということはちょっと……、大変ショックだったわけではございますけれども、近所で、子育てはやはり地域ぐるみでやる、地域の人たちが子供と顔見知りになって声かけ運動をすとか、この前バッジをいただきました、声かけ、議員がみんなそれに入っているわけではございますけれども、静岡県でやっている声かけ運動というのをもっと地域全体に広めて、例えば夏休みのラジオ体操なんかのときにも地域の高齢者とか大人にどんどん出てきてもらって、子供たちと顔見知りになってもらって、名前も知っている中で、もっと地域の力を強くして子供たちを守っていくような体制をとれたらいいなと思っているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 本日に事件そのものはすべてが特異なケースでして、この前は……、先ほど申し上げました要するに地域ぐるみでという話があったんですけども、前の幼稚園児2名の殺害事件なんかも親同士が話し合いをしてそして保育園へ送ってもらう。そういう中での事件、これあたりはこんなことが本当にあり得るのかなというふうな感じさえ持った事件でございますので、どういう対策をとっても、私自身は本当になくすということは難しいなという感じも正直言っています。しかし、議員がおっしゃいますように、やはり地域ぐるみで、お互いが意思を疎通しながら、昔の隣近所というものを大切にしながら人間関係をつくっていく、これは中には人間関係を好まない人間も正直言っているのも残念なことですけども、基本的には隣近所、あるいは地域、そういう中で悩みをお互いに相談できるような、そういう社会であってほしいな。なかなか教育委員会でそういうのを構築することが難しい面もございますけれども、何とか頑張ってやっていきたい、そんなふうに考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） では、エコ・プロジェクトの方について再質問させていただきます。

化石燃料というのは限りある資源ですから、もう枯渇することはわかっているわけですので、ぜひこれからは地球環境にやさしい新エネルギーをつくり出していく方に力を注いでいただきたいと思います。

やはり伊豆地区というのはそれに適している要素がいろいろあると思います。全市のうちの6分の5が森林であるということから、バイオマスの方をもっと力を入れていくとか、それから、食事の方の残りでエネルギーを出すという、飲食店とか観光のところの残滓も多いわけですし、一般の家庭とか、そういう飲食店の廃油をもっと上手に利用することでバイオディーゼル燃料なんかも活用できないかと思っておりますけれども、その点ではいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、企画部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 室野議員の質問にお答えいたします。

先ほど市長が申しましたように、伊豆市の地域新エネルギービジョン、これも当然策定するという事になっておりますが、実はもう1点、県が主体になりまして、県、伊豆市、西伊豆町、それから、東伊豆町、河津町、1市3町で構成します天城エコタウン計画を策定しようという計画もございます。これにつきましては、例えば風力発電導入であるとか、森林バイオマスのエネルギー利用であるとか、地熱エネルギー利用、それから、省風力、省水力、太陽光エネルギー利用、それから、クリーンエネルギー、これは自動車への導入というようなそれぞれの項目を設けまして、県としても県が主体となりましてこのエコタウン計画をつくらうということになっております。それらの中に反映されていければ、今おっしゃられた

ような事業、いわゆる地球温暖化防止であるとか、森林保全の地球環境問題に貢献するとか、こういった問題がクリアできるというふうを考えて、今現在その策定に当たってのいわゆる委員会構成をつくらうとして今県が主導になってやっております。今月末くらいに恐らく第1回の会合が開かれるのではないかなというふうに想定しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） もうご答弁は結構ですけれども、日本は省エネについては先進国だけれども、新しいエネルギーについて、自然エネルギーの導入では世界におくれをとっていると言われておりますので、ぜひ伊豆市ではエコ・プロジェクト、また、新エネルギーの方は力を入れて積極的に伸ばしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで室野議員の質問を終了いたします。

関 邦 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

木太刀荘の売却過程とふじみ荘土地つき売却について。

12月の一般質問で、土地つき売却について、連合区で各区と相談し、意見を調整するまで時間を欲しいという質問をしました。時間はあったのではないかという答弁でした。

それで連合区の議事録をここへ読み上げます。

17年5月20日、渡邊企画部長より、連合区会にて、廃止したいが、地元の意見、要望を5月31日までに提出するよう説明があった。

5月30日、連合区より、雇用、地域への影響等を考慮し、いかんせん、10日間の検討期間では短いので、6カ月以上の検討期間を要望書にて提出した。

7月22日、全員協議会にて基本的に廃止だが、民間への売却により存続を図ることを決定した。（連合区に連絡なし）

8月29日、連合区として、雇用、地元への経済的、利便性等考慮し、市営にて存続を要望する旨要望書を提出した。

9月27日、市では売却または廃止で議会への上程を行う。

10月3日、市ではプロポーザル方式での公募を行う予定。

12月1日、瀬尾連合区長に伊豆市企画部長、山本ふじみ荘支配人より、当初建物及び設備は売却、土地は賃貸で募集したが、見当たらず、土地つきでの売却を進めている旨の説明があった。連合区としては、当初土地は賃貸との説明であり、土地つき売却は反対。よって土地については、もともとの所有者である八木沢連合区に戻すべく、瀬尾連合区長より伊豆市土肥支所長並びに伊豆市渡邊企画部長に申し入れることとした。

平成18年1月31日、これは報告です。法的に伊豆市の所有地であり、売却の方向に変更はないとのこと、ただし、売却条件としては高層マンションは避ける（現行の高さ程度）、雇用は地元住民優先で進めたいという返事であった。

18年5月25日、渡邊部長ほか2名、地元から松本連合区長、長浜元連合区長、鍵山議員、関議員、土地つき6,000万円で売却したい旨、不動産鑑定評価額5,952万円をつけ、正当な価格であり売却したいとの説明であった。連合区としては、更地で置き、時間をかけよく検討し、有意義な利用を要望した。

なお、国民宿舎は役目が終わった場合の更地費用として5,000万円を確保しておくことは、支配人を初め事業に携わった方々は皆承知している旨を説明した。

以上のことから質問します。

1、木太刀荘の3億円の売却が1億5,000万円になった過程において、最善の努力がなされたと思うが、この価格の正当性の根拠について。

2、木太刀荘のアスベスト問題で不調になった企業への損害賠償について。価格を下げてきたが、その差額は損害賠償だと思われませんが、幾ら支払ったか。

3、売り急ぎの調査不備による大きな減額に対し、売却時、正しい調査、正しい説明があればこの問題は起きない。予想外の額で、もともと半額を予定していたということだが、何を根拠に半額としたのか。1億5,000万円の減額は、落札できなかった8,000万円の入札業者に1億5,000万円を買ってもらったとの説明だが、納得できない。ただすべきはただし、再入札のできる限りの高額で売却を進めるべきではなかったか。執行部の責任はどうなっているのか。

4、ふじみ荘の売却をなぜ急ぐのか。地元では国民宿舎の存続のない場合に旅館業を要望した経緯は前記のように議事録にない。地元は土肥町時代からの約束どおり、更地を希望した。なぜ旅館業を地元の要望だと違った説明で売却を進めているのか。

5、連合区は、今まで40年間なれ親しんできた国民宿舎の存続を希望した。遅かれ早かれ、老朽化、時代の流れで、廃止になることについては皆理解していた。廃止に当たり、国民宿舎は、手持ちのうち、5,000万円を更地にする解体費用として残す申し合わせがある。このことは関係した多くの職員、関係議員、旧土肥町の幹部が皆承知している。海岸近くのまとまった公有地はほかにない。それゆえに国民宿舎がここに建設されたと思われる。将来、伊豆市、あるいは再合併を繰り返しても、この美しい自然に恵まれた跡地の有効利用を真剣に考えるべきだと思う。法的に市の所有地で売却に変更はないとのことだが、なぜ一業者のために入札でなく、地元の要望を無視してまで売却を急ぎたがるのか。

6、土地は約1,500坪、坪単価20万円以上、3億円では、買い手が大変だから売却は建物だけとの説明だった。その方向が短時間で変更され、坪単価4万1,300円というとても安い価格になったのは、2番目の入札業者に木太刀荘を8,000万円から1億5,000万円にして買い取ってもらったことに関係しているのではないか。

7、地元の要望を受け入れ、売却しないで市有地として更地で残し、地元で管理してもらい、有効利用の時期を待てばいいのではないかと。固定資産税の問題だけだと思ふし、仮に10年間更地で置いても、1,000万円程度の大した額にはならないのではないかと。むしろ大きな財産として残る。土肥町は厳しい財源の中、7億円で花時計のある公園の横の土地を最近購入し、将来に備えた。八木沢区では、すぐ隣のマンション建設に反対し、補償金1億円、協力費年40万円で解決した。ふじみ荘は木太刀荘のようにわかりにくい、早急な売却をしてはならないと思うが。

8、国民宿舎付近の最近の土地取引において、坪単価15万円以上、国道山側の物納（国の評価）、これは去年です。最低価格は坪単価10万円、落札はそれ以上。隣のマンションは、坪単価40万円以上、このことから今回の評価額4万1,300円の国民宿舎土地つき売却は、市民も到底納得できないと思われる。八木沢区民は金額の多い、少ないでなく、大事な土地の有効利用を希望している。早急に、強硬に売却するつもりか。

以上、8項目について質問します。

なお、この質問は地方自治体の財産管理に対する認識の確認であるので、再質問に対しては、市長みずからの答弁をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの閣議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 閣議員のご質問にお答えいたします。

木太刀荘売却経過とふじみ荘土地つき売却について、ご質問が箇条書きで8項目ございます。

まず、1番目の木太刀荘の売却価格の正当性と根拠についてでございますが、価格については、いわゆる不動産の売買は需要と供給があつてのことですので一概に言えないと思ひます。しかしながら、経済的残存耐用年数及び現価率等から算出したとき、おおむね適正と考へたものであります。

2点目の木太刀荘のアスベスト問題で不調になつた企業への損害賠償の件についてのご質問ですが、この損害賠償は一切払っておりません。

3点目の再入札で売却を進めるべきではなかつたかとのことですが、募集要綱6の選定方法についての項目がありまして、第1順位の応募者と協議が整わなかつた場合は、第2位以下の応募者と順次協議することができるとされており、3月議会で三須議員並びに木村議員のご質問にお答えしたとおりであります。

4番目の旅館業を地元の要望だと違つた説明で売却を進めるのかとのことですが、平成17年8月30日付、八木沢連合区長より、伊豆市の施設として存続してほしい旨の要望が提出されました。また、さらに職員、臨時の職員さんからも、同様の要望があり、民間事業者による旅館業が最も適していると判断したものであります。

5点目、なぜ一業者のために入札でなくして売却を急ぎたがるのかのご質問ですが、入

札方式ではなく、プロポーザル方式にして募集期間を1カ月程度とし、全国に公募する手法をとりました。この手法は価格だけでなく、会社や人を選ぶ方法であることは今までにご説明したとおりであります。

なお、売却を急ぐかとのことですが、1月末で営業をやめ、既に4カ月経過し、建物の状況や周辺の影響を考えますと早急な対応が必要と考えているわけであります。

6点目、木太刀荘を買い取った業者との関係についてのご質問でございますが、木太刀荘の売却に当たっては3月3日の観光経済委員会のご意見から、外部の審査員立ち会いの上、市の基本方針である、木太刀荘と土肥ふじみ荘は別件扱いとする。売却価格を1億5,000万円とする。アスベスト除去費用は会社負担とすることの、以上3点を条件に最終決定したことはご承知のことと存じます。いずれにいたしましても、その差額がふじみ荘の価格にどのように反映されているかどうかはこちらでは関知しないところであります。

7点目の地元の要望を受け入れ、売却しないで市有地を更地で残し、地元で管理してもらい、有効利用の時期を待てばいいではないかとのことですが、先ほども申し上げましたが、更地で残すことが地元のためなのか、また、伊豆市として最良の方法なのかという論点があります。私は、国及び県が行革を推進している以上、市としても小さな行政府を構築していかないと高齢化・少子化時代を乗り切れないではないかと感じております。そのためにも民間事業者で利用目的・計画が明確であるならば、早急に処分も必要であると考えております。

8点目の周辺土地の売却実例と不動産鑑定価格の差に対するご質問であります。鑑定結果については、第三者による評価であり、それはそれで評価すべきだと思います。議員が言われる八木沢区民は金額が多い、少ないでなく、大事な土地の有効利用を希望しているとのことであります。私としては売却の方向で検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 8項目について、1つずつ再質問いたします。

入札時に競売最低価格を市として決めていたと思うが、同程度の建物の事例、不動産評価額等の説明がなかったと思います。ふじみ荘は不動産鑑定価格がつき、それが正しいという。売却前に少し費用をかけ、アスベストの除去等瑕疵のないように当然しなければならないことを怠り、困ってあったのでいいと思ったとか、こんなことで3億円になったり半額の1億5,000万円になったりでは、責任を持つての行為のように感じられません。正しい説明が行われていれば、3億円での売却が成立したかもしれません。3億円で決まれば3億円が正しいのではないか。また、アスベスト等の瑕疵の除去を行い3億円のたたき台ができたのだから、それ以上での売却を再入札すべきではなかったか。再入札なしで、次点業者の1社だけとの相対随意契約ではプロポーザルとは言えず、価格決定の正当性がよくわかりません。根拠をもう少し詳しく答弁願います。

2つ目、この損害賠償問題は契約以前のことで、勝手に先方がしたことだと片づけたのか、

先方が一方的に補償問題を申し込んで取り下げたということになれば、何となく不自然な感じがいたしますが、その辺はどうでしょうか。

3点目、最初は競走入札で行い、不調となり、申し込み者が残りの次点者1社だけなので、プロポーザル方式で決めたとの説明でした。新たな条件で再入札して高値売却を図るべきではなかったか。プロポーザル方式がよいのなら、なぜ最初からプロポーザル方式にしなかったのか。なぜ入札をしたりしたのか、わかりにくい。市で管理している設計図書を先方で検討し、不備を指摘され、信用できないと白紙撤回された。安易な考えで市民に不利益を与えた職務怠慢の責任は議員個人に及ぶと思うが、いかに考えるか伺います。それが3点目です。

4点目、次から次に説明不足でわからないうちに事が進みます。平成17年5月20日に説明し、5月31日までに要望書を提出するように説明があったが、連合区の議事録にあるように、10日間ではいかにも短いので、6カ月間の検討期間を要望したが、無視され、事が進められ、不調となった。このことを踏まえ、土地つき売却について、連合区で各区と相談し、意見を調整するまでの時間が欲しいという区民の声を代弁した私の一般質問に対し、時間はあったのではないかと市の市長の答弁でした。検討時間は与えられていません。法的に市の所有地であるので売却の方向に変更はないと、地元の要望を無視した一方的な回答でした。更地にして有効利用に備えることを要望しているのであって、地元の考えは至って常識的な考えだと思えます。

地元は、土地つきでなく、建物だけの売却のときに、できたら国民宿舎を存続してほしいと言ったわけで、旅館業の誘致をお願いした経緯は議事録にもありません。八木沢連合区の議事録を公開しなければ、特定の業者に売却するために偽りの条件で事を運び、市民や議員に間違った取り返しのできない判断をさせたと思います。他の入札参加希望業者に、地元の要望の旅館業でなければプロポーザルで売却できないという事実と違った説明をして、他の入札業者を締め出し、特定の一業者と随意で売却を進めているわけですが、公務員が特定の業者のため事実を曲げて説明した行為をいかに考えるか、伺います。

5番目、公有財産の取り扱いについては長い間地元とともに大切に活用された歴史があります。市長の裁量で思うままの処分ができるとなると恐ろしい気がします。地元にとっても市にとっても大切な土地を、一業者のために入札を避けてまで低価格で売却を急ぐのはだれが考えてもおかしいと思うが、これが正しい行為と考えるか。

6つ目、木太刀荘を8,000万円の次点業者に1億5,000万円で買い取ってもらうにつき、ふじみ荘6,000万円という超破格の売却の約束はされたのではないか。ふじみ荘の建物は、皆承知のように老朽化し、今までどおりの利用がなければ、取り壊しを余儀なくされるので、土地つきというより、土地の購入を申し込んできたわけです。木太刀荘8,000万円が交渉したら1億5,000万円になった。初めの予定が1億5,000万円だったので、これで木太刀荘を売却したとの説明でした。あたかも次点業者に高く買ってもらったことを努力のような説明でした。今、ふじみ荘の低価格売却計画が不調になったとき、木太刀荘の売却契約に問題が生

じることではないか。それが6点目です。

7番目、土肥地区にとっても、伊豆市にとっても、海岸端のまとまった公有地はほかにありません。土肥町では売却でなく、厳しい財源の中、海岸近くを7億円で購入し、将来に備えた。伊豆市は超安値で売却しようとしています。若者がヨット、モーターボート、カヌー、水上バイク等のマリンスポーツを楽しむにしても、レジャー目的には漁港は使用できません。ふじみ荘は丸山公園のつながりです。近辺の海は漁業権が放棄され、将来漁業以外にも活用できるようにみんなですてあります。レジャー用船舶は漁港に停留できません。漁業権のない方が海を活用できるのはふじみ荘跡地と漁業権放棄の海を利用するしかありません。旅館経営希望者が土地を購入しても、八木沢住民の意に反した行為に対し、歓迎どころか正反対の建設反対運動が起こり、マンションのときと同じように半端な補償での建設はできないと思います。この説明があっても売却を進めるつもりなのか。先方に迷惑がかかるだけだと思うが、いかに考えるか、お尋ねします。

8点目、土地の価格については八木沢区の要望はない。八木沢区は更地で公有地として残し、今後のよりよい活用を希望しています。海岸端の一等地の坪単価4万1,300円の鑑定評価額は、評価基準となる資料で違いがあると思いますが、余りにも現実との差が大きいと思います。静岡県地価調査基準地価格、八木沢字尾羽373番地の2、国道の山側です。平成12年坪単価、ここは国民宿舎と比べても大分劣る土地です。17万5,000円、15年は下がって13万4,000円でした。不動産鑑定評価額の5,952万円は区民に偽ったプロポーザルの6,000万円、これは99.2%との整合性を持たせるためのものであって、鑑定評価額は後からつけ加えたことに時系列から間違いはありません。この異常な実情も経緯も検討せず、安易な売却計画に市長は疑問を持たないのか。

以上、8点お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 関議員、できましたら、再質問は答弁について再質問をできるだけしていただかないと、項目が多過ぎて、かなり控えているようですけれども、3回目はできましたら、答弁に対して再質問してください。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

最初のご質問で答えたことがほとんど再質問の答えになるのではないかというふうに思います。関議員は8点おっしゃいましたけれども、一番最初の質問をさらに説明しろということで、さらに説明してもいいわけですけれども……、そういうことになります。

したがって、あと細かい点で補足を企画部長にいたさせます。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、お答えします。

8項目以上ご質問があったように感じております。その中で、まずご理解いただきたいのは、プロポーザル方式を先ほどから入札、入札という表現をされます。プロポーザル方式と

というのは、一般的に全国に公募します。その関係からしますと一般競走入札と同じような形であるわけです。最終的に業者が決定しますと随意契約、契約方法として随意契約を結ぶということですので、その辺をまずご理解いただかないと、プロポーザル方式に対する不信感があるように感じますので、そういう全国に公募して、最終的に何社きたか。その結果として外部審査委員を入れた審査会でその業者がいいのか、悪いのかという評価をするわけです。いいということであれば、その業者の方と最終的な金額の交渉等をするということでございます。ですので、単純に入札、入札とおっしゃいますが、金額を入れるだけでなく、その業者が間違いのない業者であるかどうかというのを選ぶ段階が1つあるということをご理解いただきたいと思います。

それから、不動産鑑定の結果についてどうのこうのというご質問があったわけですが、基本的に不動産鑑定を、第三者の機関でそれなりの免許を持った方が鑑定するわけですので、それを私どもが操作したとか、そんなことは一切ありませんで、ましてや、それに対して四十何万ほどのお金を払っているわけですので、当然、この不動産鑑定、第三者の金額として我々は適正なものというふうに考えております。

ただ、あくまでもこれは相手があることです。需要と供給の中で幾らになるか、この辺の話をするわけですので、今おっしゃられている不動産鑑定結果をいかにも何か動かしたようなお話があったわけですが、そういうことではなくて、あくまでも第三者の判定結果というふうに理解をしております。

それから、海岸線の利用等のことをお話ししておりましたが、いわゆる更地にしますと、一般的に不動産鑑定では坪当たりですが、7万円ぐらい。関議員のおっしゃられる近傍で売られているのは15万円ぐらいということで、その辺の価値観というのは確かに違っているわけですから、その辺を今後どうするかということについては、皆さん方、要するにきのうも森議員さんでしたか、お答えしたとおりに、総務委員会、あるいは観光経済委員会の意見を参考にして売却の方針では進もうということですので、ご理解いただければと思っております。

それから、あと木太刀荘の関係が必ず出てくるわけですが、木太刀荘の売却に当たっては基本的にもう議決されて売却が決定しているわけです。これについてどうのこうのという問題は私はちょっと違うのではないかとこのように考えます。ですから、木太刀荘の売却がいわゆる土肥ふじみ荘に関連しているのかどうか、この辺は我々、先ほど市長も言いましたように関知しない部分です。そのために観光経済委員会の意見も聞いたりしまして、1億5,000万円がいいのかどうかというのを第三者の方に立ち会っていただいてその上で決定したわけですので、関議員さんの考え方をちょっとその辺を変えていただければと思っております。

あといろいろありましたので、ちょっと欠けている点があるかもしれませんが、その辺につきましてはまたご質問いただければと思っております。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 私は質問で評価額を動かしたとか動かさないとか、そういうことを言った覚えはありません。

それで、入札をしたわけでしょう、最初の人、3億で決めたというときは入札だったわけでしょう。違いますか。プロポーザルで最初からやったわけですか。入札をしたわけでしょう、そういう説明だったと思いますけれども、その後でプロポーザルだというようなことになったわけです。

それで、参考までにみんなに聞いてもらいたいのは、プロポーザル方式とは、地方自治法施行令第167条の2第1項、第2号、その性質、または目的が競走入札に適しないものを随意契約にする例が見られる。このような選定に当たり、客観的な金銭のみを選定の判断基準とせず、選定委員会などで最も適した提案書を提出することにより契約相手を決める場合に用いられます。その運用に当たり、運用基準が定めてあるならば、伊豆市はどのような経過で、どのようなプロポーザルの提案書が伊豆市の規定に基づいて提出されたか。その情報提供に関する必要な事項が定めてあれば、透明性を高めるためにもこれを公開してもらいたいと思います。1つ目。

2つ目、木太刀荘の場合、競走入札の結果が撤回され、8,000万円の次点業者との話し合いで契約が1億5,000万円との、私はそう説明を受けた。この次点業者は公募による再募集でない。新たな一業者だけとの随意契約はプロポーザルとは言わない。プロポーザルだ、プロポーザルだと言うが、業者を選別するに選別する相手がない。業者間の談合とはまだ悪質な市と業者の談合で1億5,000万円という価格で折り合った。入札にしなければならない規定価格を超した理由の説明もなく、プロポーザル方式だからということで片づけては、至って悪質で不透明だと思います。プロポーザル方式の契約が手続上合法的に成立していると思いますか。伺います。

3点目、ふじみ荘について、再募集をして、偽りのプロポーザルで一業者を選定したが、地元の協力は得られない。

憲法第94条に「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」とされています。財産管理は、市民の要望をよく聞き入れて、民主主義の本旨に基づき何が適正かを市長が判断するのであり、市長が職権で、あるいは裁量で強硬してはならないということだと思えます。

公有財産の取り扱いについて、市民の要望にどのように対応するつもりか。もっとわかりやすい政治ができないものでしょうか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

木太刀荘の件とふじみ荘の件が一緒になってとありますが、そういうご質問になっており

ます。木太刀荘につきましては、先ほど申し上げましたように条件をつけて全国から公募をいたしました。その業者を選定して、札を入れてもらって……、前回説明して、何回も説明しているからおわかりだと思いますけれども、最初の業者が3億円という札を入れたわけです。皆さん、どうなんですか。そのとき私自身はちょっと高額で大変喜びましたよ。いや、これで売れたらすばらしいなと。

そしたら、アスベストのことを、我々から言わせればいちゃもんですよ、説明してないわけではないんですよ。ちゃんと説明してあるわけです。ただ、行政財産等で最終的な契約がされていませんでしたので、向こうのそういう申し入れとか、それを聞かざるを得ない立場に追い込まれたということです。それで1回は委員会の算定のように、向こうも1億5,000万ぐらい、我々もそのぐらいかなと思っていた値段を出してきたわけです。こちらから出向いてそういう交渉をしてきたわけです。そしたら、その後1週間くらいたって、今度はまた8,000万円にすると。僕はその時点で、いや、これはちょっと相手にするのが、何か有名な会社で全国展開しているということですけども、その間の向こうの状況はわかりませんが、何か内部であったのか、あるいは我々の意思をもてあそばれたというか、その時点でその業者に対して大変不審に思いました、はっきり申し上げて。

それで、これから先は前回も何回も説明したからはしよりますけれども、募集要綱6の選定方法についての項目であって、第1順位の応募者と協議が整わなかった場合は第2位以下の応募者と順次協議ができるということになっておりましたので、これにのっとって協議を進めたわけです。それで3億円にはいきませんでしたけれども、我々が1億以上、1億5,000万円なら妥当だなということで決定し、議会にお諮りし、決議をいただいているわけです。それについてのいろいろご意見はあろうかと思えますけれども、ご質問されることがちょっと私は不審でございます。

ふじみ荘については、木太刀荘の二番手といえますか、そういう業者がふじみ荘に札を入れたということにはそれは何ら関係ないと思っています。たまたまその業者が木太刀荘を落札することができた。ではこっちで展開するので、何かお話を聞きますと落合楼の新館というんですか、あそこもお買いになった。これは民民ですから、我々関知することはありません。こちらで事業を展開するので、ふじみ荘もということでご提示をいただいたということで私は理解しております。

抜けていたらご指摘いただきたいですけれども、この国民宿舎売却については合併当時からいろいろご意見を伺いながら進めてきたつもりです。伊豆市民のご要望といえますか、伊豆市民の要望の大きなところをつかんで私は執行している。勝手にやっているつもりはありません。ただ、関係議員のお話を聞いていると、土肥の地元のご意見だと、八木沢のご意見だということで、八木沢のご意見と、私は伊豆市民のご意見とは若干違うのかなと。どちらを優先すればいいのかということになるわけです。そうすると私は伊豆市の市長ですから、伊豆市民の大半のご意見に倣うのが順当だろうと思っています。

以上でございます。もし欠けているところがあったら、企画部長。

議長（遠藤正寿君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） プロポーザルの経緯をちょっとご説明します。

ふじみ荘の最初第1回目、10月3日にふじみ荘の活用事業ということで、いわゆる建物の売却を検討した募集をかけました。これがプロポーザルとして全国にインターネット等を通じまして配信されております。この結果として、1社、1個人の方が申し込みをされてきました。結果、選定審査会 先ほどから言っている外部の選定審査会の方々のご意見等を踏まえ、今回の場合これは該当なしということにしようということで、これは基本的にはだめになりました。

第2回、今度は土肥ふじみ荘の売却募集要綱というので、1月23日にこれもプロポーザルで全国に配信をして募集をかけました。このときに実は必ず募集要綱を役所の方に取りに来てくださいというようにお願いしてあります。実際そのときに5社の方が見えました。ですけれども、実際来たのが、最終的に応募されたのが1社だったわけです。それが現在の落合楼を経営されている方だった。そのときの金額が6,000万円であったわけです。それで選定委員会としても、当時の予定より大分金額が安いという意見が実際出ました。それから、いわゆる不動産鑑定をかけてこの価格が適正かどうかの確認をしたわけです。結果的に、たまたま会社さんの出てきた金額と不動産鑑定をした金額が同じぐらいの金額であったというのがこの経過でございます。

ですので、先ほど来、どうも入札、入札とおっしゃられているんですが、基本的にはすべて最初からこの事業についてはプロポーザル方式を採用してやってきたということでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

19番（関 邦夫君） 3回目ですけれども、私の質問に答えていないと思うもので。

議長（遠藤正寿君） 大体答えていると思うんですけれども、プロポーザル方式……、運用基準があるかどうか。

19番（関 邦夫君） プロポーザル方式の基準があったら、それによって行われたかどうかということと、プロポーザル方式の契約の手續上、合法的、たった1社とやるに、プロポーザル方式がされるか。

議長（遠藤正寿君） 運用の基準ですよ。

19番（関 邦夫君） それが伊豆市にあって、それにのっかって合法的にやったかどうかということですよ。

議長（遠藤正寿君） 今の説明がそうだと思いますけれども、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 基本的には売却に関して募集要綱をつくっているわけです。これに基づいて、1社しかなくても、応募してきたのは結果として1社だったということです。ですから、その業者と今後交渉して、高い、安いはこれは需要と供給ですから、いろいろ

あるでしょうけれども、その上で交渉させていただいて、最終的な契約方法として随意契約という形になるかと思えます。ですから、基本的にはプロポーザル方式というのは1つの業者を選定する方法で、さらに契約の方法としては随意契約、我々とすれば、その選定審査会、外部の方を入れた審査会でいいであろうということであれば、その中でこの業者と交渉させていただく、そこまでは実際いっていませんけれども、そういう流れで、このプロポーザル方式というのはいろいろな契約の中に1つ認められた方法ですので、今回の場合この方法が一番いいと判断して、この方法をとって募集をかけたということでございます。

以上です。

19番（関 邦夫君） それが合法的だと言えるか、言えないかと言っているわけです。

議長（遠藤正寿君） 先ほど答弁の中で最終的に1社の申し込みしかなかったということで、ご理解願います。

これで関議員の質問に対して終了いたします。

加 藤 章 君

議長（遠藤正寿君） 次に7番、加藤議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤章。私は修善寺地区の土地利用の見直しについて、市長に質問いたします。

修善寺地区に現在のような都市計画の線引きが行われ、市街化区域と市街化調整区域に区分されて以来30年になります。当初は5年ごとに見直しが予定されていたそうですが、現実には一度の見直しもなく、よって、修善寺地区の人口はこの規制により減少の一途をたどり、逆に規制のない中伊豆地区の人口は増加しております。

平成20年3月には天城北道路大平ハーフインターと県道修善寺天城線の供用開始が予定されている中、この線引きの秩序ある見直しが伊豆市の発展に必要不可欠と考えるが、市長の所見を伺いたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの加藤議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

伊豆市の修善寺地区の人口が天城湯ヶ島地区、土肥地区同様に減少傾向にある中で、今こそ中心市街地等の活性化を図り、県が行う都市計画区域についての基本調査の結果において、都市計画区域区分の見直しができる都市づくりを目指さなければならないと考えます。

大平インター周辺及び都市計画区域内の県道修善寺天城湯ヶ島線沿線についても同様に市街化調整区域であることを念頭に置き、優良農地との調和を図るべく、関係法令を遵守しながら、地域の整備、開発、保全に努めていくべきと考えております。

都市計画区域内であっても、都市計画区域外であっても、市域全域からの観点で活性化及

び保全をあわせ持った地域づくりを進めていかなければならないと考えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） 再質問させていただきます。

一応事例を出して市長のお考えをお聞きしたいと思います。

この方は、自営業で、現在は職住分離で、家より別のところへ工場を持って仕事をされております。息子さんは市外に家庭を持っていますが、後継者として父親と一緒に仕事をされております。家の近くに将来は工場を建て、両親と一緒に住みたいという希望を持っています。幸いにも家のすぐ近くに放棄された農地がありまして、地主の方もぜひそれを借りていただきたい、ぜひ貸していただきたいということで、昨年10月ごろですか、農業委員会の事務局、あるいは建設課へ行きまして話をしましたが、もちろん、調整区域ということでだめになりました。

反面、平成12年ごろより、日向と加殿地区に不法建築の家が十五、六軒ぐらいあります。それはもちろん当時の修善寺町役場から県にも言っておりますが、現在何らの措置もされないうまま、そこに五、六世帯ぐらいですか、もっと住んでいますか、こういう相反する例がありまして、まさに正直者がばかを見るという典型的な例であります。

それで、このように自営の方がうちの近くへ工場を建てたい、あるいは昨日、三須議員の質問のように葬儀場の質問がありましたけれども、民間では調整区域ということでどうにもならないということで、結果はだめになりましたが、これをとらえて、こういうどうしてもだれが見ても情状酌量の余地があるということに対して、市長は超法規的に何らかの解決策を持っているかどうか。

あるいはもう一つは、現在は県知事が許認可権を持っていますので、いわゆる中央から地方へ、あるいは地方分権、官から民へという小泉内閣の非常に格好いいキャッチフレーズが飛んでいますが、いみじくも8日に、行政報告で交付税の削減だけが先行して非常に不満である、不合理であるということをも市長も言われております。そういうことを考えたときに、こういう善良なる一市民の願いを何とか救う方法はないかどうか。

あるいは市長みずから、もう一つ、先ほど言いましたように県知事の権限委譲を、新聞報道によりますと、7月3日に伊豆会議とか、いろいろの会合があると思いますけれども、そういう会合の中で市長が積極的に発言して、県知事の持っている許認可権を市長に、一番伊豆市内の事情を知っている市長に渡せということ自分を力説するかどうか、ちょっとその2点をお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

まず、日向の不法建築ですか、あれを市が認めたわけではありませんので、県も認めてないと思います。大変困ったことだと思っております。

それから、もう一つの例ですけれども、これは多分、お話を伺いますとそこの加藤さんのお近くのお宅だけではなくて、伊豆市でもありますし、県でもありまして、全国こういう例は枚挙にいとまがないくらいあるだろうと思います。ただ、都市計画法というのは現在法でなっております。農地の農転は第4条、第5条ですか、そういうことでやらないとできないという、第4条、第5条をどう考えるかということはありませんけれども、農地を確保するという意味から大変厳しい法律になっているというふうに理解しております。

したがって、これを……、確かに静岡県はおっしゃるように知事の許認可権になっております。知事にチャンスがあったら聞いてみたいと思いますけれども、これは静岡県に限らず、似たような県は皆同じだと思うんですね。これが都市計画法というのので、おっしゃるように30年過ぎておりますから、やはり私は国のレベルで見直し、どういうふうに見直しかわかりません。見直しの時期にきているのではないかなと思います。そういうことをしないと、個々の例でやっていると結局利害が生ずると思うんですよ。一方の方はやって、農地が宅地になって高く売れたとか、あるいはここのところは線引きがかかって農地が宅地並みになっちゃったので相続税が大変かかったとか、そういう利害が生ずるので、私も線引きを見直しできるのは全体の中でごく一部とか、そういう確かに調整区域から市街化にすべきだというようなところに現状は限られている。ただ、先ほど申し上げましたように時代は変わってくるのではないかと、いつ、どうかはわかりません。そんな予想はしています。

したがって、6市6町の伊豆の市町村の会議で申し上げるか、申し上げないか、これは大変微妙でもって、余り先頭になって言うてどうかなという感じがしています。会議の様子によってだろうと思います。チャンスがあれば言うかもしれませんけれども、なければ、もう少し黙っていたい、そんなふうに考えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） 伊豆市から、市長、こういうのが出ていますね、国土利用計画というのが。実はこれを見ますと、例えば旧修善寺地区を北部地区ということで表現してありますが、これによりますと、「牧之郷地区などの市街化周辺において、定住人口の増加を目的とした住宅地整備を計画的に進め」とありますが、ご存じのように5月24日に都市計画法が閣議決定されまして31日に公布されました。これによりますと、改正ではなくて、伊豆市にとっては改悪ということになると思います。非常に調整区域に対して締めつけがあります。今まで火葬場を、公共公益施設をやるに認可は要らなかったけれども、今度は許認可が必要になってくるんですよ。それとこれとはバッティングしないかどうか、ちょっとお尋ねしたいのですが。それが出る前にこれが出ていますので、それを先に読んでやったのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） そのあたりのところは土木部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 5月24日の改正ですか、ということで、床面積1万平米以上のそういった公共公益施設でも開発許可が要するというふうになりました。今の火葬場についてはこういった情報はなかったものですから、これを知っていたからやったとかという問題ではないと思います。

今、議員、言いましたように、国土利用計画にでも牧之郷地区とかと書いてあるわけですが、今後のスケジュールとしましては、平成17年に総合計画とか国土利用計画が策定されたものですから、そういった上位の計画とか構想に基づいて都市計画も変わってくるのではないかと考えております。今のところ、伊豆市としましては平成25年を目途に都市計画決定を考えていきたいと思っております。そのためには遅くとも平成22年ごろまでには伊豆市が目指す、そういった都市将来像というのですか、を明確にしていかなければならないと考えております。

いずれにしましても、目的を達成するためには、議員が先ほどおっしゃいましたように、県とかそういった関係機関の調整というのですか、そういうのが非常に重要になってくると思います。もちろん伊豆市の現状の把握とか、市民の意見の聴取とか、相当の時間を要するわけですが、何とか平成25年ごろを目途にそういった都市計画決定を考えていきたい。それをいろいろな、個人的意見ですが、牧之郷とか加殿ですか、ああいったところをこのままでいいのかという問題があるものですから、そういったものを含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、加藤議員の質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。引き続きまして、一般質問。

木内 一郎 君

議長（遠藤正寿君） 次に17番、木内議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

幼稚園と保育園の一元化、総合施設化の方向性について、市長、教育長に、それから、学校統合化について教育長にご質問いたします。

最初の幼稚園と保育園の一元化、総合施設化の方向性についてですが、子育て支援の一環

として、児童福祉行政の観点から、保育所民営化が検討され、幾多の貴重な提言がなされております。

伊豆市集中改革プランによれば、幼稚園と保育園の一元化、総合施設については、平成20年実施を目途に組織・機構の見直しをするとあります。このことについて、保育所民営化への取り組み等に比べて、その取り組みの方向性がまだ見えてこない。平成20年度実施を目指すとするれば、残された時間は余りないと思います。子育てに悩む親たちにとって保育と教育の質の向上は急務であります。ぜひ早急に進めてほしいが、市長、教育長の所見をお聞きしたい。

2つ目、学校統合化についてでございます。

学校統合化については、保護者を対象にした懇談会、意見を聞く会が持たれていると聞いております。少子化が急激に進行している伊豆市の現状から、学校の統合化は避けられない重要課題です。次代を担う子供たちは適正な集団の中で社会生活を営む資質の育成が求められることは言うまでもありません。教育長の所見を伺います。

以上。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木内議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員のご質問にお答えいたします。

1点目の幼稚園と保育園の一元化、総合施設化の方向性について、お答えいたします。

就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設「認定こども園」を制度化するための法案が今国会に提出されており、成立すれば本年10月から施行されることとなります。総合施設の制度については、昨年4月から全国モデル事業を実施してきましたが、その調査結果について取りまとめた「総合施設モデル事業の評価について」の最終まとめが本年3月に出されております。総合施設は、親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子供に適切な教育・保育の機会を提供する機能とともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備えることとしております。

教育要領及び保育指針を踏まえながら、園児数の減少、幼稚園の未設置地域や園舎の耐震化などのことも考慮しながら、「認定こども園」の設置について、その適切なあり方を検討していく所存であります。

以上であります。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私の方からお答えいたします。

基本的には今、市長が申し述べたとおりでございますけれども、「認定こども園」というのは、親の就労に関係なく、小学校入学前の子供たちを対象に必要な時間の教育・保育を行う、大変便利なものでございますけれども、幼稚園教育要領と保育所の保育指針をもとに諸計画を作成する必要がございます。また、伊豆市に現在ある保育園、幼稚園は、昨日市長が

言ったように17施設ありますので、これあたりの中にはかなり小規模の施設もございます。このまますべての施設を「認定こども園」というふうにして発足させることは大変困難な状況もございますし、あるいは幼・保の統合、あるいは私立保育園・幼稚園、これあたりも無視するわけにはいかないというふうを考えております。

また、保育と教育の向上というのは、保育士や先生方が非常に頑張ってくれていますので、現在、保育園へも幼稚園教諭を交流で相互に乗り入れといいたいでしょうか、そういう人事もやっているところがございますし、保育園でも現在幼稚園教育的なものも実際には行っているのは実情でございます。幼稚園を利用している人たちの中には、子供を長時間預けたい、あるいは保育園へ預けている親の中には、幼稚園教育を受けさせたい、こういう要望が多いかと思えますけれども、現在市長が申し上げましたとおり、統合化施設の実現に向けて検討していきたいと考えていますので、もうしばらく時間をいただきたい、そんなふうに思います。

それから、続きまして、2点目の学校統合についてでございますけれども、基本的には昨日、森議員、それから、木村議員にお答えしたとおりでございます。木内議員の方はどちらかというと積極的に統合を進めろ、こういう意見であろうかと思えますけれども、現在は一応複式がない状態で学校経営はされております。ただ、正直いいますと複式がないわけではなくて、大東小学校は4学級でございます。4学級で、ただし2学年で15人、教員が配置されていますので、一応学校の校長の運営方針として単学級運営をやっている。ですから、1学級7人、それから、8人、こういう状況でやっている。要するにこれは複式学級でやるよりも、単式でやった方が教育効果は上がるということで、現在大東小学校はそういう運営をしている、こういうふうに理解していただければ結構だろうと思えます。

いずれにしても、先生方、現状はともかく少人数でも大きい学校に負けられないように子供たちに自主性を育て、あるいはみずから学ぶ力もつけていきたい。地域と連携をとりながら、一生懸命頑張ってくれておりますので、あせらずに、保護者やあるいは地域の理解を得ながら、学校統合に向けては考えていきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 1の問題について、まず再質問いたしますが、9日の参議院本会議で、自民、公明、民主各党の賛成多数でこの「認定こども園」が可決された。そして施行が10月1日からであるということをお聞きしておりますが、幼稚園の方は、3歳児から5歳児、1日平均4時間の教育を行うということと、保育園の方は、共稼ぎを主に対象にしてゼロ歳児から5歳児の保育を行うという、これはだれでもご存じのことだろうと思えますが、今度は専業主婦でもこれが受けられるということになったことと、子育ての相談窓口をこの「認定こども園」で持っていくという、非常に私は今までの制度に比べると一歩進んだ制度だなと、こんなふうに考えておりますので、ぜひとも「認定こども園」については、これは何回も言っていることですが、施設、いろいろな面から考えても私は積極的な取り組みを

お願いしたい、こういうことでございます。これは1つの要望でございますので、その線に沿ってお願いしたい。答弁は結構でございます。

2つ目の学校統合化についてですが、私はこれを人材育成の立場から論じてみたい、こう思うわけですが、我が国の資源からいきますと、石油にしても、鉄にしても、食糧にしても、ほとんど90%は外国から依存していくというような非常に憂うべき状態にあります。その中でも残されたものが人材だけだったわけですが、この人材も私はいろいろな面で今少子化の傾向でこれが薄れてきている。では、どこで人材を確保するか、育成するかという、これがないと我が国は沈没する恐れもあるわけでございます。

その面から人材育成ということは欠かすことのできない、これは教育の急務である。よく財政問題が言われますけれども、財政を私は超えても、この教育問題には重視してもらいたいということを教育長、市長にお願いするわけでございます。そういった面から、統合化の問題も、単にいろいろな問題を議論するのではなく、本当に次の世代を育成する子供たちに何をしなくてはいけないのか、この観点について、ぜひとも検討を進めてもらいたいと思いますが、教育長のご見解をお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） ありがとうございます。私もそういう観点でこの統合を考えているわけでございますけれども、ただ、私としては要するに一方向的に学校統合だよ、ここがここに統合しますよというわけにはまいりませんので、やはりきのうもお答えしたとおり、保護者だとか、あるいは地域の方々のご理解を得ながら、場合によってはこちらから条件も提示しながら、学校統合を進めていきたい。

基本的に私が考えますのは、やはりきのうも木村議員からかなり反対も出たんですが、複式学級というのは私はなるべく避けていきたいな。複式学級ができるときにはということと言いますと、ちょっとこれはまた語弊がありますけれども、そこらあたりを一応めどに、何とか合意を得ながら進めていきたい、そんなふうに考えています。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） ありがとうございます。私はこの統合化の問題も、今の子供たちの知識面だけではなくて、体も心も調和のとれた人間の育成を図っていかないと、今のフリーターとかニートの問題等を考えますと非常に心配なわけでございます。そういった面でいくと、適正規模の学級ということはこれは何としても考えていかななくてはならない。何が適正かということはそれはまたこれからの議論でございますけれども、ぜひ私は勇気を持ってひとつ取り組んでいただきたい、こんなふうに要望しまして、私の質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで木内議員の質問を終了いたします。

酒 井 勲 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。

私は、議長の許可を得ましたので、安心と安全について、3つほど一般質問をさせていただきます。

管理放棄された建物について。

この間、裁判所の競売広告を新聞により見ていましたが、別荘と思われる物件が多々見受けられ、先日見に行ってまいりましたが、当然ながら、庭は荒れ放題、窓は割れ、屋根は傾きかけているという状況でした。市内にはこのように放棄された別荘、住宅、店舗、観光施設が散見されます。

先日も岐阜県にて放棄された店舗内で凶悪事件が起きたことは人ごととは思えません。市役所ではこのような物件をどのように管理し、また、所有者に適切に管理するよう指導しているのか、伺います。

次に、自殺による死者の増加について。

交通事故による死者が平成8年より3万人を割り、昨年は6,871人と警察庁では発表しました。しかしながら、一方では自殺者が年々増加し、5年連続で3万人を超えています。実に交通事故死の3倍を超えております。

当市におきましては、なかなかこの数字をつかむのは難しいかもしれませんが、もし最近3年間での自殺者の推移がおわかりになりましたら、教えていただきたい。

次に、老人が安心して暮らせるまちづくりについて。

当市の高齢化率は4月1日現在で27.3%です。30%は時間の問題となってきました。当然、老人だけの世帯、また、ひとり暮らしの老人も増加していると思いますが、この問題はやがて未来の老人でもある全市民の問題でもあります。市役所では、高齢者が安全に生きる、安心して住むためにはどのような事業を実施しているのか、お尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの酒井議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

全部で3つありました。まず、管理放棄された建物についてでございますが、議員ご指摘のように、市内には、一見して管理所在が明確でない、あるいは管理を放棄されたのではないかと思うような建物、住宅、事業所などが見受けられます。これは議員のおっしゃるように、防犯上も、また景観上も決して好ましい状況とは言いがたいわけですが、基本的にはこれは所有者があるはずですし、個人所有の施設です。これらの施設を総括的に管理するといった対策は今のところとられておりません。何かよい方法があればご提案いただきたい、そんなふうに思っています。

続きまして、2点目の自殺による死者の増加についてでございますが、人口動態統計による伊豆市の最近3年間の自殺者数であります。……、余り発表したくないですね。申し上げ

ます。平成14年は11人でした。それから、15年は15人でした。16年は5人でありました。

静岡県の状況を見ますと、平成14年は772人でございます。15年は786人、16年が762人ということになっております。また、国では、14年、15年、パーセントで出ています。人口に対して14年は3.0%、15年が3.2%、16年が2.9%でございます。

ちなみに、伊豆市のパーセントでございますが、14年が2.8%、15年が3.7%、16年が1.3%ということで、国、県の数値より低い状況にあるということでございます。

次に、3点目の老人が安心して暮らせるまちづくりについてでございますが、ご指摘のとおり、当市の65歳以上の高齢者数は1万人を超えまして、そのうち高齢者のひとり暮らし世帯は1,526世帯、高齢者夫婦のみの世帯は1,197世帯ということで、高齢化率は27.3%、3割を超えるのはもう目前でございます。

このような状況や介護保険法の改正を踏まえ、市では昨年度、伊豆市高齢者保健福祉計画及び伊豆市介護保険事業計画を見直し、新たな3カ年計画を策定しました。この計画の理念の1つとしては、地域で安心して暮らせる介護サービスの提供を掲げておりますが、高齢者が住みなれた場所で安心して暮らすことができる生活を継続するためには、できるだけ介護が必要な状態とならないようにする介護予防施策から、介護が必要な状態になったときも介護や医療サービスを高齢者の状態の変化に応じ、切れ目のない状態で提供することが必要となり、いつでも総合的な相談に応じ、支援を行うことができるように伊豆市地域包括支援センターを設置いたしました。この地域包括支援センターは、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師を配置し、高齢者が日常生活を送るに当たってのさまざまな問題に対する援助や支援を行っております。旧町単位に1カ所ずつ在宅介護支援センターを設置し総合相談に応じておりますので、高齢者の日常生活に対する不安は解消につながるものと考えております。

安全ということにつきましては、近年、特に高齢者が交通事故に遭うケースが増加しております。歩道の整備やカーブミラーの設置といった交通環境の改善を図るとともに、移動安全教室を中心として交通安全意識の高揚を高めてまいりたいと考えております。

また、災害対策といたしましては、民生委員さんをお願いいたしまして、高齢者のひとり暮らし世帯など災害時要支援者マップを作成し、災害発生に備えているところでございます。

高齢者が地域で安心して安全に暮らすことができるようさらに努めてまいりたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 再質問をさせていただきます。

私も自分自身経験がありますが、子供たちは放棄された建物の中で遊んだりすることが、ちょっと怖くて、非常に楽しいわけですが、子供たちの安全という面と、先ほど市長さんが言われました観光の景観上の問題というようなことから考えますと、国立公園にある伊豆市

の景観ということも考えますと、法律的には個人財産は所有者の管理義務であるということをお先ほど市長がおっしゃいましたが、そうなんです、市は手を出せないよということはおわかります。しかし、放棄建物の中で遊ぶのは市民の人であり、建っている場所は伊豆市であります。それゆえ、景観上でも、安全上でも行政上厳しくしなければならないと私は考えます。早急に市内の実態を調査し公開していただきたい。建物だから建設課というふうに単純なことではないと私は考えております。例えば建物管理の指導は建設課かもしれません。しかし、多分税金の滞納もあるんじゃないか、水道料はどうなっているのかと考えていきますと、一見この問題が解決すると、過去の長年の懸案事項が一気に解決というようなことにもなることがあるかと思えます。

この問題は、さきの姉齒事件のように建築基準法を改正しなければ最終的には解決しないかもしれません。でもこうやっている今でも子供たちは遊んでいるかもしれません。市の職員の皆さんも心配していると思うんですよ。地域の区長さんや住民の人も心配していると思います。そういう人々の行動を応援する意味でも、ぜひ市の条例を制定する必要があると思います。市長のお考えを聞きたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員の再質問の中で、いわゆる空いているといいますが、管理放棄された建物を早急に調査し、公開せよということですが、これもどこまで正確に調べられるか。これは地元の人にお願ひし、また個人情報にひっかかるかどうかということも考えながら、これをどこまで調査できるか、余り大ざっぱな調査でも結局意味がなくなるとお思いますので、そのところから少し調べてみたいとお思います。

条例でやるということですが、これも今ここでやるとかやらないとか、即答するのは大変難しいとお思います。これもしばらく担当部局に検討、勉強はさせて、他市の例でこういうことがどんなふうになっているのか、少しお時間をいただいて勉強させていただきたい、そんなふうにお思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 法律は市の条例よりも上というか、優先するということは私も承知しておりますが、かといって、市条例は何も効力がないかという、私はそうではないとお考えております。建物を建築するときには、土地利用だとか容積率がどうだとか、建ぺい率がどうだとか、やれ、排水はどこへ捨てるだとか、建築基準法は事細かにつくられています。入り口はかなりしっかりしているんですけども、例えば古くなった放棄された建物はどうするだとかということは読んでみましたが、何も拘束力がないんですね。そこらを条例で上手に、景観条例でもいいですし、安全条例でもいいですし、ぜひそこらを考えていただいて、次の自殺の問題に再質問させていただきます。

自殺といえますと嫌な言葉ですけれども、なかなか触れたくないような問題ですけれども、これは人間をやめるということですが、私も若いころはそんなことを思ったこともあります。これはだから、だれもが持っている人間の一面であるようにも思います。

若いときには好きな人に捨てられたとか、あるいは現在ではインターネットで死んでみようとかいろいろありますね。私も、これは私の経験ですけれども、サラリーマンのときに営業でノルマをかけられ必死でやった。同僚は全部ノルマができた。私だけできなかったという場合にはいても立ってもいられない。死にたくなる、その方が楽だと、あちこちから責められてそういうことが起こります。また、高齢になって、仲よしの高齢の夫婦が、これからは伊豆市でもそんなことを起こしてはいけませんけれども、片方が欠けたという場合に、1人が非常に疎外感を感じてしまうという例は全国に多々あるのではないかと思います。

警察庁の調べによりますと、自殺の原因は、1位が健康問題、2位が経済、生活の問題、3位が家庭の問題というようになっているようですが、また年代別に見ますと1位が60歳以上ということになっております。

このようなデータを重ねると、少なくするにはこうしよう、ああしようということが浮かんできますが、私は市当局にどんなことを考えているんだろうなと思っておりましたが、今議会で精神科医師による相談コーナーによる事業が立ち上がることが計画されております。さすが伊豆市の職員さんはレベルが高いなと思っているところであります。どのようなことをするのか、市長さん、説明をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 伊豆市で精神科医を雇っているいろいろ相談にのるということを始めようとしております。その辺の内容につきましては、健康福祉部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） お答えいたします。

酒井議員が申されましたように、自殺の原因はやはり健康問題、あるいは経済、生活問題、これらが1、2位、3位と続くようでございます。

この対策でございますけれども、やはり自殺の危険性の高い人たちを早く見つけて、未遂者とか遺族のケアを進める、このことが非常に重要でございます。そして40から60の代、この働き盛りの方が非常に大半を占めるということで、伊豆市では職域保健と連携したメンタルヘルス、この対策を実施しております。ストレスであるとか、睡眠の正しい知識の普及ですね、このようなこと、例でいいますと、昨年度、民生委員さん、保健委員さん合同による、うつ、引きこもりについてをテーマにした研修を実施しております。

それから、精神関係でございますけれども、長寿介護課に精神の部分の担当の保健師を配置しております、これについて相談に当たらせております。そういったところに対応していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 頑張って、よろしく申し上げます。対象者は市内にも多分かなりいるのではないかと予想されております。しかし、この種の事業は相談しやすい、あるいは窓口に行きやすいシステムをつくるのが非常に大事になるのではないかと思います。ぜひそのようなことを希望しまして、次の老人問題に移らせていただきます。

報道によりますと、あと五、六年でひとり暮らしの老人が全国で500万から600万人になるのではないかとされておりまして。最近見てみますと、老人の資産をねらった犯罪、また、火災、災害、交通事故による老人の死亡と弱者である老人が被害者になるニュースのない日はないと思います。

ちなみに、現在当市におきましては65歳以上の老人、あるいは65歳以上の老人だけの夫婦は先ほど市長さんからお聞きしましたが、意外にやはり多いなということを感じました。将来もだんだん増加していくのではないかとってはおりますが、将来についてもっと今よりふえた場合について、市ではどのようなことが計画され、それらについて議論しているのか、もし公表できるならば、教えてください。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 老人の介護対策について、本件につきまして、健康福祉部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 先日、高齢者保健福祉計画、それから、介護保険事業計画を説明いたしまして、その趣旨、3年間の介護保険、それから、高齢者の福祉計画につきましては5年、あるいは10年先を見据えた計画でございますので、ここのあたりを着実に計画、あるいは実行することで進めてまいりたいと思います。

具体的には介護予防施策でございます。転倒予防教室であるとか、運動器具の機器を向上するための事業をやったり、それから、ひとり暮らしの方のためにはいろいろな緊急事態に対する通報装置であるとか、こういったものも充実させていく、そのように考えております。とにかく高齢社会になりますので、高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画に沿った計画を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） ちょっと違うかもしれませんが、今、国では団塊の世代、定年退職が大量に始まろうとしております。もしかしましたら、私たちのまちは山があり、川があり、温泉があり、緑があり、老人が一生懸命働いた結果が老人ですので、都会で一生懸命働いた人が緑を見ながら人間を終わりたいというようなこともテレビで再々、パーセンテージとしては低くはないと思います。

まちづくりの一つとして、終末を迎える老人を、自由に来て、自由に自分のプランでできるような、老人が安心して暮らせるまちづくりをするにはどうしたらいいか、皆さんで議論を高める。人口の減少に少しはスピードが鈍るのではないかなど思ったりするわけであり、市役所の職員の皆さんもぜひオーダーメイドのそういうシステムができれば、一人一人皆違うから、みんなということはないと思いますので、ゆっくりと徐々にやっていったらどうかということも議論していただきたいなと思っております。

これにて私の質問は終わります。以上です。

議長（遠藤正寿君） これで酒井議員の質問を終わります。

これで議事の都合により、ここで少し早いですけれども、昼食にします。あと3人残っておりますが、ゆっくり再度質問を考えていただいて、再開を13時といたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。午前中に引き続き一般質問を行います。

堀江昭二君

議長（遠藤正寿君） それでは、次に23番、堀江議員。

23番（堀江昭二君） 23番、堀江です。

私は、通告してあります2つのことについて質問いたします。

第1番目、ごみの処理問題。

県のごみ処理広域化計画が新聞で発表されました。今、伊豆市と伊豆の国市において、ごみ処理の広域化について取り組むべき協議会を開催し検討しております。この取り組みと県の広域化計画との整合性があるのか、ないのか、お伺いいたします。

2番目、伊豆市と伊豆の国市とのごみ処理場の今どの程度進んでいるのかについてお伺いいたします。

大きな2番目、敬老会の式典について。

敬老会が今年も9月に行事として開催されることと思いますが、この行事、余り評判がよくないという、何とかしろということが市民の皆さんから言われております。改善する考えはないのか、お伺いをいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの堀江議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 堀江議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のごみ処理問題についてですが、その中で新聞報道による県のごみ処理広域

化計画の見直しと、伊豆の国市とのごみ処理の広域化の取り組みとの整合性についてですが、県では、平成10年3月に、県内を7圏域に分けて、この圏域内にある小規模のごみ処理施設を広域処理体制にし、その処理能力を平成29年までに1日当たり100トン以上にすることが目標として設定されました。また、去る5月25日の新聞報道によりますと、県のごみ処理広域化計画の見直し案が発表されまして、内容は昨今の市町村合併に関連して、県担当部局において従来の7圏域を5圏域に再編しようとする記事でございました。県では、平成19年度末までにこの実施に向け、今後県内市町と十分協議し、見直しを進めていくとのことであります。

これらとの整合性でありますが、いずれにいたしましても、当市と伊豆の国市は同じ圏域にあります。したがって、現在の共同施設の整備推進についての取り組みにはほとんど影響がないものと理解しております。

次に、2点目の伊豆市と伊豆の国市とのごみ処理場の進捗状況についてですが、昨年、平成17年9月16日に「伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会」を立ち上げまして、一部事務組合の設立準備や共同で整備する一般廃棄物焼却施設の建設候補地の選定作業に取り組んでおります。

まず、最初に建設候補地の選定ということが重要でありますが、これはこの事業をコンサルタント会社に委託して、候補地を出していただく事業を委託して、その委託する事業を伊豆の国市に一部委託をした。伊豆市は、候補地を選定する業務を伊豆の国市に委託して、伊豆の国市がそれを受けて、伊豆の国市がコンサルタント会社に候補地の選定業務を委託したと、ちょっとわかりにくいですが、そういう二重構えになっています。そしてこの業務は既に完了しております。

結果、最終的に伊豆市内に2カ所、伊豆の国市内に2カ所の計4カ所の候補地が選定されました。これは4カ所には、コンサルタント会社がやったわけではなくて、コンサルタント会社は全部で十幾つ出したと思います。その中を我々伊豆市と伊豆の国市担当ベースで、それから私も入って、伊豆の国市の市長も入って、2カ所、2カ所に絞り込んだということであります。

しかし、最終的には1カ所に絞り込まなければいけませんので、その作業を行っているところであります。この絞り込み作業を進めて、早い時期に地元関係者等への交渉を行い、年内には候補地を絞り込んで、一部事務組合を立ち上げるための規約制定の議案を上程したいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在までの進捗状況はそういうことでございます。順調にいくとこの施設の供用開始は平成24年度ごろとなると予定しております。

続きまして、2点目の敬老会式典についてでございます。

敬老の式典につきましては、合併前の旧4町ではそれぞれ当然やっけていまして、多少やり方が違っておりました。そして合併後、土肥地区と修善寺地区をそれぞれの会場で、中伊豆

地区と天城湯ヶ島地区は合同で1会場とし、実施をしてまいりました。平成18年度、本年度につきましては合併3年目を迎えますので、議員のお話にもありましたので少し見直しをしようということで、会場を1会場で実施し、ご招待する方も従来より絞り込んで、75歳、77歳、80歳、88歳、90歳以上の方と節目の方をお迎えし、そういう方に出席していただきたいと考えております。

それから、敬老福祉金につきましても、従来3,000円を2,000円とさせていただき、新年度予算を編成し、さきの議会でご承認をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 堀江議員。

23番（堀江昭二君） 県の広域化計画は今、市長が申し上げてくれたように、同一の地域だから余り心配はない、ほとんどないんだよという話でありますので、これはいいとしましても、伊豆市と伊豆の国市のごみ処理場の進捗状況は、今、市長が24年ごろには供用開始したいということですが、修善寺の柏久保にあります現処理場は契約ではないようですけれども、22年まで貸していただきたいという話がされているようでして……、ないですか、それはそういうような話がありましたので、それに向かって23年か24年にということだろうと思いますけれども、今のままでいきますと、23年、24年にはなかなか難しいのではないかなと思います。

よって、それで今両市で4つの候補地が挙げられているということですが、なるだけ早い時期に、伊豆市からすれば、伊豆市に近いところになるだろうと思いますけれども、候補地をまず手を挙げてもらってということが先にきた方がいいのかなというふうに思いますけれども、市長はどんなふうに考えているのか。そうしていきませんと、これは火葬場、それから消防署に次ぐ、もっと大きな事業になるのではないかと思いますので、なるだけ早くにどこにしようという決定をまずしていただくことが大事だろうというふうに思いますので、そこら辺は気持的にはどこが、何月ごろというのはありますでしょうか。いつごろここがいいだろうという発表ができれば、お願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

伊豆の国との打ち合わせですが、前後8回、9回行いました。そして先ほど申し上げましたように伊豆市内に2カ所、伊豆の国市内に2カ所、計4カ所まで絞りました。それで現在それぞれの市がさらに検討して、1カ所、1カ所に絞りつつあります。今どこということが申し上げられませんが、大変苦しいんですけれども、申し上げるといういろいろな現象が起きちゃいますので、これを結局、伊豆市で1カ所、伊豆の国市で1カ所を選定したので、どちらにすべきかという打ち合わせを先般しました。結論がただ長引いております。まだ結論が出ていません。

というのは、議員おっしゃるように、ごみ処理施設というのは大変大規模な施設になりま

すし、また、ごみ施設というのはやはり迷惑施設かなというようなこともありまして、地元の方たちに聞くと、なるべく地元から離してくれということですが、行政としては今まで私が申し上げてきたように、やはりいろいろなことからすると、雇用の問題とか地域活性化の問題、リサイクルの問題からすれば、なるべく私は伊豆市に持ってきてたいと思いますけれども、多分伊豆の国市もそういうふうなことを考えているようです。そんなことで綱引き状態になっております。あとはもうどうなんでしょうかね、どこかで市長同士で競り合って決めなければならないのかなと思っていますけれども、いろいろそういう状況で今なっていると。

私は、伊豆の国市長へはそういうあれで、伊豆市の候補地はここだよと、こういう理由からここをやらせてくださいという申し入れをしました。そんな状況でございます。伊豆の国市も全く逆の意見だったと思います。ややここから先がどう決めるのかということでございます。そこまできているということ。早急に、今8月……、早ければ早い方がいいですけども、7月いっぱい、8月ぐらいには決めて、9月1日には一部事務組合の設立の準備をしなければいかんというようなことを考えております。

それから、先ほどの柏久保との契約、22年というお話が出て、私が先ほど答えた24年では2年間ギャップがあるよというようなご質問ですが、これは22年までという契約はないはず。ただ、従来、駿豆広域市町村圏で伊東と伊豆市と、今の伊豆の国ですね、3市でやるかというようなときに、できるのが平成21年とか22年とか、そういうお話を申し上げたので、そういうふう考えている方がおいでになるのではないかと、そういう話だと思います。

現在では、やや3市の打ち合わせが崩れて、もう1回再仕切り直しになりましたので、そういうことから24年ぐらい。なるべく私は早くつくりたいな。私どもの柏久保の施設も耐用年数といいますか、築20年くらいになりまして、相当効率が悪いです。伊豆の国市の施設も今スポーツワールドのところではやっていますけれども、同じように施設が古くなって効率が悪い。それは同じ条件ではないか、そんなふう考えています。ですから、なるべく早く決めて、早くつくりたいと。候補地の選定には地元の理解が何といても一番大事ですので、また議員の皆さん方にはご協力をお願いしたい、そんなふう思うわけでございます。

議長（遠藤正寿君） 堀江議員。

23番（堀江昭二君） それはなるべく早く決めてもらうということをお願いしたいと思いますが、

行政サイドの中では、うまく話が伊豆の国市とはいっているのかなと思いますけれども、私はその協議会に参加しておりません。参加している人たちの話を聞いたりしまして、ニュアンスとしては、伊豆の国の議会の中での話だろうと思いますけれども、ちょっと温度差があるのかなという気がしております。よって、市長に伊豆の国市とがっちり組んでやっていくんだというのをもう1回証明してもらえばと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 今ほかの方法は考えておりません。本当、これがなくなったらまたさ

らに延びちゃいますので、もうこれで進むしかない。また、伊豆の国と一緒にあって、早く、先ほど申し上げたように本当にどっちの施設が先にぶっ壊れるかというような状況でございますから、早くつくることを推進したい、そんなふうに思っています。なるべく伊豆市へ持ってきてきたいと思しますので、ご協力をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 堀江議員。

23番（堀江昭二君） それでは、2番目の敬老会についてですが、敬老会は、今、市長が言われたように、75歳、77歳とか80歳、88歳、90歳というのは節目の人たちを呼んでという話ですけども、敬老会は皆さん楽しみにしている人が結構いるんですね。そんなことで、これが節目でいいのかどうかというのはわかりませんが、ことしはこれでやるよりしよがないのではないかと思います。それで1年間かけて、敬老会の役員だとか、そういう人たちにアンケートをとってみるとか何とかして、今まで一生懸命働いてきた人たちがやりやすいような方法、楽しめるような方法をとっていただきたいというふうに思っております。市長もその仲間に多分入ってくるのではないかと思いますし、私ももうちょっとでその中に入っていきますので、楽しい式典ができるように1年間かけて努力していただきたいというふうに思います。アンケートなんかはやっていただけるのかどうなのか、ちょっとお答えいただければと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 敬老会のやり方について、アンケートをとるか、とらないか、これについては健康福祉部長がやるか、やらないか、答えてもらいたいと思います。

従来ですと、議員おっしゃるように、いいよという方と、ご不満があるというようなお話でしたけれども、ご不満のある方はいろいろ耳に入ってきております。遠くなっちゃって、途中でお年寄りですからトイレへ寄りたいたいけれども、寄れないというような声もありますし、式典をやれば、早く帰って、みんなと一緒に左をきかせたいというような方もおいでになりまして、そういうことから私も検討して、財政のこともありますし、それから芸能人を呼んでやっていました。3回やるよりも、1回の方がやはり安くつきますから、そんなことも考えてことしはこんなふうにさせていただきました。その辺でまた、お年寄りのご意見、アンケートがいいか、どうやったらいいか、ご意見を聞きながら、修正すべきところは修正していきたいな、そんなふうに考えております。

では、健康福祉部長、お願いします、あと。

議長（遠藤正寿君） では、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ただいま市長が申し述べたとおりでございます。敬老会のやり方につきましては各地区でいろいろ違ったやり方をしておりまして、合併の折に修善寺地区の方式ということで決まって2年間やってきたところでございます。

他市の状況を見てもみますと、大きい市になればなるほど、敬老会自身の式典をやらないところであるとか、自治会が実施しているところ、それから、敬老福祉金をやめたところとか、

それをほかの高齢者のための施策に活用するとか、そういったところができるおいて、どうもそういう方向になるところが多いのかなという、そういう感じを受けております。しかしながら、伊豆市の地域柄もございますので、これを急にやり方を変えるということは非常に高齢者の方に理解を得られないと思っておりますので、アンケートをとるかどうかはともかくといたしまして、老人クラブの単位クラブの方々のご意見を伺うとか、そういったことをしながら、少しやり方をまた考えていきたい、このように思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、これで堀江議員の質問を終了いたします。

鈴木基文君

議長（遠藤正寿君） 次に2番、鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。私は、伊豆市集中改革プランについて、市長に質問いたします。

5月の全員協議会で説明のあった伊豆市集中改革プランの中の湯の国会館、天城温泉会館、天城ふるさと広場の3事業は、取り組み内容の「事業の廃止等を含め、民営化・指定管理者制度等民営的手法を検討します」の項目が、18年度が「検討」、19年度で「実施」となっています。それぞれの施設がどの方法で改革を進めても、市の政策や地域や関係団体にとって大きな影響があります。

そこで質問いたします。

1、これらの施設をどのような形で改革するか、具体的な実施方針を策定する機関はどのように考えていますか。

2、管理委託先や売却先を評価決定する機関はどのようにしますか。

3、施設のある地域や関係団体の意見は聞きますか。

この質問は先ほど副議長からの質問もありました。集中改革プラン以前に、伊豆市は3国民宿舎と虹の郷をどうするかということでもう既に進んでいます。その中でまだいろいろな問題が残って解決してない事案として継続している。そういうことのないように、やはりこの集中改革プランを進める前に、しっかりした市としての組織的な方針というものが欲しいなというふうに思いましたので、この質問をいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの鈴木議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問の実施方針を策定する機関であります。前回、国民宿舎3件と修善寺虹の郷の審議を行っていただきましたのは市営施設運営委員会であります。今回ご質問の湯の国会館、天城温泉会館、天城ふるさと広場の3施設と、これに昭和の森会館を加えまし

た8施設につきましては、伊豆市営施設運営委員会条例第2条に、施設の運営に関する重要な事項の調査審議及び市長に対する意見の答申に関する事務を行うとなっておりますので、前回同様に、市営施設運営委員会にお願いしたいと考えております。

次に、2点目の管理委託先や売却先を評価決定する機関についてですが、国民宿舎売却時と同様に提案審査会を設ける予定であります。

3点目の地域や関係団体の意見についてですが、これは当然、意見を集約する必要があると考えております。集中改革プランには平成19年度実施となっておりますが、それぞれの施設ごとに考えますと、なるべく早く方針決定、あるいは実施が望ましいと思います。

この3施設はそれぞれ課題があります。湯の国会館におきましては施設・設備等の修繕費がふえているものの、設置目的であります住民福祉の増進ということで、市民の利用率はここ二、三年上昇してきております。ふるさと広場においては、スポーツ、レクリエーション施設が充実しておりますが、宿泊施設のひらつか山荘がややネックになっております。各施設と絡めた学生中心の団体客に転換することにより収支が望めるかとも思います。また、現在、平塚市から売却したいというような話も上がってきております。それから、天城温泉会館につきましては、現在進めておりますウエルネス事業の基地としての活用が期待されております。

このようなことから、議員ご指摘のとおり、市の政策及び地域関係団体、また、職員の適正配置等方針は実施年度が問題と考えており、慎重に進めてまいる計画でございます。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 再質問いたします。

まず、1つ問題だと思っていたのは、地域にこういう問題を投げかけて、投げかける前に、どういう方針でいくのかというあたりのある程度ガイドラインみたいなものもあって、それで地域の意見を聞いて、その審議会、この場合は市営施設運営委員会ですか、その中で答申を出してもらうというスケジュール的な問題でやはりかなり忙しいかなというところがありました。

その時間的な問題が1つと、もう一つ、財政面での改善を図るためにこれをやられていくと思うんですけども、この前国民宿舎をやったときにもちょっと疑問に思っていたんですが、市の職員を削減していく。人数は多分削減になっています。数がちゃんとかなりいい数が出ています。ただ、国民宿舎等で働いていた市の職員の方がいるわけで、その部分の給料というのは特別会計の方から払われていた部分がある。そうしますと、そちらの会計がなくなって、市の職員はそのまま残って、収入だけなくなっているというのは、その分だけの給料は余計に出ているという、そういうふうなことも発生しているのではないかと。そうした場合、次の事業を進める場合、経営者の立場として考えると、人員の削減って、すぐに首を切れないということを市長、おっしゃられているわけで、私もそう思っています。ですから、削減の方の進み方と、特別会計何なり切る、収入をなくす方の、事業をなくす方の

進み方のバランスというものも考えながら進めていかれる方がいいのではないかなというふうに思っています。ですから、そんなところもちょっと考えられるような運営委員会のメンバーであってほしいなというふうに思っているわけですが、

それともう一つ、経営的な面と、あとこの施設があるということで、つくった当初、やはり地域の福祉であるとか、観光、交流の部分だとか、そういう資源としての活用法という大きな前提があったと思います。そのあたりの問題を、これから民営化するにしろ、廃止するにして売却するにしても、どういうふうな形で進めていくかというような、1つは財政面での考えられるという部分と、福祉、観光等市民の生活向上を果たす、そういうふうな検討される部分と、そのあたりのある程度専門的な知識の提言をできる方が、やはりそういう意見が必要かなというふうに思っています。

そういう意味で市営施設運営委員会がありまして、多分、今のご回答ですとそのままの委員会で進めていくということになると思うんですけども、別に市内の市民の方だけでなく、何かそういうもう少し広く意見を言えるような方なんかも追加でその中に入れていただいて、一層いい答申を出すような委員会にさせていただいたらどうかな。それは決定する方の審査会もそうなんですけど、そのあたりの何かできるかどうか、ご意見をちょっと伺いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） いろいろご提言ありがとうございます。

広くそういう専門的な方の意見ということですが、私どももそういうネットワークは限られていますので、もしそういう方が、やってくれそうな方でいい方があったら、ぜひご紹介していただきたいと思っておりますし、いずれにいたしましても、こういう施設の検討というのは余りだしたらやっても小田原評定みたいになっちゃうので、どこかで決断をしなければいかんだろうと、こういう施設だけではなくて、ほかもそうですけれども、そういうことでやっていく必要があると思っております。ただ、伊豆市として幾つかの選択肢の中でこういうふうがいいよと、できた経緯というのも当然あるわけです。それにのっとったものでないと、県の補助金だとか、そういうのが入っていると我々がこうしたくてもできない場合がありますから、ということでございます。

また、特別会計と一般会計の、人との施設の関係ですが、やはり人はおっしゃるように、職員になっていきますと法令でというようなことがありまして、こちらが簡単に解雇はできないということございまして、お願いして、自分から勇退してくれるというようなことがあればいいわけですが、いずれにしても施設と人がぴったりいいかないと思うんですね。その中でやはり逆説的な言い方ですけども、ここで施設はこうしますよという線引きをして、そこまで最善の策をとりますし、また、ほかの配置転換等で働いてもらえる場合もあるかと思っております。その辺のやはり雇用の問題は十分配慮しなければいかんと思っております。簡単に首を切ると言いますが、やはりそれぞれ生活がありますし、

市民の方が多いと思うんですね。急に生活が困るようなことはしないように配慮すべきだ、そんなふうに考えています。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） もう一つ、では質問いたします。

もうちょっと大きい問題になっちゃいますけれども、集中改革プランが進められていまして、このプランを見ましてちょっと感じたことがあります。というのは、伊豆も今観光がすごい落ち込んでいる。それは経営者が経営的に目端がきかなかったのかということ、決してそうではなかったと思っています。むしろ逆で、どうすればお客さんが来るかということに非常に目ざとい部分がありました。ということで、全国のトップを伊豆の観光がずっと走ってきたと思っています。しかし、今こういう状態になりますと、それがあったからこそ、今伊豆がこうなっているのではないかというふうに実は思っています。

というのは、非常に目先の売上を伸ばすとか、お客さんを呼ぶとかというには明らかなわけですが、基本的な理念というのは商売の中で何か欠けていた部分が僕らにあったかなというふうに感じています。この前も株の取引なんかで「もうけることが何で悪いのだ」と言った人がいましたけれども、あれはもうけることしかポリシーがなかったから悪いのであって、それ以前に、本当に大事なポリシーが何だったかという。

集中改革プランを考えるときに、今ほとんど100%の人が、これが必要だ、この集中改革が必要だというふうに言っているわけですが、こういうときこそ危ないな。実は伊豆がこうやってよくなっているときは、みんなやれ、やれ、大きくすればそれがいいことだ、いいことだと、みんながそれをやっていたわけですね。今考えてみますと、それに疑問を感じて、本当にこれでいいのかと、おれたちはこれでいいのかと疑問を感じた、何かそういう本当の理念なんかを考え直した観光地が今よくなってきている。ここでこの集中改革プランも、ただ経費削減、削減だけのいき方で本当にいいのだろうかという、ちょっと心の片隅ぐらいにそんな疑問を感じて、本来の施設であるとか、市のあり方だとか、そんなものは何なのだろうなととらえ直すようなところがちょっと必要かなというふうに感じました。それでこんな質問をさせてもらいましたけれども、市長のそれについてももしお考えがあればお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変難しいご質問を受けたので、どう答えようかなと思っています。

まず、観光についてはむしろ議員さんの方がプロでございまして、私は足元にも及ばないと思っています。ただ、伊豆の観光が低迷している。かつては大変よかった。いろいろな条件があるのかなと思います。おっしゃるように、いいときこそ危ないという言葉がありますね。調子のいいときこそ注意すべきだということはある程度当たっていると思います。まさにバブルの絶頂期から突き落とされた感じがなきにしもあらずでございまして。そのときどれだけの方がそういう次のあれを考えたか。

私は、今逆だと思っんですね。低迷しています。世の中がいろいろな面で変わる時代になってきた。政治もそうですし、産業もそうですし、人の生き方も変わってきていると思います。世の中はいろいろなところが変わってきている。先ほどおっしゃるように若い経営者がお金もうけだけに走るというようなことですね。お金をもうけて何が悪いと言いますけれども、私はお金をもうけることは悪くないけれども、やはりもうける理念が必要だと思っんです。理念が、会社経営、やはり一種の理念といいますか、大きな目標がちょっとそれぞれ今失っているから、そういうお金ばかりに走っているのではないか。もう1回、世の中、あるいは組織、人というものを考え直す時期にきている。でも、そんなに時間をかけて考え直す時間はないと思っんです。時々刻々変わっているような気がします。

それから、最後に、経費節減だけを考えるのはどうかと思っというご意見でございます。私も経費節減だけをやりたくないなと思っっています。いずれにしても、限られた財源でございますから、その財源をいかに有効に使って、次の伊豆市の時代へつなげるかということを考えていますので、何とか財源が出るのがあればもうちょっと楽かなと、そんなふう考えているところでございます。

お答えになったかどうか、大変意味の深いご質問でございました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで鈴木議員の質問を終了いたします。

大 川 孝 君

議長（遠藤正寿君） 次に21番、大川議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川です。

私は、通告してあります1点につきまして、食糧の自給率を高める施策につきまして、市長に答弁を求めるものでございます。

市長もいろいろの場におきまして、安心で安全なるまちづくりという立派な言葉を伝えております。大変いい言葉ですが、その裏にはやはりひしひしと安全でない面も多々ご承知のように日本の国にも起きているわけでございます。伊豆市の小さな政府を行政運営されるには情報力を高め、そして危機管理等を強力に押し進める必要があるかと思っいます。

そこで、私は運営するに当たりましては、今世界ではどういうことが起きているだろうか、また、国の中にはどのような大きな問題があるだろうか、そういうものを考えた中で堅実なる小さな政府を運営していかなければならないというふうにも考えているわけでございます。

まず、世界的には現在ご承知のように発生しているのがテロ事件、拉致問題、エネルギー問題、核問題、鳥インフルエンザ、地震災害、それから、黄砂、これは春先よくきますが、非常に大陸の方も砂漠化され、大干ばつが起きるといっ予測、この先には水飢饉があるといっわられております。

そうした問題の中に人口問題というものもございまして、この人口問題の中には食糧危機というものなどが挙げられております。日本では国家の財政問題、同じように地震災害、治安の悪化、そして大きく言われております少子化問題、やはりこれは学校教育、あるいは医療問題等にも移行するわけでございます。などの大きな問題を抱えているわけでございます。こうした中での人口問題、イコール食糧問題につきまして、今回、私は市長のお考えを取り上げさせていただきます。

平成15年度の食糧・農業・農村白書の資料によりますと、食糧自給率は、国民の食糧消費が国内生産によってどの程度賄われるかを示す指標であり、主な先進国の2001年、つまり平成13年度の食糧自給率は、オーストラリア265%、アメリカ122%、フランス121%、ドイツ91%、イギリス61%、そして日本は40%という、先進国の中では低水準の食糧自給率になっているわけでございます。

そこで、示してあります地球規模では人口が現在ふえ続けておりまして、2000年には世界の人口は60億を突破し、さらにその人口の加速がされていることが予測されております。先進国では早いスピードで人口減少する日本では、先ほども申しましたように自給率が40%と低く、今後10年前後には食糧危機の到来に対して防備していく施策が私は急がれることと思えます。

そこで、1点目、日本で輸入しているものと輸入しないものとございますが、輸入しなくてもよい作物の品目がもしおわかりでしたらお答え願いたいと思えます。

2番目に、伊豆市の自給率をもしおわかりでしたらお答え願いたい。おわかりになれば結構です。

それから、3番目に、将来予想される食糧問題に対し、どのように今後伊豆市の農業生産を進めていくかをお答え願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、大川議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

食糧の自給率を高める施策についてということでございます。

議員おっしゃられるように、我が国の食糧自給率は、主要先進国の中では最低の水準となっております。政府では、平成27年度の食糧自給率の目標を45%にしようということで、供給力の向上に努めていくこととしております。

それです議員さんから3つほどご質問がありますが、日本で輸入しなくてもよい作物は現在何がありますか。なかなかわかりそうで、わからない難しいご質問ですが、まず、米、それから、卵、一部の野菜等、それから、その他作物ではありませんけれども、牛乳が大変余っているということが言われています。私の知る範囲ではそんなところでございます。

それから、2点目の伊豆市の自給率ですが、2000年の農林業センサスの数値で計算しますと、カロリーベースで32%となります。これが高いのか低いのか、ちょっとわかりません。

ちなみに、県は18%だそうです。県の中ではいい方ですね。

3点目の将来予想される食糧危機に対してどのように農業生産を進めていくかとのことですが、伊豆市においては地産地消と担い手の育成ではないかと思います。伊豆市の場合は、いわゆる中山間地域でございますので、大規模な農業生産は難しいと思っております。小さな農業でも地域の特色を生かした取り組みをすることによって高付加価値を持たせることができると思います。特に伊豆市ではワサビとかシイタケ等、これは高付加価値商品の食物だと思います。そんなふうに考えています。

また、安全、安心な生産を確立することによって地域の人たちに利用していただけるもの、また、市民一人一人が地元でとれる食材を使うことが地域の農業を援助することにつながり、これによって地域の農業に活力が生まれてくるものと思います。これは生産者、消費者それぞれの方々の意識改革が必要になってくると思います。

今後もJAと連携し、伊豆市の農業の元気づくりをしていきたいと考えております。それが生産力を高めることにつながるものと確信しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） ありがとうございます。

輸入しなくもよい作物にはお米、それから卵、野菜などですね。

それから、再質問を1点させていただきますが、輸入している品目の主な品目は麦類、小麦ですね、それから豆類、大豆、肉類、それからミカンやリンゴの通常のを除きましての果物、魚介類、穀物飼料などが大量に輸入されているようでございます。

そうしまして、我が国の主な輸入農産物の生産に必要な農地面積は約1,200万ヘクタールと試算されています。輸入農産物の生産に必要な農地ですね、とされています。すなわち日本は自国の農地の2.5倍の面積を海外に依存しているのです。つまり食糧の6割を海外に依存する世界最大の食糧輸入国家になっております。このことから、日本の農産物の輸入は少数の特定国に依存する構造になっており、輸入先国家の先柄や作付の変動等の影響を受けやすい状況にあるとされております。また、食糧自給率は国内の農業生産だけでなく、国民の食糧消費のあり方によっても変動するものでありますので、食糧自給率の目標を掲げることは重要な意義があるものと思われまます。

日本では、三十数年前に米余りから行われておりました減反政策のために遊休地がたくさんあるわけでございます。これらをより一層積極的に活用するためにも、特に先ほど述べました輸入しなければ間に合わない品目等については生産奨励をしていく考えはないでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 食糧の問題、国家レベルと地方自治体のレベルと大分様子が違ってくるのではないかと思います。何か大川議員のお話を聞いていると、人口が減ることもまんざ

ら悪いことではないのではないかと思ったりしますけれども、いずれにいたしましても自給率を上げるための奨励品目ですか、これがやはり土地柄との関係があると思うんです。伊豆市でつくりやすいもので高品質のものがとれるもの、この地域では先ほど申し上げましたワサビとかシイタケもやはり土地があって、水があつての話だと思います。それから、伊豆の国のイチゴなんかもそういう土地柄、気候があつてのことだと思います。そういうことがないと、なかなか産地競走というのですか、そういうのに負けてしまうというようなことで、自分たちの地元でできるもので得意なもの、これが何かということはやはりいろいろ検討していかなければ、一概には出てこないと思います。そんなことを考えております。どういう施策がいいかということはなかなかまた難しいですね。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 再質問はいたしません、ワサビとかシイタケ、特殊な品目でございます、そればかりで食事に足りるものではございません。遊休地というのは一般的に広くあるわけですし、そういうところに何の作物でもできるわけですから、小麦とか、いろいろそうした大豆とかというものをもっともつとつくることによって、人間の体をつくる一番大事な要素にもなっておりますので、もう少し積極的に、前向きな農業生産奨励を生かしていただきたいということでございます。

もう少し自給率を高める必要性の理由につきまして、少し申し上げたいと思いますが、冒頭でも申し上げましたが、いわゆる世界での人口増加が予測される中で、作物の収穫高は期待できず、食糧不足は深刻になるものと考えられます。発展途上国や新興国であります中国、インドなどは豊かになるとともに、農地が工業化のため減少し、土壌や水汚染による農地の劣化が進んでいるようです。そして欧米型の肉類を中心とした飽食の食生活になってきております。耕地面積の増大や生産力が伴わなければ、今後10年前後には世界的に食糧需給のバランスが崩れる恐れがあると考えられております。このことから、食糧危機から貧困と飢餓を守るためにも自給率アップは重要な施策になるわけです。食糧の自給率を上げることは地産地消にも大いに貢献できるものと確信をする次第です。

けさの朝刊にもございましたが、農水省が食糧供給コスト縮減検証委員会を設置し、国内農業の体質を強化するような記事も載っておりましたが、まさに農業の育成を強化しなければならぬわけでございます。どうか市民への将来に対する食生活を守るためにも、農業は日本古来からの基幹産業ですので、花づくりによる修景推進と同時に、ビジョンを持ったしっかりとしたさらなる施策を講じることこそ、安全と安心のあるまちづくりになることを期待して、質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで大川議員の質問を終了いたします。

これで予定をされました一般質問はすべて終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、あす6月14日午前9時30分より再開いたします。この席より通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 2時00分

平成 18 年第 2 回（ 6 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 4 号 6 月 14 日 ）

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日、24番、高田議員、また23番、堀江議員が欠席の届け出が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、ただいまから、平成18年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第65号～議案第66号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） これより日程第1、議案第65号 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定についてと日程第2、議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定についての2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2件は、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付した議案付託表のとおり観光経済委員会に付託いたします。

議案第67号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） それでは、日程第3、議案第67号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第67号、湯の国会館の補正予算について詳細な説明をしていただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、最初の議案提案のところで説明をしましたが、どの辺が詳細なのかちょっとわからないわけですが、観光経済部参事からお答えさせ

ます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、森議員より質疑がありましたので、お答えいたします。

ポンプはなぜかえるかという質問でございますけれども、この温泉につきましては、敷地内で掘削いたしました源泉で、温度も51度と高く、泉質も非常によいため、温泉のスケールが短期間に付着いたします。このため、揚湯能力が低下してきておりまして、必要な湯量が確保できなくなるため、今回の補正予算で新規のポンプを入れかえいたしまして、入館者に迷惑をかけないように実施するものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

この予算はたった1行しかないんですよ。何が指摘されているかわからないようなことを言っているのではないんですよ。だから説明を求めているんですよ、まず2点。

湯の国会館の当初予算に135万円でポンプの取りかえというのがありますけれども、これと同じ工事なのかどうか。もし、同じなら、取りかえ工事の内容を知りたい。それから、予算書の135万円というのは生きていますのかどうか、それも聞きたい。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） お答えいたします。

当初予算の135万円につきましては、現在使っておりますポンプをオーバーホールして、再利用するというような予算でございます。それが現在使っておりますポンプをオーバーホールして、その代金が新規購入の代金とほぼ同じになってしまうというようなことで、寿命の問題、それからまた取りかえの工事費がかかるというようなことで、今回150万円補正いたしまして、新しいものに取りかえるものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 同じ工事というふうに考えてよろしいですね。同じ箇所へ設置してあるポンプを、今まではオーバーホールしたいと考えていたけれども、今度は新しいものを買い替えたいというふうに考えてよろしいですね。

そうしますと、この予算書は当初予算の135万円は取り消さなければいけないのではないかなと思うんですが、その辺お聞きしたい。

それと、オーバーホールだったら135万円だけれども、新規だったら150万円だと。我々、一般的に、市民の常識的から考えたら、1割ぐらい値引きしろというような交渉はしたのかどうか。当然していいはずだし、させるべきだ。また、このポンプメーカーは1社しかない

んですか。湯をくみ上げるポンプ、1社とは当然考えられない。何社があるはず。当然、何カ所からか見積もりをとって、そして上がるんだったら、おい、値引きしろよと。市民は納得しないよというような交渉があつてしかるべきだと思うが、いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） お答えいたします。

今回、150万円の補正が認められることになりますと、工事費が285万円になるわけでございます。これにつきまして、入札で揚湯ポンプの取りかえ工事を実施したいと考えております。

以上です。

10番（森 良雄君） 議長、回数規定に引っかかると思うけれども、285万てどこから出てくるんですか。

議長（遠藤正寿君） 今の感じだと、予算を足して、それから入札をかけると。

10番（森 良雄君） そういう説明は全然なかったよ。

議長（遠藤正寿君） そういう説明だと受け取れましたが。

〔発言する人あり〕

議長（遠藤正寿君） 了解しました。

10番（森 良雄君） どこにあるんですか、総額280万の工事だというのが。

議長（遠藤正寿君） これからですから。

10番（森 良雄君） 議長、異議あり。

議長（遠藤正寿君） それはわかっていたきたいと思います。

10番（森 良雄君） 予算書を出してくださいよ。285万の工事費がどこにあるんですか。

〔発言する人あり〕

議長（遠藤正寿君） それでは、これで一応3回終わりましたので、以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付した議案付託表のとおり観光経済委員会に付託いたします。その場で十分また議論をしていただきたいと思います。基本的に、委員会にこれ付託でございますので、ほかの議員さんも傍聴していただければ、十分質疑もできますので、よろしく願いいたします。

議案第68号～議案第70号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第4、議案第68号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第6、議案第70号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、まず議案第68号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、最初に10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第68号、特別職の職員についての費用弁償について、詳細な説明をお願いいたします。議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） これも議案提出のときにご説明してございますので、詳細な説明、どこがおわかりにならないのか言っていたかかないと答えにくいわけです。しかしながら、そういうご質問ですから、総務部長にお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） 森議員の産業医の報酬の関係のご質問でございます。

市の職員に関するメンタルケアは、メンタルヘルスのための産業医の設置ということでお願いしてあるものでございまして、業務としましては、相談業務、それから管理職の研修業務というようなものを考えております。これは、メンタル部分のみの産業医の報酬ということでご説明申し上げております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

基本的に、この問題について、反対とかどうかという問題ではないんですよ。これは新しいことをやろうとしているんですね。ですから、その内容を聞きたいんです。精神的な心のケアをしようという業務なんでしょう。だから、その内容がどういうものなのか、もっと詳しく知りたいなということなんです。だから、5万円で月に何時間ぐらい想定しているのか。例えば、心のケアなんですよ。相当時間が必要だと思うんです。そうでしょう。1時間か2時間面接しただけで、心のケアなんてできるわけがない。やっぱり半日、1日話を聞いてやる。それも1週間ごとに聞いてやる。では、5万円でどのぐらいできるのかなというのが私の質問の趣旨です。

それから、もう一つ、これではちょっとわからないんだけど、当然産業医も置いてある。それから、精神心療をしてくれる方も置いてある。その辺ももう一度確認したいと思います。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、1点目でございますけれども、一応現在、月1回程度を予定しております。面談、相談業務ということでございまして、あくまで心の健康診断というふうに考えていただければいいかと思えます。

それから、産業医の関係でございますが、説明で申し上げましたとおり、医師会との業務委託という形で、通常健康相談業務、指導業務、これについては別途業務委託という形で、既に予算計上をしてやっておることでございます。それに加えて、今回心のケアの方の部分の産業医を設けたということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 月1回、どのくらい受けられるのが現状ではわかりませんが、やってみて、様子を見るということなんだと思います。しかし、伊豆市、450人を超える職員がおります。これから行財政改革ということがどんどん進んでくると、職員に対する重圧も相当なものがあるはずで、そういうものをぜひケアしてやるように、改善していただけるように希望して、質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 質問を出していただいた中で、提案された中身と、それから今また詳細説明をされて、お答えに私の質問が出たんですが、ごめんなさい、ちょっと、当然詳細説明の中でもお話ししていたんですが、この産業医を置く大もとは労働安全衛生法に基づいて出していますよとなっているんですが、そうすると、その立場から、それから当然、労働安全衛生法に基づいてまた次の規則ですね、出てきて、そしてこういう産業医を置きましょうというような提案なんですけれども、その大もとの方から見たときに、メンタルヘルスだけでいいのかなというような気がしたものですから、その辺をちょっと確認していただきながら質問をさせていただきたいんですが、よろしくお願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 総務部長にお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） 先ほど森議員にお答えしたかと思いますが、身体面における健康管理、これについては別途業務委託という形で伊豆医療センターの方にやっております。心の方につきましては、専門的な個人にお願いするということで、報酬という形で支払わなければなりませんので、お願いをしたという経過でございますが、ちょっとご質問の……。よろしいですか。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） ちょっと確認のために質問いたします。

今、私ちょっとお話しした、それから詳細な提案理由の中でも労働安全衛生規則第14条に基づいてということだったんですが、私は私なりに調べていきますと、今言われるように、メンタルヘルス的な点も当然出てくるでしょう。いろいろ読んでみますと、産業医の職務と

というのが、今、ごめんなさい、繰り返しますが、安全衛生規則の中に幾つか項目があって、そういうメンタルヘルス、心のケアをするんだけれども、なぜそういう問題が出てくるんでしょうねといったときに、その環境面についても産業医がやるんだよということなんです。そうすると、面接をして、職員の方たちの心の健康管理をするということが、私は本当に伊豆市民に責任を負うというか、すごく大事なことだと思うんですけども、その起きた原因についてもやっぱり調べていくというのが産業医の仕事だし、それがこういう環境だからこの辺は直しなさいよという勧告までできますよというのが、私は産業医の職務だということに勉強したんですけども、大事なことだなと。

というのは、出た現象面だけを出しても、大もとをきちっとやっぱり対策をとっていくというのが、私は産業医のあるもう一つの大事な職務なのかなと思っているんですけども、そこまで今回の産業医をお願いするに当たってやられるのかなということが、ちょっと規則の関係でよくわからないものですから、ご説明願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、市長にかわりましてお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。実際、今までも健康の方、身体の方についても、お医者さんの忠告については、身体だけでなく環境、それから職場の体質というものについての忠告が当然ございました。それがどこまでできるかというのはこれからの課題でございますけれども、当然、木村議員のおっしゃるとおりでございますして、先生によっては、組織まで踏み込んだようなアドバイスもございましたので、当然これはメンタルも身体も含めて、先生にはそのような提言をしていただくようお願いする予定でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

それでは、次に議案第69号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第69号について質問いたします。

詳細説明をきちっと聞いた上で質問いたしますので、よろしくをお願いします。

2つあります。1つは、前の公務災害補償条例は専決処分されて、もう終わったものから、それについて問う考えは全くありません。ただ、関連のことで、今回の69号の非常勤消防団員の退職報償金を一律2,000円値上げしようということは、これは専決処分ではなくて議決事項と、こうやっているわけです。その辺の関係がちょっとわかりづらいものから、ご説明願いたいと思います。

それから、2つ目は、専決処分のときの公務災害手当の引き下げの理由は、私はこういうふうに聞きました。人事院勧告の給与関係でいろいろあるから、当然下がってきたもので、それに準じてというふうな形で政省令が出てきましたということだったんです。そうしますと、片方は下げてこっちは上げるという理由が、どういうふうに理解すればいいのかなと。

その辺がちょっと腑に落ちないものですから、この2つの点についてお答えいただきたいと思う。お願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 詳細な疑問点よくわかりました。総務部長からお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） まず、1点目のご質問でございますけれども、消防団員の処遇にかかわる件でございますけれども、それぞれ政令に基づいて7月1日施行だという形の条例案件でございます。専決をした方につきましては、これは補償基礎額の減額の条例でございます。今回、退職金の方は引き上げの条例という形になります。これは4月1日にさかのぼって引き下げという不利な条項、これについては、法律、条例、さかのぼってのそういう法律改正はできないよという原則がございますので、引き下げます補償基礎額の条例については専決をさせていただいたということでございます。

もっとくどく言いますと、例えば給料を6月で改正するというようなときに、4月にさかのぼっての給料の引き下げというようなのは本人が非常に不利になるものですから、本人が返さなければならぬという事態になるわけですが、引き上げる方につきましては、その差額分を支給すればいいという形になりますので、本人が不利になるようなものについてはさかのぼらないというような制定上の原則によって、この分については専決をさせてもらうということでございます。

それから、2点目の退職手当をなぜ引き上げるかということでございますけれども、これも正直、詳細についてはわかりかねるところがありますけれども、基本的には、国家公務員の退職手当の支給水準、これに基づいて改正をされるというふうに認識されておりまして、この制度の中で中期勤続退職者、この部分については支給率の引き上げになるという改正部分になります。全体的には、退職手当について、基本は支給率自体の見直しはございませんけれども、あるわけですが、その中身が中間部分についてはその見直しの中で引き上げということになりますので、それに準じて消防団員の退職手当も部分的な形での引き上げという形になるというふうに認識しております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 確認の意味で質問いたします。

1つ目の専決処分と議決事項の違い、確認させていただきます。不利益不遡及、今、補償額は最初に専決処分したのは、さかのぼって今言われたように非常勤の職員からもらうということで、不利益不遡及に係るから、政省令が出てきたもので、それにのっって当然地方自治体もやらなくちゃならないから、さかのぼれないから、議会に諮る前にのっってやった

ということでもよろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） そのとおりでございます。

議長（遠藤正寿君） これでよろしいですか。

以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第70号までの3件については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付した議案付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

県知事提出議案第1号～議案第71号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第7、県知事提出議案第1号 伊豆市湯ヶ島財産区議会設置条例の制定についてと日程第8 議案第71号 伊豆市財産区管理会条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

また質問の内容は詳細な説明をしていただきたいということですが、正直言って、何も知識がない者に対して教えていただけるような答弁をお願いしたい。

県知事提出議案第1号、湯ヶ島財産区について詳細な説明をお願いしたい。同じく、議案第71号について、財産区について詳細な説明をしていただきたい。できれば、説明内容をプリントしてお渡しできれば最良だと思うんですが、その辺も含めてお願いしたい。

議長（遠藤正寿君） 皆さんも参考に、先日分けました財産区制度の沿革、これを見ながら説明を聞いていただければと思います。

それでは、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 何も知らない方に説明って、どこから説明すればわかるのかとまた悩むわけですが、この両方、2議案につきまして、財産区に関するものですが、議案提出のときにも若干ご説明しましたように、大変歴史が古い、幾つかの変遷を経て今日に至っております。その辺のそういうことがあるという前提で聞いていただかないと、その財産区がなぜ存在するのか、何でそうなっているのかというご質問をされても、多分それは歴史的にそうなっているとしかお答えできません。詳細説明をいたしました天城湯ヶ島支所長から説明をさせますが、またその中で再質問をいただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 天城湯ヶ島支所長。

〔天城湯ヶ島支所長 鈴木 哲君登壇〕

天城湯ヶ島支所長（鈴木 哲君） それでは、ただいまの質問に対しましてお答えをしたいと思います。

まず、提案理由でも申し上げましたとおりです。これは、天城湯ヶ島町に財産区というものがずっと存在しておったということで、この合併に際しまして、伊豆市へ引き継ぐということでこの条例を提案しておるわけでございます。財産区につきましては、資料の方で色分けしましたとおり、明治の大合併から始まりまして、合併に際しましての財産区がずっと存続しております。

まずは、明治のときにありました合併が、明治22年の市制・町村制ということが発生したときに、全国一斉に町村合併が行われたわけですが、当時はまだ徳川幕府の時代の村が存在しておりまして、それらを統合して、初めて当時の上狩野村、これが天城湯ヶ島町の中にあります合併前の上狩野村ですが、その上狩野村が成立したときにできました村でございます。それが今の大字になっております。それが財産区を持っているということで、それと同時に、この合併を促進するために財産区を承認したという歴史がございます。それが現在まで至っているということでございます。

それで、まず詳細というか、ちょっと森議員に最初にお聞きしておきましたけれども、3点ほどの質問ということで考えております。

まず、財産区と議会、財産区議会が存続しておりますが、今回財産区議会は1つだけ存続しまして、あと7つの財産区につきましては財産区管理会を設けるということになっております。ですから、その財産区議会、それから財産区管理会、この違いはということでご質問を受けたいと思います。

まず、その違いにつきましては、1点は、執行機関はどちらも市町村長でありますけれども、議決機関が市町村議会ではあるが、このほか財産区管理会が設けられている場合にはというケース、それから執行機関は市町村長で議決機関は財産区議会というケース、この2通りのケースがございます。この違いにつきましては、まず財産区議会を置く場合は、財産区の財産または公の施設の管理及び処分が議会の議決を要するものや予算・決算などは、財産区議会で議決することになります。また、財産区管理会を置いた場合には、財産区の管理及び処分に関する重要な事項については、財産区管理会の同意を必要として、あとは市町村議会が議決することになります。このような違いがございます。

もう1点は、資産の概要でありますけれども、ほとんどの財産区では、所有する財産は山林・原野がほとんどであり、そのほか宅地、雑種地、墓地、その他となっております。

また、活動の状況でございますけれども、湯ヶ島財産区につきましては、温泉の源泉を所有し、財産区内の3地区に共同湯を、また旅館に温泉を配湯し、温泉使用料等を徴収したり、また宅地を貸し付けたりということをしております。その他の財産区につきましては、山林・原野の管理が主な活動状況です。

これらの3点ほどがご質問の趣旨かと思しますので、このように回答させていただきます。

これらの条例が成立しました後には、また特別会計条例等を財産区議会、または審議会に提案して、議決を経て整備していくと、このようなことになっていくことになります。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

財産区というのは財産を持っているということが要件であるということは、先に配付された資料でわかるんですけども、ただ個々の財産区の構成員はどういうふうになっているのか。

それから、当然財産を持っているわけです。どこに、どういう財産を持っているのか、どのぐらいの財産を持っているのかということは、ちょっと今の説明では不十分ではないかと思うんです。

それから、これは財産を持っているということですので、当然その方たちが、地主さんがだれかといったらこの財産区が地主なのかなと思うんですけども、その辺を確認したい。

議長（遠藤正寿君） 天城湯ヶ島支所長。

天城湯ヶ島支所長（鈴木 哲君） 最初の財産区の構成員でございますけれども、湯ヶ島財産区におきましては、人口で、これは18年4月1日人口でございますけれども、1,721人、以下、持越が91、市山が626、門野原292、吉奈193、月ヶ瀬589、田沢300、矢熊178という構成員になります。それぞれが財産区の構成員になります。

また、財産の種類ですけれども、先ほど申しましたとおり、湯ヶ島財産区におきましては温泉を所有しているという特徴がございます、あとはほとんど山林・原野の管理が主なものでございます。

面積につきましては、総面積で申しますと、湯ヶ島財産区で約331万平米、あと持越財産区は5万4,000平米、市山財産区が30万平米、門野原財産区39万平米、吉奈財産区が154万平米、月ヶ瀬23万平米、田沢で18万平米、矢熊で18万平米の面積を持つものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） いろいろご説明いただいたんですけども、構成員の人数なんかをお伺いしたんですけども、例えばこの構成員はその地区に住んでいる方全部なのか、それとも昔から住んでいる人だけだったのか、新規の人は入れないとか、入るためにはこういう条件があるとか、その辺をお聞きしたい。

それから、面積をお伺いしたいんですけども、当然どこにこの財産があるかということは、その所在地とはまた別のところにある可能性もありますので、ここの財産区の財産はここにありますかとか、そういうもの、今答えるとは言いませんから、できれば資料をまとめて議員にいただきたいと思うんですけども、これ、内容は議会に関することですので、議員

として当然知る必要があると思いますので、お願いしたい。いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 天城湯ヶ島支所長。

天城湯ヶ島支所長（鈴木 哲君） まず、ここの住民ということになりますと、湯ヶ島財産区でいきますと、財産区議会の資格を持つということになりますと、ここのもちろん住民ですけれども、財産区議会の議員の選挙権があれば、その対象になります。また、管理会につきましても、そこにやはり同様に3カ月以内に住所を有するということが前提でございます。そうしますと、その財産区の住民になるということでございます。

資料につきましては、もう一度議長と相談しまして、また出していきたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております本2件は、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付した議案付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

議案第72号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第9、議案第72号 伊豆市総合会館条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付した議案付託表のとおり観光経済委員会に付託いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月22日午前9時30分より再開いたします。

それでは、本日はご苦労さまでございました。

散会 午前10時12分

平成 18 年第 2 回（ 6 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 5 号 6 月 22 日 ）

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

平成18年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第65号～議案第66号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） まず、日程第1、議案第65号 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定についてと日程第2、議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、今定例会初日の6月8日に上程され、常任委員会に審議を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

観光経済常任委員会委員長、大川孝議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、付託されました議案につきましての報告をさせていただきます。

過日、6月15日午後1時半から全委員出席のもと、議長、副議長並びに事務局、児島助役初め部課長等出席のもとに、4議案と1意見書につきまして慎重審議をさせていただきました。ただいま求められました議案第65号と66号の経過につきましてご報告を申し上げます。

ただいま議長から報告を求められました議案第65号 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定についてと議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

詳細につきましては、議員控室に会議録が閲覧できますので、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、議案第65号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもちまして原案を可決すべきものとなりました。

次に、議案第66号につきまして、木太刀荘売却費の処理と基金はどのようにするのかとの質疑に対し、1月31日の事業閉鎖により会計を閉めました。それに伴い、会計は一般会計へと切りかわり、財産も行政財産から普通財産に移行となりますので、売却費を含めたすべて

を一般会計に算入します。基金については、地方財政法上、その余剰金の2分の1以上を積み立てることとなっていますので、そのように処理いたしますとの答弁がありました。

また、湯の国会館への貸し付け残金5,500万円はどうなるかとの質疑に対し、県の指導を受け、減免清算としますとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書をこちらの方へ提出願いたいと思います。再開を9時45分といたします。それでは、休憩といたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時41分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから、議案第65号 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定についてと議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定についての質疑、討論を行います。

質疑、討論の通告がございませんので、まず質疑の方をこれで打ち切りといたします。

これから討論に入りますが、討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第65号 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第3、議案第67号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

本案についても、今定例会初日に上程され、観光経済委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

観光経済常任委員長、大川孝議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第67号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）についての審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

質疑といたしまして、現在使われている揚湯ポンプの設置費用は幾らだったかとの質疑に対し、工事費が127万4,000円、新規ポンプ代が154万円で、合計281万4,000円でした。これを参考に補正させていただくものですとの説明がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を提出していただきたいと思えます。

これより暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから、議案第67号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）について質疑、討論を行います。

質疑、討論なしと認めます。

質疑をこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論もなしと認め、討論をこれで終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第67号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第1回)について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長(遠藤正寿君) 起立者多数。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号～議案第72号及び県知事提出議案第1号の委員長報告、
質疑、討論、採決

議長(遠藤正寿君) 次に、日程第4、議案第68号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第9、議案第72号 伊豆市総合会館条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

本案についても今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会副委員長、飯田正志議員。

〔総務副委員長 飯田正志君登壇〕

総務副委員長(飯田正志君) それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

6月15日午前9時半より、高田和正議員欠席のもとに委員会を開きました。

それでは、ただいまから、議長に報告を求められました議案第68号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告いたします。

詳細につきましては、議員控室に会議録が閲覧できますので、質疑の主なものについて報告いたします。

当局からは特に補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、産業医とは精神科だけなのか、また精神科医を置く必要はとの質疑に対し、産業医は精神面での健康管理ということで、設置の必要性としては、特に心理面での健康管理が非常に重要になってきた。国・県からの強い指導もあり、18年度より設置したいと考えるという説明がありました。

また、委員より、支所もある状況で診察がうまく作用するのかという質問に対しまして、治療ではないので、月に1回来ていただくというような形をとり、とにかく1年やってみて検討したいという答えがありました。

なお、委員外議員の方から、現状の市の職員の中でそういう状況が出てきているのかという質問に対しましては、やはり500人ぐらいの職員になりますと、人事異動によるストレスといたしますか、そのような事例が何件かあるという答弁がございました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しま

した。

次に、議案第69号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

これについては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当局から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、土地台帳及び家屋台帳の閲覧については、今までは第三者でも手続をとれば閲覧できたという部分ができないということか。それと、今度は本人が閲覧する場合、身分証明書とか何かが必要で、本人が確認できたら閲覧させるということなのかという質疑に対して、今回廃止ということで、本人でも一切見せないということ、その理由として、登記所に非正規なものがあること、それに実際に市での個人での閲覧というのは余りないこと、業者が土地を調べたりすることがほとんどで、それも数件だということでございます。

それに、委員外議員からの質疑がございまして、利便性の問題でどうなのか。個人情報法の関係から来ているのかという質問がありました。答弁としましては、まず個人情報の保護を第一優先と考えたということでございます。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、県知事提出議案第1号 伊豆市湯ヶ島財産区議会設置条例の制定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、天城湯ヶ島支所長より本会議での質疑・回答の訂正がありました。財産区の構成員になる範囲は本会議の中で3カ月と申しましたが、転入してきた時点でなるということで訂正をさせていただきたいという報告がありました。なかなかこれについては、財産区ということに対して皆さん認識が余りないものですから、結構質問がありました。主なものをご説明します。

委員より、この土地というのは市から借りて財産区を形成しているのか、土地の名義そのものはどうなっているのかという質疑に対しまして、名義は財産区というか、昔の村の名前という形になっております。

また、委員より、名義が市のものだと、そこに借地料が発生するのか。それか、区のものだったら、逆に固定資産税とか税のものが発生すると思うが、どうなのかという質疑に対して、財産区に関しましては、特別地方公共団体ということで地方自治法にうたわれております。地方公共団体と同じような法人格を持つというような団体である形で、財産に対しては市町村と同じように非課税となりますという答弁であります。

また、例えば木を売ったとか、そういう利益を個人に分けないと、上がってきたお金は何

に利用されていくのかという質疑に対して、使い道に関しては管理・保全のみでしか使うことはできないというような規定があり、財産区を管理運営するためのみに使用が許されるというような制約があります。ですから、普通公共団体と同じような形で、いろんな事業を行うということは制限されておりますという答弁でした。

また、限られた管理・保全だと、そういったものしか使えないとなると、お金がどんどんたまっていくような気がするけれども、どうなのかという質疑に対して、答弁で、山の価値がある時代でしたら、山林と立木というものが売れるかとは思いますが、今実際、山は余り立木が売れない状況が現実ですので、本当に管理する程度にしか収入がないということでございます。

それから、その地区へ新しく住んだ人が自動的に入れるというが、入りたくないという権利があるかという質疑に対して、特別地方公共団体ということなので、当然転入してくると、市町村へ転入してきたのと同じですので、拒否はできないという答弁がございました。

また、委員より、財産を守るために皆さんいろいろと出役があり、そういうものが嫌だからという部分があると思うが、どうなのかという質疑に対しまして、出役の場合は出た人に日当を払うのであって、出不足金というようなことは取らないはずになっていると思いと説明がありました。

また、委員より、非課税団体ということのようですが、年間の決算報告義務というのは当然あると思いますが、どこへ出すのかという質疑に対して、自治法上でいいますと、本来監査に対しましては、市の監査委員が監査しなければならないことになってはいますが、今までは慣例で、各財産区の中での監査にとどまっております。今後、改正していかなければならないと思っております。地元へは話しているということです。それに関しましては猶予をいただきたいということで、ご理解願いたいということでありました。県への報告につきましては、決算統計の中で報告の数字は上げておるということであります。

それから、委員より、この団体のメリットということで、湯ヶ島財産区の場合は、今は山林関係がほとんどでだめですが、湯ヶ島財産区の場合は温泉を持っていて、この温泉が実質的には7割近くの権利を持っており、その部分で収入がある関係上、湯ヶ島財産区はある意味ではやっていけるケースですが、それ以外のところについてはなかなか大変だろうというのが実情だという説明がございました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

議案第71号 伊豆市財産区管理会条例の制定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当局からは特に補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、財産区という条例と管理会条例の2つに分けた経緯についてはどうなのかという質疑がありました。答弁では、伊豆市になり、すぐに条例整備をしなければいけないとい

うことで、平成16年9月に各財産区の議員さんたちを集め話し合いをした結果、8財産区が今までと同じように議会運営をしていきたいということで、県に一時提案をいただくよう県の市町村行政室に事前協議に伺ったわけなんです。県の意向として、8財産区に議会を設けるためには、それなりの必要性を明確にあらわせというような指示がありました。

そういう中で、各財産区にご相談をしながら、市の方としても、財産管理会という簡易な方法があるということで、そちらの運営形態を各財産区に勧めました。運営形態を変えということに関し、各財産区で話がまとまらず、何度か話し合いを重ねた結果、湯ヶ島財産区についてはどうしても議会運営をしたいとのことであり、あとの財産区に関しましては、市の推薦する管理会方式でもいいというようになり、このような結果になりました。この時期になりまして上程させていただくということになりました。その後、県との協議につきましても、湯ヶ島財産区に議会ということで最終的な協議を行いましたけれども、すぐには合意に至らず、ようやく県知事の提案を受けまして今日に至っているというふうな説明がございました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川孝議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） ただいま議長より報告を求められました議案第72号 伊豆市総合会館条例の一部改正について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

議案第72号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。この休憩中に、質疑、討論のある方はこちらの方へ届け出ください。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時04分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから、議案第68号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第72号 伊豆市総合会館条例の一部改正についての質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許しま

す。

それでは、堀江議員。

〔 2 3 番 堀江昭二君登壇 〕

2 3 番（堀江昭二君） 伊豆市財産区管理会条例について、第10条に、この条例に定めるもののほか、管理会に関し必要な事項は、管理会の同意を得て市長が別に定めるという項がありますけれども、これは規則だとか要綱だとか、具体的にはいつどのようにして決めるのかという話し合いがされたのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 総務常任委員会副委員長。

〔 総務副委員長 飯田正志君登壇 〕

総務副委員長（飯田正志君） 委員会ではそこまでの議論はございませんで、設置をするかしないかという議案なのでして、内容については審議をしておりません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

堀江議員。

2 3 番（堀江昭二君） もうちょっと聞きたいんですけども、議論はしていないということですので。本当は行政に聞いたかったですけれども、ここではそれができませんので、一応終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。

まず、反対討論はありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（遠藤正寿君） なければ、賛成討論。

26番、木村議員。

〔 2 6 番 木村建一君登壇 〕

2 6 番（木村建一君） まず最初に、議案第68号、伊豆市特別職の職員の条例の一部改正について討論を行います。

冒頭、初日の市当局からの提案、そして今、委員長報告にありましたように、今回の条例の一部改正の提案は、市職員の心のケア、メンタルヘルスケアのための産業医を設置して、産業医の報酬及び費用弁償の提案がなされております。

産業医の仕事というのは、職員の健康を守るために3つの大きな仕事があると労働安全衛生規則でうたっております。1つ目には健康管理、2つ目には作業管理、3つ目には作業環境管理、この大事な仕事。さらには、産業医は労働者の健康を確保するため、必要があると認めるときは、事業者に対し、今回の提案でいきますと、市当局というふうになりますが、その職員の健康管理等について必要な勧告をすることができると思います。また、職員の

健康障害の防止に関して、安全衛生管理者に対する勧告、指導、助言することができることも述べております。職員自身の健康を守ることが第一義的な提案というふうに私は理解しましたけれども、それにとどまらず、やはり自治体の職員の仕事というのは、市民への奉仕だと。市民へのサービスだと。そこにつながる大事な提案であるというふうに私は理解をして、賛成をいたします。

次に、県知事提出議案第1号とそれから議案第71号については関連がありますので、一括して討論を行います。

財産区に議会を設置する必要があるかどうかということについて、委員長の方から報告がありました。県当局の指導やまた協議の中で、さらにはそれぞれの財産区の住民の意向にのっとった提案と判断しております。天城湯ヶ島地区だけにあるこの財産区という制度ですから、非常に私自身も長年住んでいてわかりづらかったんですが、明治の大合併のときに自然村があったと、江戸時代に。その財産が遺産としていまだに残っているというふうに私は理解しましたが、今後、財産区の管理や処分、また予算・決算は、財産区の意向を尊重しながら市議会が議決するというようになっていくでしょう。この議会の議決の方法については、また市当局の方から具体的な提案があると思いますが、議決するに当たっての議案を提案するのは、ただ一つ財産区が存在する天城支所では私はないというふうに判断します。財産管理を担当する部署が責任を負うことになるのは、今回の提案についても私は当然のことであるというふうに理解します。市が持っている他の財産とは少し趣が違うわけですが、財産区も市の財産に変わりありません。将来を見据えた合理的な管理体制を求めて、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） これで討論を終了いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第68号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について採決をいたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、県知事提出議案第1号 伊豆市湯ヶ島財産区議会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、県知事提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 伊豆市財産区管理会条例の制定についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 伊豆市総合会館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第10、発議第3号 道路整備の促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、杉山議員。

〔14番 杉山羌央君登壇〕

14番（杉山羌央君） 発議第3号 道路整備の促進を求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。

伊豆横断道路の整備は、東に伊東市、東伊豆町と伊豆市を結ぶ伊豆半島の東西軸として、低迷する伊豆半島全域の観光、そしてこれを主要産業とする伊豆全域にとって、大変大きな課題であります。首都圏のリゾート地という好条件にもかかわらず、渋滞等の道路問題が課題となっている中で、この打開策に大きなウエートを占めるのが道路網の充実であることは周知の事実であります。道路は、市民生活はもちろんのこと、社会・経済活動を支え、文化振興や地域間交流を促進する最も基礎的な社会基盤であることは、今さら言うまでもありません。

我が伊豆市においては、合併時のライフライン関係の重点事項として掲げられている伊豆縦貫道のアクセス道路である天城北道路の整備は事業が推進されつつあるものの、伊豆半島の東海岸と西海岸を結ぶ重要な位置づけにある矢熊筏場線は、現在まだ事業化に至っておりません。

よって、国においては、道路特定財源に関して一般財源化を基本方針とした見直しの議論がされている中、こうした伊豆半島並びに伊豆市の実情を踏まえ、地域の発展並びに市民生活関連の道路整備に必要な予算の確保に努めるとともに、長期的視点に立った道路整備が図られるよう、強く要望するところであります。

つきましては、この懸案事項の早期事業化を図るべく、別紙意見書を関係機関に提出することに議員諸氏のご賛同をお願いするものであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について質疑を許します。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第11、発議第4号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、小森議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 発議第4号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出について提案理由の説明をいたします。

本件は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政省庁に対し別紙の意見書を提出するものであります。

意見書の内容の説明をもって提案理由の説明としたいと思います。

ご存じのとおり、京都議定書による目標達成計画において、森林は二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っています。削減約束6%のうち、森林が担当する削減量は3.9%です。これを確実なものとするために、森林・林業基本計画に基づく計画的な森林の整備が必要だと考えます。

また、私どもの地域においては、近年、山林災害が多発する環境となっており、これらを防止することが、市民の暮らしを守る森林の役割を維持する上で大変重要になってきております。

また、違法伐採木材が国際市場に流通することにより、我が国のみだけでなく、森林を管理または木材を産出する多くの国の森林・林業・木材産業への悪影響が深刻なものとなっております。

以上のような厳しい環境の中で、特に下記の3点を実現するよう、国に対し強く要望するものであります。

1、森林・林業基本計画に基づく森林の整備・保全及び「緑の雇用事業」による担い手の確保・育成対策の推進を図ること。

2、違法に伐採された木材は使用しないという考え方に基づく違法伐採対策の確立、特に外材についての対策を確立すること。また、地域材の利用が推進されるような施策を実施するとともに、低コストで安定的・効率的な木材供給体制のシステムを確立すること。

3、地球温暖化防止森林吸収源対策を確実に推進するためにも、目標とする森林整備や保全管理を適切かつ着実に実施するための施策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員諸氏のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について質疑を許します。質疑はありませんか。

26番、木村議員。

26番（木村建一君） 少し意見書の提案について、詳細なるものですから、お尋ねしたいんですけども、具体的に国に対する意見書の2番目のところに、違法に伐採された木材を

使用しないと。多分、外国からたくさん入ってきているのかなというふうに推測するんですが、こういうふうに具体的に国に要望するということは、やっぱり日本の大事な一つの国内産を育成するに当たってのネックになっているのかなというふうに私理解したんですが、それで、どのくらいの率で入ってきているのかということがわかりましたら、お話しいただければと思います。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

違法伐採木材が国内の市場に流通していることは既に確認されておりますが、実際には量的にどの程度ということは、これは流通業界の方々も把握していません。これは、もちろん検疫とかそれから税関の体制の問題もあると思いますが、国内で木材を上げることのできる港はかなりあります。現在では、コンテナの中に入ってきますので、特にそれをコンテナをあけてすべてのチェックを税関ですることは不可能です。多くが輸入を扱う業者に、信頼性のもとに実施されています。例えば、木材の最終的な使用が使用されるマーケットというか、それが明らかな場合は、特にその次に入っている流通段階の業者の皆さんが自動的にチェックするというをよく行いますが、そういう太いパイプの流通経路で確立された以外の細かい市場については、それぞれの業者さんはチェックするというはほとんどありません。その結果、通関した途端にもうわからなくなってしまうと。そういう状態で、本来は実は輸出国の伐採とそれから積み出しのときに管理されるべきものであると思います。ですから、実際なかなか日本の国内で把握することが難しいと。そういう状態です。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第4号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議員派遣について

議長（遠藤正寿君） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付した資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加

議長（遠藤正寿君） 次に、議案第73号 平成17年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分についての追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 平成17年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時38分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 追加日程第1、議案第73号を議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第73号の提案理由を申し上げます。

平成17年度の決算見込みの調整が終わり、繰越事業に係る一般財源の繰越額を差し引いた一般会計の決算剰余金が12億5,631万円となることから、地方自治法第233条の2の規定により、剰余金の一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入するものであります。編入する額といたしましては、地方財政法第7条の規定により、剰余金の2分の1を下らない金額を基金に積み立てる旨の規定がありますので、本金額の2分の1余の額であります6億2,820万円といたしました。

本議案の詳細につきましては企画部長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、可

決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、細部説明をさせていただきます。

17年度の歳入決算・歳出決算見込み、これをちょっとご説明させていただきます。

歳入決算が178億1,300万円程度になります。それから、歳出決算の見込みが164億8,500万円程度になりまして、繰越事業の充当繰越額、7,100万円ほどございますが、これを差し引きまして、実質収支が12億5,600万円ほどになります。先ほど市長が申し上げた数字でございますが、このうち基金に繰り入れるのを2分の1と想定しまして、6億2,820万円ほどを財政調整基金に繰り入れたいというものでございます。

なお、今回の剰余金が出た大きな要因でございますが、まず1点、地方交付税、これが4億2,400万円ほどふえております。これは災害経費あるいは合併経費、こういったもの見込みでかなり国の方が上乘せをしてくれたというふうに考えております。それから、財産収入におきましては、もう既にご存じのように、木太刀荘の売却が1億5,000万円ほどございました。それから、諸収入の中で、木太刀荘、ふじみ荘のそれぞれの剰余金がトータルで1億8,600万円ほどございます。これらが歳入部分での大きな見込みの分野でございます。

それから、歳出でございますが、土木費におきまして9,400万円ほど、これは天北関連事業で事業執行しなかったということがございまして、これが大きな要因ではないかなというふうに思います。

編入後の財政調整基金残高が21億7,900万円ほど、これは財調だけでございますが、21億7,900万円ほどございます。これらを徐々に基金がふえていくことが非常にいいことではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの議案についての質疑、討論のある方はこちらの方に通告書の提出を願います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより質疑に入るのでありますが、通告がありませんので、質疑は終了いたします。
これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

それでは、質疑、討論はないものと認め、終結をいたします。

これより議案第73号 平成17年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分についてを採決いたします。

原案のとおりとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

それから、冒頭の議案、65号、66号につきまして、私が可決と申しましたが、これは認定でございますので、65号、66号は認定ということでご訂正を願います。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

本当に長い期間、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。

本日はこれにて閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時45分